

令和7年 9月 1日開会
令和7年10月10日閉会

令和7年第3回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

9 月 1 日（月曜日）

令和7年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年 9月1日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年 9月1日

午前10時00分

1. 散 会 令和7年 9月1日

午後 2時35分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		歳入歳出決算の認定について
1	会議録署名議員の指名 (8 番中村一雅、9 番河野清一)	認定第 2 号 令和 6 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
2	会期の決定 (9 月 1 日～10 月 10 日 40 日間)	認定第 3 号 令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3	承認第 5 号 専決処分第 5 号の承認を求めることについて(令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号))	認定第 4 号 令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	諮問第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について	認定第 5 号 令和 6 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	諮問第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について	認定第 6 号 令和 6 年度西予市水道事業会計決算の認定について
5	議案第 96 号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	認定第 7 号 令和 6 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
	議案第 97 号 西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について	認定第 8 号 令和 6 年度西予市下水道事業会計決算の認定について
	議案第 98 号 市道路線の認定について	認定第 9 号 令和 6 年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第 99 号 令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)	認定第 10 号 令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第 100 号 令和 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)	認定第 11 号 令和 6 年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 101 号 令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	7 報告第 12 号 令和 6 年度西予市一般会計継続費精算報告について
	議案第 102 号 令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	報告第 13 号 令和 6 年度健全化判断比率の報告について
	議案第 103 号 令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	報告第 14 号 令和 6 年度資金不足比率の報告について
	議案第 104 号 令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算(第 2 号)	報告第 15 号 株式会社エフシーの経営状況について
	議案第 105 号 令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)	報告第 16 号 株式会社城川ファクトリーの経営状況について
	議案第 106 号 令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	報告第 17 号 株式会社どんぶり館の経営状況について
	議案第 107 号 令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)	報告第 18 号 あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
	議案第 108 号 令和 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)	
6	認定第 1 号 令和 6 年度西予市一般会計	

- 報告第 19 号 株式会社グリーンヒルの経営状況について
- 報告第 20 号 一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
- 報告第 21 号 西予CATV株式会社の経営状況について
- 8 発議第 5 号 西予市決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 5 号 西予市決算審査特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件					
1	会議録署名議員の指名		認定第 2 号	令和 6 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	
2	会期の決定		認定第 3 号	令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
3	承認第 5 号	専決処分第 5 号の承認を求めることについて(令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号))	認定第 4 号	令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
4	諮問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	認定第 5 号	令和 6 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	諮問第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について	認定第 6 号	令和 6 年度西予市水道事業会計決算の認定について	
5	議案第 9 6 号	西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	認定第 7 号	令和 6 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	
	議案第 9 7 号	西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について	認定第 8 号	令和 6 年度西予市下水道事業会計決算の認定について	
	議案第 9 8 号	市道路線の認定について	認定第 9 号	令和 6 年度西予市病院事業会計決算の認定について	
	議案第 9 9 号	令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)	認定第 10 号	令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
	議案第 100 号	令和 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)	認定第 11 号	令和 6 年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 101 号	令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	7 報告第 12 号	令和 6 年度西予市一般会計継続費精算報告について	
	議案第 102 号	令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	報告第 13 号	令和 6 年度健全化判断比率の報告について	
	議案第 103 号	令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	報告第 14 号	令和 6 年度資金不足比率の報告について	
	議案第 104 号	令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算(第 2 号)	報告第 15 号	株式会社エフシーの経営状況について	
	議案第 105 号	令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)	報告第 16 号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	
	議案第 106 号	令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	報告第 17 号	株式会社どんぶり館の経営状況について	
	議案第 107 号	令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)	報告第 18 号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	
	議案第 108 号	令和 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)	報告第 19 号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	
6	認定第 1 号	令和 6 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について			

- 報告第 2 0 号 一般財団法人宇和文化会館
の経営状況について
- 報告第 2 1 号 西予CATV株式会社の経
営状況について
- 8 発議第 5 号 西予市決算審査特別委員会
の設置について
- 選任第 5 号 西予市決算審査特別委員会
委員の選任

開会 午前10時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより令和 7 年第 3 回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めましておはようございます。

令和 7 年第 3 回西予市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、九州地方では先般、線状降水帯による大雨により、広い範囲で大きな被害が発生しました。災害によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

熊本市におきましても大きな被害が生じており、現在、復旧作業が進められているところでございます。本市は、平成 30 年 7 月豪雨で野村地区を中心に甚大な被害が発生いたしました。その際、熊本市から発災直後から 3 カ月近くにわたり、避難所運営をはじめ、幅広い分野における復旧活動に尽力をいただきました。まさに、熊本市の支援があつてこそ発災後の混乱期を乗り越え、復興への道のりへと歩み出すことができたと言っても過言ではありません。我々はそのときの御恩を忘れることはありません。

このたび、熊本市に本市から支援を申し出たところ被災者のニーズ調査や罹災証明発行業務に関わる支援をお願いしたい旨の連絡があり、8 月 25 日から職員派遣を行っているところであります。復旧から復興へ至る道のりには長い時間を要することもあります。本市としては今後も引き続き現地のニーズを踏まえ、可能な限りの支援を行ってまいります。

次に、現在策定を進めております財政危機脱却プランについて申し上げます。危機的な財政状況から脱出し、健全な財政体質に変わることを目指

し、幅広い分野にわたる厳しい行財政改革を実現するため、現在、財政危機脱却プランの策定を進めております。財政危機脱却プランは、幹部職員による内部検討委員会で原案を作成し、市議会の西予市の財政に関する特別委員会及び財政危機脱却プラン外部有識者会議に審査と御意見をいただきました。有識者会議からは、先週 29 日に多角的な視点からの厳しい御指摘と今後の財政運営に示唆を与える答申をいただきました。議会の特別委員会では、5 回の委員会でプラン全体を説明し、多くの御意見や御提言をいただいております。

市では、有機者会議及び特別委員会からの意見を踏まえ、原案に必要な修正を加え、9 月中旬頃に行政経営戦略会議で最終決定し、10 月上旬には正式に発表を行う予定としております。また市民の皆様には 10 月下旬から旧町単位で開催する市政懇談会において御説明をいたします。

今回の行財政改革、財政危機脱却プランは、今後の本市財政の健全化に向けた重要な試金石です。この財政再建には市職員一人ひとりの努力はもとより、市民の皆様の御理解と御協力が不可欠です。公共施設の統廃合や利用料の適正化、市民サービスの一部見直しなど痛みを伴う施策もございますが、将来世代に大きな負担を負わせることのない持続可能な市政運営を実現するためにもどうか御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、6 名の議員の皆様からの一般質問にお答えするとともに、専決処分の承認、条例改正、補正予算のほか、令和 6 年度各会計決算認定、出資法人等の経営状況報告など計 37 件の議案を上程し御審議をお願いするものであります。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御承認、御決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

○宇都宮議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

（日程 1）

○宇都宮議長

まず、日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に8番中村一雅議員、9番河野清一議員を指名いたします。

（日程2）

○宇都宮議長

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から10月10日までの40日間といたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日から10月10日までの40日間と決定いたしました。

（日程3）

○宇都宮議長

次に、日程第3、承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて（令和7年度西予市一般会計補正予算（第2号））」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第5号は「令和7年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について専決処分の承認を求めるものであります。

その内容でございますが、令和7年8月10日から11日にかけての豪雨の影響により被災いたしました農地、農業用施設及び林業用施設について、復旧に係る測量設計委託料合計3126万2000円を計上いたしました。事業の財源につきましては、財政調整基金繰入金を計上し、収支均衡を図っております。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3126万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ292億1409万8000円といたしました。

今回、これに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、承認第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

討論なしと認めます。

これより承認第5号の採決を行います。

この採決は、原則採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを御確認ください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○宇都宮議長

暫時休憩します。（休憩 午前10時13分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前10時16分）

システムがすぐ復旧しませんので起立採決に代えさせていただきます。

それでは賛成することに賛成の方は御起立願ひます。

失礼いたしました。何もかも順番狂っておりますので、もう一度訂正させていただきます。

先ほども申しましたがシステム故障のため、これより起立採決に代えさせていただきます。

それではお諮りいたします。

承認第5号は原案のとおり賛成する方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○宇都宮議長

御着席ください。

起立全員により、採決を確定いたします。はいもう一度確認させていただきます。失礼します。

承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて（令和7年度西予市一般会計補正予算（第2号））」は賛成全員によって承認となりました。

（日程4）

○宇都宮議長

次に日程第4、諮問第8号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を一括議題いたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

諮問第8号から9号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち2名の方が令和7年12月31日をもって任期満了となります。

その後任について検討をいたしました結果、宇和町の宇都宮裕氏、塩見代志子氏の2名を新任として推薦したいと存じます。

宇和町の宇都宮氏は市職員として長年にわたり勤務され、行政経験が豊富で、地域住民の信頼も厚いものがあります。宇和町の塩見氏は、長年にわたり教員として、学校現場において教育の充実に尽力され、地域住民の信頼も厚いものがあります。

以上、推薦にかかわる2名の方は、それぞれ人格識見が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり、適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3

項に基づき議会の御意見を聞くものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本件2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第8号及び諮問第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、諮問第8号及び諮問第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

討論なしと認めます。

これより諮問第8号及び諮問第9号を順に採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第8号は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○宇都宮議長

御着席ください。

採決を確定いたします。

諮問第8号「人権擁護委員候補者の推薦について」は賛成全員によって同意となりました。

次に諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

○宇都宮議長

お諮りいたします。

諮問第9号は原案のとおり賛成される方は、失礼いたしました。

お諮りいたします。

諮問第9号は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○宇都宮議長

御着席ください。

採決を確定いたします。

諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、賛成全員によって同意となりました。

(日程5)

○宇都宮議長

次に、日程第5、議案第96号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」から議案第108号「令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第96号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、公共施設を利用する外来者の一時的な利便を提供するため、施設近くなどに設置する駐車場の利用に関して定めたものであります。

本条例に定める野村第2駐車場は、野村支所や乙亥会館をはじめとした野村地区中心部を訪れる市民を想定して運用をいたしておりますが、実質的には主に朝霧湖マラソン及び乙亥大相撲などの大きな催しにのみ利用されている状況となっております。

一方、イベント時に活用できる駐車場といたしましては、昨年度、旧野村支所庁舎跡地に野村第1駐車場の供用を開始したほか、肱川河川沿いの一体整備においても一定の駐車スペースを確保することができたところでございます。

このような状況から、野村第2駐車場の今後の運用について検討を行いましたところ、その役割や必要性が低くなることは明らかであり、公有財産の有効活用の観点からも行政財産としての用途を廃止し、普通財産として売却する方向で進めることといたしました。

今回の改正は、当該駐車場を廃止するため本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第97号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、法定外公共物使用料の徴収方法等の見直しを行うものであります。

現在、市が管理する法定外公共物の使用料については、許可を受けた者から、許可期間である10年間、毎年度、当該年度分を年度当初に徴収することとしております。

年間の使用料は7割程度が1件当たり300円以下と少額で、その請求事務や更新等に伴う費用対効果も少ないことから、県内市町の状況を確認したところ県内市町の状況は、約6割の自治体が年度ごとの徴収に加え、一括徴収もできるよう選択制となっております。

本市においても、今後事務の効率化を図るとともに適正な維持管理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第98号「市道路線の認定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回、明浜地区で1路線、城川地区で1路線、計2路線の市道認定について、議会の議決を求めるものであります。

国道378号及び県道城川梶原線の道路改良工事の完了により、県管理区域から除外された区間が西予市に払下げられることを受け、市道宮崎大浦線及び市道土居町表線として管理するため認定するものでございます。

なお、本件に係る市道の認定につきましては、先の7月23日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 99 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、令和 6 年度決算における繰越金の状況と令和 7 年度普通交付税の算定結果について御説明をいたします。

まず、繰越金は令和 6 年度の決算剰余金となりますが、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた金額から翌年度への繰越財源を差し引いた金額となり、実質収支額とも言われております。繰越額は 13 億 9453 万 7000 円でありました。

当年度中の予算については、事業費確定や決算見込み等により、減額の補正予算を編成し調整してまいりましたが、決算において、歳出予算の不用額が生じ、今回の繰越額となったものであります。

不用額の要因といたしましては、各事業において、執行段階での事業費の精査と入札実績等によるもの、年度末までに決算見込みが立たないもの、不測の事態に備えるためのもの等があります。

不用額の多い事務事業については、不用額の理由、予定していた事業は実施できたか等の調査を行いました。調査の結果、予定した事業は完了しており、市民の皆様への行政サービス提供の影響はなかったと検証しております。

とはいえ、多額の不用額が生じていますので、予算の執行管理を厳しく行い、本市の財政規模に応じた行政サービス・歳出水準となるよう、予算への反映に努めてまいります。

続いて、普通交付税についてであります。

本年度の査定が終了し、普通交付税は 110 億 2358 万円という結果でありました。当初予算と比較して 7642 万円、0.7%の減となりました。

令和 8 年度以降の見込みについては、国の地方財政計画が維持されることを前提にしますと、基礎数値となる人口は減少傾向にあるものの、地方債の元利償還金に係る財政需要額が増加傾向にあることから、当面、横ばいから微増で推移するものと見込んでおります。

しかし、本市では、災害時の不測の事態に備える財政調整基金の減少が大きな課題となっており、令和 7 年度期首時点では 3 億円を切る水準でありました。

今回の補正予算案での積立てにより、財政調整

基金は一旦 13 億円程度に回復しますが、今後予定されております国の経済対策、不測の災害対応、人事院勧告に伴う給与改定等を見据えると、仮に令和 8 年度当初予算の編成で例年どおり 8 億円を取崩しますと、期首残高は再び 3 億円程度に落ち込む見込みであります。

この金額では、今後想定されます南海トラフ地震等の大規模災害時の迅速な対応が困難であるため、近年、常態化している歳入と歳出のアンバランス、つまりは慢性的な赤字体質の解消に向けて、早急な対策を講じなければなりません。

このような状況を受け、開会の挨拶でも触れましたが、現在、財政危機脱却プランの策定を進めております。市議会の西予市の財政に関する特別委員会及び財政危機脱却プラン外部有識会議からも多くの御意見、御提言をいただいております。

本市が大きく依存する普通交付税の伸びが期待できない中、厳しい財政状況に対する危機意識を市全体で共有しながら、合併以後、必ずしも十分でなかった行財政改革を集中的に行うことにより、歳入・歳出の両面から、合併の本来の目的である行財政基盤の確立に取り組み、将来にわたり持続可能な市政運営を実現しなければなりません。市民の皆様並びに議員の皆様の御理解、御協力をお願いするところであります。

それでは、今回の補正予算でございますが、令和 6 年度決算に伴う繰越金の調整をはじめ、緊急に要する経費を計上するものであります。

その主な内容であります。予算書の款別に御説明申し上げます。

総務費では、卯之町はちのじまちづくり整備事業の特定事業契約書に基づき、基準金利の見直しに伴うサービス対価の委託料を計上するものであります。

民生費では、社会福祉法人が特別養護老人ホーム等の大規模修繕にあわせて実施する ICT 機器の導入に要する経費に対し、補助金を計上するものであります。

農林水産業費では、畜産生産基盤を強化するため、畜産クラスター協議会が実施する施設の補修改修、機械の取得等に要する経費に対し、補助金を計上するものであります。

消防費では、県共同で運用している被災者支援連携システムの更新について、統一システムの導

入に要する経費を計上するものであります。

教育費では、市内中学校の再編計画にかかわる検討委員会の設置及び開催に要する経費を計上するものであります。

災害復旧費では、林道東津野城川線地すべり災害に関し、国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費を計上するとともに、8月の豪雨により小規模被災した農地、農業用施設及び林業用施設にかかわる崩土除去等に要する経費を計上するものであります。

また、地方財政法に基づき、令和6年度決算による余剰金の一部を財政調整基金へ積立をしております。これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、令和7年8月22日に専決処分したのちの歳入歳出予算の総額に、それぞれ12億187万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額を304億1597万1000円と定めるものであります。

また、債務負担行為では、公共施設照明のLED化にかかるESCO事業の期間、限度額を設定しております。

さらに、地方債補正では、災害復旧事業のほか、緊急防災・減災事業、過疎対策事業の限度額変更を行っております。

以上、今回の補正予算の概要となりますが、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

沖野財政課長。

〔沖野財政課長登壇〕

○沖野財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

12ページをお開き願います。

2款総務費、9項1目企画管理費、卯之町はちのじまちづくり推進事業192万6000円でありますが、卯之町はちのじまちづくり整備事業の特定事業契約書に基づく、3年ごとのサービス対価の見直しについて、基準金利の上昇を受け、委託料

を増額計上するものであります。

13ページをお開き願います。

3款民生費、1項3目老人福祉費、介護基盤整備支援事業6500万円ではありますが、社会福祉法人西予総合福祉会が特別養護老人ホーム松葉寮及びケアハウスれんげの大規模修繕にあわせて行う見守り支援機器、排泄ケア支援センサー等のICT機器の導入経費に対して補助金を計上するものであります。財源として、介護施設開設準備経費助成事業費県補助金を充てております。

14ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項4目畜産業費、畜産生産基盤維持強化支援事業1756万7000円ではありますが、本市の所管する4つの畜産クラスター協議会が、愛媛県のクラスター計画に基づき行う畜産生産基盤の強化に向けた牛舎等の改修及び機械の取得等に要する経費に対して補助金を計上するものであります。財源として、畜産整備基盤維持強化支援事業費県補助金を充てております。

15ページをお開き願います。

9款消防費、1項4目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業、805万2000円ではありますが、り災証明書の発行や、被災者台帳の作成業務等を行う被災者支援連携システムにつきましては、19市町と愛媛県共同で、令和2年度から運用していますが、今回、更新時期を迎えることから、愛媛県が代表者となり、委託事業者選定に係る協定を結び、統一したシステムを導入するための経費を計上するものであります。財源として、緊急防災減災事業債を充てております。

同じく15ページでございます。

10款教育費、1項2目事務局費、学校再編推進事業、101万9000円ではありますが、市内中学校の再編計画を検討するため、検討委員会の設置、及び開催に係る経費を計上するものであります。

16ページをお開き願います。

11款災害復旧費、1項3目林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業7336万5000円ではありますが、林道東津野城川線地すべり災害の復旧に関して、本年6月に実施されました国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費を計上するとともに、8月の豪雨に伴う崩土除去等に要する経費を計上するものであります。財源として、林業用施設災害復旧費国庫負担金、災害復旧事業債及び森

林環境譲与税基金を充てております。

次に、主な歳入につきまして御説明申し上げます。

予算書は8ページにお戻りください。

10 款地方交付税、1 項 1 目 1 節地方交付税のうち、普通交付税であります。総務省において、7 月 29 日に閣議報告され、本年度の交付額が決定しました。全国の交付状況を見ますと、市町村分においては、前年度再算定後と比較すると、3.0%の減、愛媛県内の市町分では、対前年度2.1%の減であった中、本市におきましては、令和6年度の償却資産に係る固定資産税の精算措置等によりまして、対前年度2.1%、2 億 3888 万 5000 円減額の 110 億 2358 万円の算定結果でありました。当初予算は 111 億円でありましたので、その差額 7642 万円を減額補正するものであります。

9 ページをお開き願います。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金であります。令和6年度決算に伴う繰越金の調整としまして、育英会奨学資金貸付特別会計では 647 万円を一般会計へ繰り出し、同額を一般会計において繰り入れるものであります。

予算書は、4 ページにお戻りください。

債務負担行為であります。公共施設照明のLED化に係るESCO事業につきまして、その期間と限度額を設定するものであります。期間は令和7年度から21年度まで、限度額は3億円としております。なお、本事業の対象は、市役所本庁舎以下47施設を予定しております。

5 ページをお開き願います。

最後に、地方債補正であります。過疎対策事業債の本市への配分額の減少、新規事業及び事業費追加により限度額を変更するものであります。

災害復旧事業債は、2220 万円の増、緊急防災減災事業債は、2880 万円の増、過疎対策事業債は 2080 万円の減となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

〔谷川教育部長登壇〕

○谷川教育部長

議案第 100 号「令和7年度西予市育英会奨学資

金貸付け特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度決算による繰越金の確定によるものです。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 647 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、2297 万 7000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 101 号「令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

事業勘定予算について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものの内容につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報費用並びに前年度決算による繰越金の確定に伴い、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 1277 万円を追加し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を 46 億 1229 万 6000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 102 号「令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額及び子ども子育て支援金制度創設に伴う後期高齢者医療システム改修委託料の増額及び過年度後期高齢者医療保険料の還付金の増額であります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 1959 万 8000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 3731 万 8000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

すみません、今の提案書の中で、訂正をさせていただきますと思います。

101 号の「国民健康保険特別会計補正予算」、追加した金額を 1277 万円と申し上げましたけれども 127 万 7000 円でございます。

以上、訂正させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第 103 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和 6 年度決算による繰越金の確定に伴い、介護給付費準備基金積立及び前年度介護給付費負担金等の額の確定に伴う、国県負担金等の超過交付額の返還を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 1014 万 4000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 64 億 6940 万 2000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 104 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、建設改良事業の財源としている過疎対策事業債の減額配分に伴う市債の調整を行っております。

これによりまして、第 2 条の企業債の限度額を、上水道施設整備事業は 3550 万円から 4260 万円に、過疎対策事業は 3520 万円から 2810 万円に改めております。

続きまして、議案第 105 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、水道水の水質基準を新たに設定した法改正に伴い、有機フッ素化合物である PFOS・PFOA の臨時水質検査実施のため、収益的収入及び支出を増額するものでございます。

これらによりまして、第 3 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を 26 万 5000 円増額し総額を 1 億 3008 万 3000 円、収益的支出を 192 万 5000 円増額して総額を 1 億 3667 万 2000 円といたしております。

続きまして議案第 106 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、積算システム賃借料の計上に伴う事務費の調整及び建設改良事業の財源としている過疎対策事業債の減額配分に伴う市債額の調整を行うものであります。

これらによりまして、第 2 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的支出を 317 万 5000 円増額して総額を 6 億 3013 万 4000 円といたしております。第 3 条の企業債の限度額を下水道事業は 5060 万円から 6080 万円に、過疎対策事業は 5050 万円から 4030 万円に改めております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 107 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、指定管理者への一般短期貸付金を計上し、また、一般短期貸付金の返還に伴い、貸付金返還金及び貸付金利息を計上するものでございます。

第 2 条の収益的収入の補正につきましては、医業外収益を 219 万円増額し総額を 13 億 5237 万 3000 円といたしております。

第 3 条の資本的収入及び支出の補正につきまし

ては、収入支出それぞれ4億円を増額し、資本的収入支出総額を11億143万1000円としております。

続きまして、議案第108号「令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、介護テクノロジー導入機器一式の購入費及びそれに伴う県補助金の補正を行うものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、補助金を708万8000円増額し資本的収入総額を9118万9000円とし、建設改良費を960万円増額し資本的支出額を9370万1000円としております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時01分）
（日程6）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前11時15分）

次に、日程第6、認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出予算決算の認定について」から認定第11号「令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

岩本会計管理者。

〔岩本会計管理者登壇〕

○岩本会計管理者

認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております地方自治法に基づく令和6年度決算における主要な施策の成果報告書によりまして、抜粋して御説明させていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページをお開きください。

令和6年度は「医療福祉改革」「人口減少対策」「防災・減災対策」の3本の柱を軸とした施策を

展開し、社会的課題である人口減少対策事業等の重点化を図るとともに、引き続き、豪雨災害からの復興の継続と、今後の南海トラフ巨大地震等に備えた災害に強いまちづくりの推進に、取り組みました。

また、夢と希望を叶える6つの変革（挑戦）と題し、「豪雨からの復旧・復興」「仕事づくり」「人づくり」「まちづくり」「生活安心のまち」、「市役所改革」の6つの分野で、西予市復興まちづくり計画及び第2次西予市総合計画に基づく事業を展開しました。

さらに、物価高騰対策に関しましては、国及び愛媛県と歩調を合わせて実施しました。

続きまして、資料の3ページから7ページにかけまして順次お開きください。

令和6年度における主な事業につきまして、第2次総合計画における施策体系に基づいて抜粋して御説明いたします。

まず、「仕事づくり」の区分におきまして、「商工業の振興」では、海・里・山が生み出す多品目産地としての特産品を都市部の卸売業者にPRし販路拡大を図るため、ジオブランド推進事業を実施しました。

「農業の振興」では、水田に雨水を一時的に貯める田んぼダムの推進により、河川の急激な水位上昇を抑え、浸水リスクの低減を図る田んぼダム推進事業を実施しました。

「森林保全と林業の振興」では、有害鳥獣の捕獲によって農林作物や自然生態系への被害を防ぐ有害鳥獣捕獲対策事業を実施しました。さらに、フォレストワーカー確保対策事業では、次世代の担い手確保のため、新規就業者や移住者への助成、移住フェアなどを通じた人材確保に取り組みしました。

「観光の振興」では、県内外からの誘客を促進し、市内経済を活性化するため、著名人を活用した観光PRやイベントの充実を図る市観光PR事業を実施しました。

「人づくり」の区分におきましては、「子育て支援の推進」では、保険診療の自己負担分を助成する子ども医療費助成事業により、子どもの健康と福祉の向上を図りました。結婚新生活支援事業では、婚姻に伴う住宅費などの新生活費用の一部を助成し、結婚促進に取り組みしました。子育て応

援事業では、経済的理由で出産を諦めることがないよう、夫婦ともに 35 歳以下の世帯に対して、出産後の経費を支援しました。

また、中学校に進学する子どもを持つ世帯には進学準備応援金を交付し、経済的負担の軽減を図りました。

「学校教育の充実」では、教育現場のDX化を進めるため、文部科学省が推進する「次世代校務系システム」の構築に取り組みました。

「健康づくりの推進」では、がんの予防・早期発見・治療を目的にがん検診等事業を実施し、若年がん患者の在宅療養や骨髄提供者への支援にも取り組みました。

「火災・救急体制の整備」では、大規模災害時の防災拠点機能強化のため、老朽化した消防本部署庁舎の移転新築工事を着手し、令和7年4月の供用開始を目指しました。

「高齢者福祉・介護保険の推進」では、養護老人ホーム三楽園を旧二本生小学校跡地へ移転改築する三楽園建設事業に対し、社会福祉法人の建設事業を支援しました。

「生涯学習の推進」では、学校・家庭・地域が連携して子どもを育む仕組みづくりと、家庭教育を支える支援体制の構築を目的に地域学校協働活動推進事業を実施しました。

「文化の振興」では、指定文化財の保存修理や防災・防犯対策を進める文化財保護推進事業を実施しました。文化的景観保護推進事業では、宇和海狩浜の段畑などの修理・修景、誘導サインづくりのワークショップ、住民向けの学習会を開催しました。

「まちづくり」の区分におきまして、「持続的な市域へのデザイン」では、交通弱者の移動手段の確保や住民福祉の向上を目的に、デマンド乗合タクシーや生活交通バスの運行事業を実施しました。高校魅力化事業では、市外からの入学生徒の積極的な確保に向けて、制度の拡充も検討いたしました。

豪雨災害関連では、肱川左岸・右岸に道路・広場・公園などを整備するため、野村地区都市再生整備計画事業や小規模住宅地区等改良事業を実施しました。復興支援事業では、愛媛大学などの知見や情報、地区住民との協働を通じて、地域の声を反映した復興まちづくりを推進しました。

「市民協働の推進」では、周木地区地域づくり活動センター整備事業において令和7年4月の供用開始に向けて改修工事などを進めました。

「防災・減災対策の推進」では、事前復興計画に基づき、事前防災や復興準備を進めるため、事前復興推進事業に取り組みました。

「自然環境・生活環境の保全」では、猫の不妊・去勢手術補助金を活用し、多頭飼育崩壊の未然防止や、野良猫の繁殖制限に取り組むため、犬（ねこ）愛護事業を実施しました。

「地域情報化と情報発信力の向上」では、身近な業務のDX化を進めるとともに、クラウドベースのシステム構築への移行や高度なセキュリティ対策を図るため、情報システム管理運用事業に取り組みました。

なお、主要な施策の成果に係る主な事業の概要につきましては、成果報告書の 34 ページから 83 ページに記載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは続きまして、令和6年度の一般会計決算の状況とあわせまして、普通会計における財政指標等の状況について、その概略を御報告いたします。

資料は9ページをお開きください。

まず、一般会計の決算規模と決算収支について御説明いたします。

令和6年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額は344億7227万7000円。歳出決算額は329億3849万7000円、歳入歳出差引額は15億3378万円となり、翌年度への繰越財源1億3924万3000円を除くと、実質収支は13億9453万7000円となり、前年度実質収支との比較による単年度収支は2億6277万円となります。

また、単年度収支から実質的な黒字要素である財政調整基金積立額等を加え、赤字要素である財政調整基金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は、本年度も5億4263万4000円の赤字となっており、直近7年中6期の赤字決算が生じています。

次に、歳入決算の概要について御説明いたします。

令和6年度の決算額は、前年度と比較し、19億5964万3000円増額しております。

増額の主な要因は、消防本部署庁舎建設事業、養護老人ホーム三楽園建設事業、三瓶地区雨水公

共下水道事業等の大型建設事業を実施したことによる市債の増等であります。

また、市税は 33 億 3837 万 3000 円で、固定資産税等が増となったことにより、前年度と比較して、6275 万 9000 円の増となっています。本市の歳入の約 4 割を占める普通交付税は 112 億 6246 万 5000 円で、前年度と比較して 1 億 6174 万 9000 円の減、特別交付税は 16 億 8524 万円となり、1002 万 8000 円の増となりました。

資料は 12 ページをお開きください。

次に、地方交付税の状況について御説明いたします。下段の表に記載しております通り、令和 6 年度の交付税総額は 129 億 7959 万 7000 円となっており、10 年前と比較しますと、交付税総額が 10 億円以上減少しております。

これは、市町村合併後の普通交付税の有利な算定制度が段階的に縮小され、令和元年度に終了した影響によるものでございます。

資料は 13 ページをお開きください。

次に、財政力指数の状況について御説明いたします。本市の令和 6 年度の財政力指数は 0.25、県内市町平均 0.42 と比較すると、本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。

資料は 14 ページをお開きください。

次に、市債の状況について御説明いたします。

中段の表に記載しておりますとおり、令和 6 年度の市債の発行額は 36 億 3629 万 2000 円となりました。この結果、公債費（元金）との差引による地方債残高は、過去には 400 億円を超えておりましたが、令和 6 年度は 379 億 2915 万円となりました。

資料の 15 ページをお開きください。

次に、歳出決算の状況ですが、令和 6 年度の決算額は 329 億 3849 万 7000 円で、前年度と比較し 5.8%の増となっています。

その主な要因は、総務費における定額減税調整給付事業、周木地区地域づくり活動センター整備事業の増、民生費における養護老人ホーム三楽園建設事業、低所得者支援給付金支給事業の増、衛生費における西予市民病院事業繰出事業の増、消防費における消防本部署庁舎建設事業の増などです。

資料は 19 ページをお開きください。

次に、実質公債費比率、健全化判断比率の状況

について御説明いたします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当はございません。実質公債費比率は前年度同額の 12.9%、将来負担比率は、前年度と比較して 8.6%増の 77.0%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、特に実質公債費比率における国の基準は相当に高いため、市の財政力指数を踏まえると既に資金繰りは厳しく、今後注視する必要があります。

資料は 27 ページをお開きください。

令和 6 年度においても、平成 30 年 7 月豪雨からの復旧・復興事業に引き続き、取り組みました。令和 6 年度の歳出決算額は 3 億 2815 万 2000 円となりますが、野村地区都市再生整備計画事業 2359 万 2000 円を繰越しています。

資料は 84 ページから 85 ページをお開きください。

令和 6 年度は、国の経済対策による低所得者世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による事業に取り組みました。歳出決算額は 7 億 2033 万 4000 円となります。

以上、主要な部分のみを御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各委員会におきまして、施策の成果報告書に基づき、各担当部課長が御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、令和 6 年度西予市特別会計の決算について御説明申し上げます。

資料は 8 ページになります。

公営企業会計を除く特別会計の総額では、歳入決算額は 117 億 6769 万 5000 円、歳出決算額は 116 億 2725 万 9000 円、歳入歳出差引額は、1 億 4043 万 6000 円、実質収支も同額となります。

それでは、会計別に御説明申し上げます。

まず、認定第 2 号「令和 6 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は 86 ページになります。

令和 6 年度決算額は歳入総額が 2698 万 7000 円で、前年度と比較しまして 169 万 5000 円の減、歳出総額は 1426 万 6000 円で、前年度との比較で

は 53 万円の増となり、形式収支、実質収支ともに 1272 万 1000 円となっております。

なお、令和 6 年度貸付人数は 10 人で、貸付総額は 918 万円、償還人数は延べ 870 人で、償還総額は 1336 万 1200 円であります。

続きまして、認定第 3 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

資料は 87 ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が 44 億 2513 万 3000 円、歳出総額は、44 億 2427 万 6000 円となり、歳入歳出の差引額は 85 万 7000 円となりました。被保険者数の減少に伴う国保税減少の対応として財政調整基金を 5984 万円取崩し、事業勘定に繰入れました。

当会計におきましては、被保険者の減少や高齢化、医療技術の高度化などに伴い、今後も厳しい財政運営となることが予想されます。将来にわたって、国保の安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保健事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定について御説明いたします。

資料は 93 ページをお開きください。

市内 3 診療所の歳入歳出総額は同額の 9946 万円となっております。診療所勘定におきましては一般会計から 4320 万 5000 円を繰り入れることにより、収支均衡を図っている状況にあることから、引き続き、医薬材料費等の経費削減に努めるとともに、今後も医療体制の見直しを図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第 4 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

資料は 96 ページをお開きください。

まず、歳入総額は 7 億 8591 万円で、前年度と比較いたしまして 4970 万 6000 円の増、歳出総額が 7 億 6919 万 6000 円で、前年度と比較して 4720 万 8000 円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに 1671 万 4000 円の黒字額を計上して

おります。

歳入につきましては、被保険者の保険料が 4 億 9176 万 6000 円、繰入金 2 億 7871 万 7000 円、後期高齢者医療保険料還付金などの諸収入 114 万 6000 円が主なものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が 7 億 3849 万 2000 円となり、歳出全体の 96%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第 5 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

資料は 99 ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は歳入総額が 64 億 3020 万 5000 円で、前年度と比較しまして、1282 万 3000 円の増、歳出総額は 63 億 2006 万 1000 円で、前年度と比較しまして 6945 万 9000 円の増となりまして、形式収支 1 億 1014 万 4000 円の黒字額を計上しております。今後も介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が、多様な事業者または施設等から、適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導・監理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

以上、令和 6 年度西予市特別会計歳入歳出決算につきまして御説明させていただきました。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

認定第 6 号「令和 6 年度西予市水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の 18 ページをお開きください。

まず、令和 6 年度の西予市水道事業の概要を御報告いたします。総括事項として、給水収益を含む営業収益につきましては、令和 6 年 4 月の水道料改定により、前年度比 16.1%の増となりました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年

度から 586 人減少し 2 万 7354 人、年間総有収水量は前年度比 1.5%減の 311 万 4883 立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

4 ページをお開きください。

水道事業収益 8 億 527 万 360 円に対しまして、水道事業費用は 7 億 787 万 5536 円となり、前年度と比較しまして収益は 15.3%の増、費用については 2.1%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

8 ページをお開きください。

このことを損益計算書で説明いたしますと、営業収益 6 億 4055 万 1105 円に対しまして、営業費用は 6 億 4169 万 3112 円となり、差引き 114 万 2007 円の営業損失となっております。

次に、営業外収益は、水道加入金など 8056 万 8841 円となっており、営業外費用は企業債の支払利息など、2312 万 422 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 5630 万 6412 円、当年度純利益 5537 万 3766 円となり、当年度未処分利益剰余金が 6669 万 8907 円となっております。なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は 3 億 5740 万 1490 円であります。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

6 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 3 億 3663 万 1796 円となっております。その内訳は、負担金 1630 万 6500 円、企業債 2 億 6590 万円、補助金 2754 万 4484 円、補償金 2688 万 812 円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 6 億 106 万 7534 円で、建設改良費として 4 億 8555 万 600 円、企業債償還金として 1 億 1541 万 940 円を支出しております。建設改良の主な工事は、三瓶給水区域における津布理浄水場整備事業に係る水源地電気設備改良工事等であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 2 億 6443 万 5738 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。そのほか、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第 7 号「令和 6 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の 56 ページをお開きください。

まず、令和 6 年度の西予市簡易水道事業の概要を御報告いたします。総括事項として、営業収益のうち給水収益につきましては、給水人口及び給水戸数の減少等により、前年度比 0.8%の減となった一方で、その他営業収益の増加により、営業収益につきましては前年度比 0.7%の減でありました。

また、業務量につきましては、給水人口が前年度から 191 人減少し、4,133 人、年間総有収水量は前年度比 1.7%減の 49 万 7631 立方メートルとなっております。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

42 ページをお開きください。簡易水道事業収益 1 億 2962 万 5508 円に対しまして、簡易水道事業費用は 1 億 2536 万 1198 円となり、前年度と比較しまして収益は 0.4%の減、費用についても 2.9%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

46 ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 5803 万 4045 円に対しまして、営業費用が 1 億 1846 万 9499 円となり、差引き 6043 万 5454 円の営業損失となりました。次に営業外収益は、市からの補助金など 6657 万 4454 円となっており、営業外費用は企業債の支払い利息など 179 万 9581 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益 433 万 9419 円、当年度純利益 433 万 9419 円となったことにより、当年度未処分利益剰余金は 504 万 8933 円となっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

44 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額 950 万 831 円となっており、その内訳は、補助金であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額 1861 万 3769 円で、その内訳は、建設改良費

580 万 7500 円、企業債償還金 1280 万 6269 円です。なお、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する 911 万 2938 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。その他、決算資料を掲載しておりますので御参照ください。

続きまして、認定第 8 号「令和 6 年度西予市下水道事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

公営企業会計決算書の 86 ページをお開きください。

令和 6 年度の西予市下水道事業の概要を御報告いたします。

当事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、及び公共浄化槽等整備推進事業の 3 事業を運営しています。業務量につきましては、接続人口が公共下水道 6,551 人、農業集落排水 6,884 人、公共浄化槽 30 人、年間総有収水量は、公共下水道 82 万 1,369 立方メートル、農業集落排水 72 万 6,929 立方メートル、公共浄化槽 2,160 立方メートル、水洗化率は公共下水道 63.6%、農業集落排水 85.8%、公共浄化槽 100%となりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額について御説明いたします。

72 ページをお開きください。

下水道事業収益 8 億 9889 万 6151 円に対しまして、下水道事業費用は 8 億 8500 万 4521 円となっております。なお、これらは消費税込みの金額です。

76 ページをお開きください。

このことを損益計算書で御説明いたしますと、営業収益 2 億 1042 万 821 円に対しまして、営業費用が 8 億 760 万 1824 円となり、差引き 5 億 9718 万 1003 円の営業損失となりました。

次に営業外収益は、他会計負担金など 6 億 5645 万 2961 円となっており、営業外費用は、企業債の支払い利息など 5628 万 8928 円を支出しております。以上によりまして、経常利益 298 万 3030 円となり、特別利益と特別損失を合わせまして、当年度純利益 315 万 3743 円となっております。なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は 3446 万 6633 円です。

次に、資本金収入及び支出について御説明いたします。

74 ページをお開きください。

資本金収入につきましては、税込み収入総額 3 億 7150 万 3571 円となっております。その内訳は企業債が 8130 万円、出資金 2 億 566 万 1571 円、補助金 7486 万 2000 円、分担金及び負担金 968 万円です。

次に、資本金支出につきましては、税込み支出総額 5 億 3080 万 7514 円で、建設改良費として 2 億 1853 万 4448 円、企業債償還金として 3 億 1227 万 3066 円を支出しております。建設改良費については、公共下水道宇和处理区の管路整備にかかる費用であり、主な整備は伊賀上地区であります。

また、翌年度繰越額に係る財源充当額等を除いた資本金収入額が資本金支出額に対して不足する 1 億 6355 万 3943 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

111 ページから公共下水道事業、農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業の決算資料を掲載しておりますので、御参照ください。

以上、よろしく御審議を賜り、御認定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

認定第 9 号「令和 6 年度西予市病院事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の 170 ページをお開きください。

全国的な医療従事者不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。西予市では、限られた医療資源を有効に活用し、より適切な医療を提供するため、二次救急及び病床を西予市民病院に集約しました。また、人員確保の難しさや、財政面の課題から、本年 4 月から、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者とする運営となりました。

今後におきましても、地域医療振興協会との協働体制をさらに強化し、地域ニーズに的確にこたえる医療福祉サービスの提供を継続するとともに、経営の安定化を図りながら、サービス維持・向上に努めてまいります。

次に、171 ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院延患者数 2 万 3510 人、外来延患者数 4 万 159 人、野村病院では年間入院延患者数 1 万 2554 人、外来延患者数 3 万 5875 人となっております。

次に、158 ページの収益的収入及び支出について御説明いたします。

病院事業収益 40 億 1646 万 3401 円に對しまして、病院事業費用は 41 億 5341 万 827 円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

その詳細につきましては、162 ページの損益計算書で御説明いたします。

医業収益 25 億 6504 万 359 円に對し、医業費用は 39 億 93 万 9919 円で、差引き 13 億 3589 万 9560 円の営業損失となりました。その主な要因といたしましては、診療収入の減、新型コロナウイルス感染症に係る補助金の減、西予市民病院建設及び野村病院の大規模改修に係る減価償却費、指定管理者制度導入に伴う経費などでございます。

次に、医業外収益では 14 億 534 万 9996 円で、うち 10 億 5452 万 5331 円が一般会計からの負担金及び補助金、206 万 1800 円が国・県からの補助金でございます。医業外費用は 2 億 1860 万 6450 円で、主に企業債の利息、控除対象外消費税として計上される雑支出及びスマイル保育園の運営費でございます。

以上によりまして、経常損失 1 億 4915 万 6014 円、当年度純損失 1 億 3850 万 4612 円となり、当年度未処理欠損金は 13 億 1035 万 5567 円となっております。

続いて、160 ページの資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入の総額は 3 億 1785 万 4571 円で、内訳は一般会計出資金 100 万円、一般会計負担金 2 億 9065 万 4571 円、企業債 2620 万円であります。

次に、資本的支出については、税込み支出総額は、4 億 6422 万 9776 円で、これは医療機器の更新などの建設改良費 4504 万 9950 円、企業債償還金 4 億 1917 万 9826 円となっております。これにより、資本的収入が資本的支出額に對して不足する額 1 億 4637 万 5205 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

197 ページから西予市民病院及び野村病院の決算資料を掲載しておりますので、御参照ください。

今後は、指定管理者を中心に関係機関と緊密な連携を図り、民間手法を用いた効率的な管理運営及び経営基盤の強化に期待し、引き続き安全・安心な医療を提供してまいります。

続きまして、認定第 10 号「令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

公営企業会計決算書 242 ページをお開きください。

つくし苑では、市民が住みなれた地域で安心して穏やかに過ごせるよう、手厚いケアの提供とともに在宅復帰・療養支援に力を入れております。

令和 6 年度も施設基準を超強化型で運営し、経営努力を進めておりましたが、年度内に 2 回発生しました新型コロナウイルス感染症の施設内クラスターによる入所者の受入制限や人員不足等により、土曜日のデイケアサービスの中止を行ったことから、延利用者数は減少いたしました。引き続き感染対策を徹底しながら、さらなるサービスの向上と利用者やその家族の生活支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、業務量でございますが、年間の施設入所延利用者数は 2 万 8987 人、短期入所延利用者数は 1,653 人、入所・短期を合わせた延利用者数は 3 万 640 人、1 日平均利用者数は 83.9 人となり、また通所利用者数は年間利用者数 5,827 人、1 日平均利用者 22.5 人となりました。

次に、230 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出について決算報告書で御説明いたします。

施設事業収益 7 億 558 万 3801 円に對しまして、施設事業費用は 6 億 860 万 1792 円となっております。これらは消費税込みの金額であります。

このことを 234 ページの損益計算書で御説明いたしますと、施設運営事業収益は 5 億 724 万 3041 円に對しまして、施設運営事業費は 5 億 9472 万 4098 円となり、差引き 8748 万 1057 円の営業損失となりました。

令和 6 年度は施設内クラスターや土曜日のデイケアサービスを中止したこと等により、施設運営事業収益は前年度比 2269 万 583 円の減収となりました。費用においては、給与改定等により、給

与費や物価高騰等により材料費が増額となっております。

次に、施設運営事業外収益は市からの補助金、国県補助金などにより 1 億 6145 万 3998 円となっており、施設運営事業外費用は、企業債の支払い利息などで 1291 万 2446 円を支出しております。

以上によりまして、経常利益は 6106 万 495 円、特別利益と特別損失を合わせますと、当年度純利益は 9698 万 2009 円となり、当年度未処分利益剰余金は 1 億 930 万 5109 円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

232 ページをお開きください。

資本的収入につきましては、8756 万 706 円となっており、市からの繰入金を計上したものであります。

一方、資本的支出につきましては 9228 万 7406 円となっており、建設改良費及び企業債償還元金を支出しております。これにより、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 472 万 6700 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

事業の概要につきましては、239 ページの貸借対照表及び 242 ページからの事業報告書を御参照願います。

今後は、指定管理者を中心に、関係機関と緊密な連携を図り、民間手法を用いた効率的な管理運営及び経営基盤の強化に協会とともに取り組み、引き続きサービスの向上と利用者やその家族の生活支援を強化してまいります。

以上、よろしく御審議を賜り、御認定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

認定第 11 号「令和 6 年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について」御説明を申し上げます。

野村町貝吹地区財産区は、野村町貝吹地区財産区議会の決議により、令和 7 年 1 月 15 日をもって所有する全ての財産を、貝吹地区むらおこし推進会議に譲与されました。このことに伴い、同日

付で同財産区及び同財産区議会が解散となりましたので、これまで財産区議会が行ってまいりました野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について、本議会で御審議いただくものです。

決算書資料の 2 ページをお開きください。

令和 6 年度決算額は、歳入総額が 67 万 9241 円、歳出総額が 67 万 9241 円、実質収支額はゼロ円となっております。

次に、3 ページをお開きください。

歳入の内訳につきましては、繰越金 67 万 8919 円と預金利子 322 円となります。

次に 4 ページをお開きください。

歳出の内訳につきましては、県公有林野対策協議会への会費 3180 円、続いて、5 ページの貝吹地区むらおこし推進会議への寄附金 66 万 1842 円、観光協会への会費 1 万 4000 円、西予市一般会計への繰出金 219 円となります。

次に、7 ページをお開きください。

財産である所有山林 8 万 8008 平米と、8 ページの西予市森林組合への出資金 1 万円、大洲市森林組合への出資金 4 万 519 円につきましては、全て貝吹地区むらおこし推進会議に譲与されております。

以上、令和 6 年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算につきまして御説明させていただきました。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 12 時 14 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 40 分）

ただいま議題となっております認定第 1 号から認定第 11 号までの監査報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

正司代表監査委員。

〔正司代表監査委員登壇〕

○正司代表監査委員

決算審査意見について御報告申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付されました令和 6 年度西予市一般会計、特別会計の決算及び西予市基金運用状況並びに地方公営企

業法の規定に基づき審査に付されました西予市公営企業会計の決算及び野村町貝吹地区財産区の決算について慎重に審査を行い、去る8月19日に決算審査意見書を市長へ提出したところでございます。

以下、その内容について御報告させていただきます。

お手元の令和6年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1 審査の対象は、令和6年度西予市一般会計及び令和6年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計ほか、3特別会計の歳入歳出決算です。

第2 審査の概要であります。

まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の確認を行うとともに、定例監査や例月現金出納検査の結果を参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和7年6月30日から8月4日の間といたしました。

第3 審査の結果であります。

計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。

次に、決算の概要であります。

2ページの(1)決算規模を御覧ください。

アの総計決算額は歳入が462億3997万円、歳出が445億6575万円となっています。ページの下のウの総計決算額の比較を見ていただきますと、前年度に比べて、歳入が19億5419万円、歳出が18億4470万円それぞれ増加しています。

続いて3ページの(2)決算収支状況を御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、合計欄に記載のとおり歳入歳出差引額いわゆる形式収支は16億7422万円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は15億3497万円となっています。

一般会計と特別会計に分けてみますと、まず一般会計の収支は15億3378万円で、実質収支は13億9454万円の黒字であり、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支も2億

6277万円の黒字となっています。

次に、特別会計では、形式収支、実質収支ともに1億4044万円の黒字ですが、単年度収支は5736万円の赤字となっています。

4ページの(3)財政指数等の状況を御覧ください。

財政指標の結果では、公債費負担比率が17.5%に達し、危険ラインに近づきつつあり、経常収支比率は100.5%と、財政構造の硬直化が進み、深刻な状況にあります。

また、財政力指数においても0.25と低く、依然として留保財源が乏しい状況が続いています。

なお、会計決算、収支の状況につきましては、6ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき詳細な説明は省略させていただきます。

次に、45ページを御覧ください。

まとめでございます。

まず、当年度予算は第2次総合計画に基づく重点施策の推進を根幹とし、喫緊の課題とされる医療福祉改革、人口減少対策、防災・減災対策の三本の柱を中心に各事業が展開されてきました。特に、病院を中心とした医療福祉関係の公設民営化は、本市の歩みの中で最も大きな変革と言える重要な取組であり、地域医療・福祉の在り方を示す象徴的な施策として意義深いものとなっているところです。ページの中ほどを見ていただきますと、決算審査の結果については、それぞれ予算の目的に沿って適正に執行されていると認められましたが、市の貯蓄とも言える財政調整基金は、現行のペースでいけば1年以内に枯渇するほどに激減しております。

このような状況を踏まえ、今後の財政運営に当たり、御配慮いただきたい点について要望させていただきます。

まず1点目は、行政改革の推進についてであります。

今までの事業内容を見直し、効果が乏しい事業、経費に妥当性を欠く事業に対しては、スクラップ・アンド・ビルドの理念を形骸化することなく、行財政改革を推進していただきたいと考えます。

2点目は、自主財源であります。

自主財源確保のため、ふるさと納税に力を入れ取り組まれています。令和6年度は、ふるさと納税に伴う収入は前年度並みで推移し、伸び悩ん

でいるところです。市をあげて広報の在り方や返礼品等の魅力化に積極的に取り組まれ、自主財源の確保につなげていただくことを期待するものがあります。

3点目は、滞納整理の徹底化と予算執行の精度向上についてであります。

令和6年度の歳入においては、一般会計及び特別会計における不納欠損金が約2600万円、収入未済額は約2億1000万円に上り、歳出においては一般会計において約12億円の不用額が生じており、滞納整理の徹底化や、予算執行の精度向上に努めていただくよう望むものであります。

最後に、令和8年度から3年間の計画で危機脱却プランを作成され、事業の見直しや廃止を検討されていますが、行政改革に伴う市民サービスの低下を最小限に留めるとともに、真摯な態度で対応し、財政破綻を招くことのないよう、堅実かつ責任ある市政運営を行っていただきますよう重ねてお願いするものです。

以上、一般会計及び各特別会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

なお、46ページ以降の西予市基金運用状況審査の結果につきましては、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認められましたので報告させていただきます。

続きまして、令和6年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

審査の対象は、令和6年度西予市水道事業会計ほか4事業会計の決算であります。

第2 審査の概要です。

審査の方法につきましては、市長から提出されました各事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、定例監査や例月現金出納検査の結果も参考にしながら審査をいたしました。

次に審査の期間ですが、令和7年6月26日から8月18日までの間といたしました。

第3 審査の結果であります。

いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状態についても適正に表示されていると認められました。

次に、決算概要及び総合意見について説明させていただきます。

2ページの(1)決算概要を御覧ください。

経営成績総括表のとおり、各事業会計の事業損益は費用が収益を上回り、公営企業会計全体の事業損失は、20億8214万円となっており、事業外損益と特別損益を含めた事業会計全体では、前年度の10億3918万円の純損失から2134万円の純利益に転じております。純利益の増加要因は、主に病院事業会計の医業外収益の増加によるものです。

なお3ページには事業体ごとの総収益・総費用の構成内容を円グラフであらわしておりますので御参考にさせていただきます。

6ページの(2)総合意見の8行目からを御覧ください。

各事業会計の経営分析結果では、財務比率の流動・当座・現金預金の各比率は問題のない範囲で推移していますが、損益その他の比率の事業収益比率は、各事業会計とも100%未満で事業損失が生じております。仮に決算で純利益が生じたとしても、負担金や補助金がなければ経営は成り立たない状況にあります。

公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉増進を果たすことを目的としており、経営の安定と市民生活に対するサービスの維持が求められていますが、給料・賃金の値上げや物価高騰が負担となり経営を圧迫しています。現状を踏まえ積極的に、事業に係る諸問題に対し一丸となって取り組み、成果を生み出すなど市民生活に寄り添った経営を望むものであります。

当面、各事業会計において留意して取り組んでいただきたいことをあげさせていただきました。

まず、上水道事業です。

水道料金の改定により営業収益は増加しましたが、老朽化した水道管の更新などに多くの費用が必要となるため、一時的なものと考えられます。水道施設や設備の解消について計画的に整備を進め、経営戦略に基づき経営の健全化に努めていただきたいと考えます。

次に簡易水道です。

少子高齢化や過疎化が進み事業そのものの運営が危惧される事業体もあります。今後の経営の在り方について、状況を把握し、料金改定を含めて善後策を検討するなど早急な取組を望みます。

次に、下水道事業です。

下水道使用料の改定により営業収益に結びついていますが、汚水処理原価から考えると独自採算は困難な状況にあります。引き続き水洗化の向上と料金収入の確保に努めていただきたいと考えます。また、営業収益をどこまで上げるかは、今後の課題として検討を進めていただくようお願いいたします。

続いて、病院事業です。

医師、看護師等の人材確保が深刻化し、二次救急及び病床を西予市民病院に集約し、野村病院を無床診療所に移行、令和7年度からは両病院について公設民営化を図り、指定管理者が地域医療に当たることとなりました。公設民営化が市民の求める医療につながることを願っております。

最後に、野村介護老人保健施設事業です。

施設利用者は減少したものの安定的な経営を続けております。病院事業と同様に、令和7年度から病院事業と同じ指定管理者が運営に当たることとなりました。引き続き、安定的な経営が継続することを願っております。

なお、各事業会計の決算審査の状況は7ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細は省略させていただきます。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

続きまして、令和6年度野村町貝吹地区財産区決算意見書の3枚目を御覧ください。

第1 審査の対象は令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算です。

第2 審査の概要です。

審査の方法につきましては、市長から提出されました財産区の歳入歳出決算書等について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性など、審査をいたしました。

審査の期間は令和7年7月1日から8月18日までの間といたしました。

次に、決算の概要ですが、令和6年12月21日野村町貝吹地区財産区議会において、財産区の有する財産を貝吹地区むらおこし推進協議会に譲渡することを議決され、決算額は歳入歳出とも67万9000円で、歳入歳出差引額はゼロ円でした。なお、譲渡は山林等14件8万8008平方キロメートル、出資金5万1000円、現金66万2000円でした。

第3 審査の結果であります。

歳入歳出決算書は法令に基づいて作成され、予算の目的に沿って適正に執行されていると認められました。

以上、財産区決算意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○宇都宮議長

以上で監査報告は終わりました。

(日程7)

○宇都宮議長

次に、日程第7、報告第12号「令和6年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第21号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの10件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第12号「令和6年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度において、消防本部署庁舎建設事業における本体工事及び監理委託について、継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を添えて御報告申し上げます。

続きまして、報告第13号「令和6年度健全化判断比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、今どういう状態であるのかを見るためのものでございます。その比率でございしますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を

通しての実質赤字額はございません。

次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでございます。厳しい財政状況の中ではございますが、いずれの比率につきましても、早期健全化の基準値を下回っていることを御報告いたします。

なお、令和6年度の実質公債費比率 12.9%は、早期健全化の基準を下回ってはいるものの、本市の財政力からいたしますと、8%から9%上限ラインと考えていることから、これを大きく上回っております。公債費の上昇によりまして、極めて厳しい財政状況にあることを補足いたします。

続きまして、報告第14号「令和6年度資金不足比率の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び野村介護老人保健施設事業会計につきまして、令和6年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものでございますが、一覧表のとおり、全ての会計におきまして資金不足が生じていないことを御報告申し上げます。

続きまして、報告第15号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第16号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第17号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第18号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第19号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第20号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第12号「西予CATV株式会社の経営状況について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項に規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられております。本議会に7法人の令和6年度経営状況について報告をするものでございます。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほどの提案理由の一部修正をさせていただきたいと思います。

出資法人の経営状況の報告でございますが、報告第21号のCATV株式会社の経営状況についてのところ、報告第12号と申し上げました。

正しくは報告第21号の誤りでございます。

おわびして訂正をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

はじめに、報告第15号「株式会社エフシーの経営状況について」御説明いたします。

同社は、森林の保全や林業の担い手育成を主な目的として、伐出、除伐、作業道開設などの森林整備事業と、林産物の生産、加工、販売及び西予市指定管理者として、木質ペレット製造施設の管理運営を行っております。

令和6年度の森林整備の実績につきましては、間伐に加え、皆伐も推進したことにより、作業面積は、前年度から1.4ヘクタール増の68.9ヘクタールに、搬出材積も前年度から600立米増の7,569立米となりました。

次に、木質ペレットなどの木材加工品の販売実績は、ふるさと納税において、ペレットが猫砂の代用品として需要が伸びたことで、前年度から28.96トン増の300.96トンとなっており、おが粉につきましても、4.8立米増の428.8立米となっております。

これらにより、令和6年度の損益計算書による売上高は、前年度に比べて19.3%増の約1億4844万円となっており、当期純利益につきましても、243.6%増の約818万円となりました。

令和7年度につきましても、引き続き人材及び担い手の育成、機械化による作業の効率化及び、林家の所得向上などを目指すとともに、計画的な

森林整備を行うことで、安定的な経営に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 16 号株式会社城川ファクトリーの経営状況につきまして御説明いたします。

同社は、市内経済の活性化及び農家所得の安定、雇用機会の創出を目的に地元産品を使用した特産品の開発、生産、加工、販売を主な業務としており、西予市指定管理者として特産品センター、農産物加工センター、食肉加工センター、産地形成等促進施設の運営を行っております。

令和 6 年度の経営状況につきましては、損益計算書による売上高は、主力の栗製品において SNS 利用による認知度向上を図り、県外の新規取引先の獲得を推進したことにより、高い単価での販売が増加し、前年度に比べて 1 % 増の約 5 億 3721 万円の実績となりましたが、一部大口取引先との取引減や新規に定休日を設定したことによる営業日数の減などもあり、大幅な伸び率とはなりませんでした。加えて、経営面においては、物価高騰に伴う従業員の給与見直しによる人件費の増加や、新規取引先獲得のためのウェブ広告宣伝及び、経営改善に向けたシステム導入などの経費負担の増加により、当期純損益につきましては、前年度の黒字から一転して約 2026 万円の損失となりました。

令和 7 年度につきましては、販売面では大口取引先に左右されることがないように、デジタル広告及びイベント出展等を有効に展開して取引先の増加を図り、売上を向上させるとともに、経営面では製造効率の改善や物流拠点の設置、システム化や人材育成による業務効率化などで経費削減を図り、経営の黒字化に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に、報告第 17 号「株式会社どんぶり館の経営状況」につきまして御説明いたします。

同社は、地元農産物及び特産品の販売などを通じて、観光物産事業の振興と市内事業者の活性化を目的に西予市指定管理者としてどんぶり館の青空市場、特産市場、レストラン、駅前店あおぞらなどの運営を行っております。

令和 6 年度の経営状況につきましては、売上・

客数は夏場の台風接近や冬場の大雪の影響によるイベントの中止や休館などの影響もあり、前年度に比べて 2 % 減の約 48 万 5000 人とどまり、また、夏の猛暑や病害虫の異常発生による農産物の出荷量の低下など、大変厳しい状況でありました。しかしながら、損益計算書による売上高は手数料においては、産直市場で生産量の低下などにより、農産物価格が上がった中でも販売は好調であったこと、そのほか特産市場やレストランなどの売上げも隣接のちぬやパーク来園者との相乗効果もあり、順調に推移したことから、前年度に比べて 1.9 % 増の約 2 億 1777 万円となり、当期純利益も 25.9 % 増の約 684 万円となりました。

令和 7 年度も引き続き来館者が喜んでいただけるよう主力である農産物の安定供給に努めるとともに、どんぶり館とちぬやパークにおける効果的なイベント開催など来館者の増加対策に取り組んでいくことで、さらなる売上げの増加と健全な運営を図ってまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に報告第 18 号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」説明いたします。

同社は、地域産品の開発、販売、柑橘搾汁、観光振興などによる地域活性化及び住民福祉の増進を目的に西予市指定管理者として、明浜柑橘加工施設、明浜観光交流拠点施設、あけはまオートキャンプ場の管理運営を行っております。

令和 6 年度の経営状況につきましては、観光交流拠点施設及びオートキャンプ場では、最盛期の夏場において連日の猛暑に伴う熱中症警戒アラートが頻発したことや、日向灘沖の地震発生に伴う南海トラフ地震臨時情報の発令に伴い、屋外活動や外出を控える傾向が見られたため、両施設を合わせた利用者数は、前年度に比べて 6.7 % 減の約 4 万 4300 人とどまりました。

また、令和 5 年 11 月から本格稼働している柑橘加工施設につきましても、令和 6 年度は年間を通じて稼働することによる大幅な増収を見込んでおりましたが、柑橘が裏年であったことに加え、猛暑やカメムシ、イノシシ被害も重なり原料の受入れが非常に厳しい中での運営となりました。このような状況の中でも、損益計算書による売上高

につきましては、柑橘加工施設及び営業の売上げ増加、また、循環型事業として取り組んでいます加工場で発生するジュースかすを使用したミカン堆肥の販売増により、前年度に比べて 16.3%増の約 2 億 4127 万円の実績となりました。

しかしながら、目標であった令和 6 年度予算額と比べると、原料不足による柑橘加工施設の伸び悩みや、観光交流拠点施設及びキャンプ場の売上げ減により、予算対比で約 88%の売上げにとどまっており、加えて、人件費の増加や物価高の影響、また、電気代節減のために導入した自家消費型太陽光発電システムなどの設備投資による減価償却費が増加したことにより、これらの結果、当期純損益は前年度から改善しておりますが引き続き約 865 万円の損失となりました。

令和 7 年度につきましては、経営の主軸である柑橘加工施設において、原料である柑橘が表年で受入れ増加を見込んでいることや新たな商品開発及び営業による販路拡大などを積極的に行い、加えてミカン堆肥の販売増加にも取り組んでいくことで、経営の黒字化に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

次に報告第 19 号「株式会社グリーンヒルの経営状況」につきまして御説明を申し上げます。

同社は、農家所得の向上及び地域雇用創出を目的に、農産物の生産、加工、販売を主な業務としており、西予市指定管理者として野村青汁工場の管理経営を行っております。近年の青汁市場は飽和状態にあり、多くのメーカーで売上げが前年比を下回り、令和 6 年通期の市場規模は、前年比 6.5%の減となっている模様です。病院には、食品や日用品、生活関連費用の高騰による生活への圧迫が、消費者の購買意欲の低下を招いていることが大きいと分析されております。

そのような中、令和 6 年度の経営状況は、原材料であるケールの入荷量が毎年発生している黒ずす病や猛暑の影響により前年度に比べて 9.2%減の 1,014 トンにとどまりましたが、売上高につきましては、利益率の高い濃縮青汁製品の製造量が伸びたことから、前年度に比べて 0.4%増の約 5 億 4469 万円となりました。なお、当期純利益につきましては、キュービクル変圧器交換などの関連設備費の負担増により、前年度に比べて

9.7%減の約 1979 万円となっております。

現在、大きな課題となっておりますケール生産量確保のための病害虫対策につきましては、令和 7 年度も引き続きファンケルと共同で病気に強い新品種の試験栽培や県外の農業法人と協力して栽培適地の拡大を模索するなど、原材料の安定確保に向けて取組を進めているところです。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

以上で補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○大野本政策企画部長

報告第 20 号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明を申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年 4 月から 5 年間引き続き指定管理者として、芸術文化事業の実施と施設の管理運営を実施しております。

それでは、令和 6 年度の宇和文化会館芸術文化事業につきまして、御説明をいたします。

文化会館事業には、宇和文化会館が運営費を負担しチケット販売で収益を得る主催事業と、大手イベント会社と共同で事業を行いチケット販売委託料や会場使用料で収益を得る共催事業がございます。

主催事業につきましては令和 5 年度までは年に 1、2 回実施をしておりましたが、令和 6 年度につきましては、西予市合併 20 周年事業が開催された等、日程調整の都合によりまして、令和 6 年度については開催をいたしておりません。

主催事業に変えまして、イベントプロモーター等と連携して、共催事業を多く開催しております。令和 6 年度については、シンガーソングライターの高橋優さん、それからピアニストの石井琢磨さんのコンサートを実施するなど、市民の皆様の幅広い要望に応じた事業の実施に努めました。

続きまして、令和 6 年度の貸館業務につきましては年間利用件数 522 件、利用人数 2 万 2427 人となりまして、前年度と比較をしますと件数では 8 件の増、利用者数では 7502 人の増となりました。利用増の要因としましては、新型コロナが流行後、一定期間が経過をしまして、文化団体の活

動が以前の水準まで戻りつつあること。また、近隣の文化施設が、長期改修工事により使用が休止となっているということもあげられます。

次に、収支の状況についてでございます。

事業活動収入につきましては合計 4462 万 6534 円、事業活動支出につきましては、合計 4014 万 1308 円、収入合計から支出合計を差し引いた事業活動収支差額は 448 万 5226 円、さらに投資活動の収支差額を合わせた当期収支差額は 185 万 1482 円となっております。次期繰越収支差額は 505 万 2600 円となっております。今後とも、施設の適切な管理運営を行いながら、地域住民の皆様を巻き込んだ主催事業の展開や市民の皆様のニーズに合った取組を行って、さらに利便性を高め、収益性を考慮しながら経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思います。

以上、宇和文化会館の経営状況の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第 21 号「西予CATV株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は光ケーブルを伝送路としたCATV事業であり、きらりニュース、行政情報番組等、自主放送番組の制作、放送、エリアの天気予報や定点カメラ映像、緊急情報などの発信などを行っております。

令和6年度におきましては前年度に引き続き、営業活動に力を注ぎキャンペーンの実施等による加入促進を行いまして、新規加入者を増やしましたが、同時に解約者も多く、令和7年3月末の西予CATVが提供するテレビ加入件数は、1 万 245 件、インターネット加入件数は 7820 件となりました。テレビ加入件数は 58 件減少しておりますが、インターネット加入件数は 94 件増加しております。

その結果、令和6年度の売上高につきましては 4 億 5066 万 4507 円、経常利益 7150 万 1316 円、当期純利益 4705 万 516 円となっております。

令和6年度におけるテレビ加入者件数は、前年度と比較して2年連続で減少となりました。年々人口減少、転出などによる解約、休止の件数が増加傾向にあることから、テレビ加入件数について

は、今後も厳しい状況が予測されております。また、情報通信技術の技術革新は目まぐるしいものがありまして、業界を取り巻く環境だけでなく、業界そのものの環境が大きく変わろうとしております。

今後も変化を見極め的確に対応し、市民の皆様に必要な情報やサービスを提供することで、明るく安心安全なまちづくりに貢献し、企業としてさらに成長していけるよう努めてまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で西予CATV株式会社の経営状況の補足説明とさせていただきます。

○宇都宮議長

理事者の報告は終わりました。

(日程8)

○宇都宮議長

次に、日程第8、発議第5号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。お諮りいたします。

本件については、16名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、本案については16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。

次に、選任第5号「西予市決算審査特別委員会委員の選任」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に1番まつもとみき議員、2番大森揚子議員、3番山下昌和議員、4番宇都宮久見子議員、5番信宮徹也議員、7番加藤美香議員、8番中村一雅議員、9番河野清一議員、10番山本英明議員、11番竹崎幸仁議員、13番源正樹議員、14番井関陽一議員、15番二宮一朗議員、16番兵頭学議員、17番森川一義議員、18番酒井宇之吉議員をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時26分)

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前2時34分）

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に兵頭学議員、副委員長に竹崎幸仁議員、以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議 員 中村 一雅

同 議 員 河野 清一

第 2 日

9 月 5 日（金曜日）

令和7年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年 9月5日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年 9月5日

午前 9時00分

1. 散 会 令和7年 9月5日

午前11時23分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(10番山本英明、11番竹崎幸仁)
- 2 議会報告第2号 西予市の財政に関する特別
委員会の中間報告について
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議会報告第2号 西予市の財政に関する特別
委員会の中間報告について
- 3 一般質問

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番山本英明議員、11番竹崎幸仁議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

次に、日程第2、議会報告第2号「西予市の財政に関する特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第45条第2項の規定により、同委員会の中間報告の申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、西予市の財政に関する特別委員会の中間報告を行うことに決定いたしました。

西予市の財政に関する特別委員会委員長源正樹議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

〔源西予市の財政に関する特別委員会委員長登壇〕

○源西予市の財政に関する特別委員会委員長

西予市の財政に関する特別委員会中間報告。

西予市議会では、市の財政の健全化に向けた取組について調査研究することを目的に、令和7年6月27日に8人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、調査研究を行ってきました。

以下、本特別委員会で行われた調査研究内容について、お手元に配信の中間報告書より抜粋して報告いたします。

8月5日に開催した第3回特別委員会では、冒

頭に、財政危機の自治体事例について、人口推移と公共施設の現状について説明がありました。

続いて、西予市財政危機脱却プラン2025（原案）基本方針1持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメントのうち、実施項目①施設保有量の最適化について、以下のような質疑、答弁がありました。

体育館の廃止について、毎晩レクバレー等で利用されているが調整はできるのかとの質疑があり、プラン決定後、地元で随時説明に入り、廃止の方向を伝えるという流れになる。人口減少が進んでいく中で、これだけある施設を残し続けるということは不可能であると考えており、丁寧に説明し、御理解をいただきたい。体育施設だけではなく、様々な施設関係で、市民の皆様の御理解をいただかないといけない。職員一同で説明をし、御理解を得たいと考えているとの答弁でした。

利用団体等への周知について質疑があり、既に取り組んでいるものについては、地元や関係団体等との調整に入っているところもあるが、基本的には、プラン公表を10月上旬に予定しており、具体的な動きとしてはそれ以降に、それぞれの施設を利用されている団体、また、地域の住民の方々へ説明するような運びになるとの答弁でした。

公共施設の再編における削減効果の金額、記載の方法について質疑があり、表記の仕方について分かりやすい形に記載方法を改めるとの答弁でした。

次に、実施項目③利用者負担の適正化についての中で、火葬料金の改定について近隣市町等の料金について質疑があり、令和6年8月19日現在の火葬料金は、大人で宇和島市8,000円、八幡浜市1万円、大洲市8,000円であり、上島町が町内の方が3万円、内子町が2万円であるとの答弁でした。

第4回特別委員会では、冒頭に第2回西予市行財政改革有識者会議の内容について説明がありました。

人件費の抑制について、どのような意見があったかとの質疑があり、様々な懸念材料について意見等があったが、実施そのものについて、絶対駄目であるとか、そういったことまで踏み込んだような発言はなかったとの答弁でした。

続いて、プラン（原案）基本方針2 持続可能

な行政運営に向けた財政改革についてのうち、実施項目①事務事業の再編及び事業規模の適正化について、以下のような質疑、答弁がありました。

行政連絡委託業務の見直しについて、プラン決定から市民説明会までの流れについて質疑があり、代表区長会理事会において、原案について説明する予定である。各種業務についても、集約、見直しを行い少しでも負担を軽減したい。あわせて、職員の業務合理化・簡素化を進めていくとの答弁でした。

人口減少対策事業も対象となっているが、政策の大きな柱であるため、事業削減だけでなく、維持、拡充など様々な方向性が考えられるが、どのように取り組むのかとの質疑があり、人口減少対策は、令和5年度から県交付金等も活用し、積極的に15事業を展開している。事業実績等を精査しある程度集約をしていきたい。短期間で効果が出るものではないが、人口減少対策は積極的に進めていきたいとの答弁でした。

事業削減・縮小が中心で、全部減らすような印象である。市民説明会のときには、事業費をかけなくても、この部分には力を入れるというような説明が必要ではないかとの質疑があり、予算が少ない中でも、例えば、婚活事業など必要とされる事業には予算措置を行うべきとの協議を行っているとの答弁でした。

行政連絡委託業務の合理化の中で、区長要望取扱い変更について質疑があり、計画では、区長要望の取扱いについて、3年以上続けて要望があっても、実現できなければ一覧から削除する。緊急性が高いものは、その都度対応する。それがないものは新規要望の扱いとして、次年度の予算措置の対象とする。業務に要望のある内容について、一度全部内容を確認した上で、次年度の取扱いを決めていく。今回のプラン全体を通して、地元要望全てに対応していくことが非常に難しくなっていることを、区長をはじめとする地域住民の方に理解をしていただきたいとの答弁でした。

ジオパーク再認定について質疑があり、今回は、再認定を目指して申請している。ただ、その認定を受けた後、ジオパーク推進事業の状況を判断した上で、令和12年度に次回再申請となるが、それより前の段階で次手を挙げるかどうかの判断をするとの答弁でした。

次に、実施項目④新たな財源確保等について、以下のような質疑、答弁がありました。

消防車両等を官公庁オークションで売却できないかと質疑があり、消防本部で具体的に検討している。早速、令和8年度に官公庁オークションに取り組んでみたいと考えている。現在、税務課で差押物品を売却するために官公庁オークションを運用しているが、性質が異なっており、体制整備等について今後、調査研究を進めるとの答弁でした。

公共施設について、売却等を進めるべきではとの質疑があり、民間等の金融機関で、企業の誘致も含めた形で遊休施設についての売却を進める取組があるため、調査研究を行い、積極的に売却する手法があればチャレンジをしていきたいとの答弁でした。

基金廃止について質疑があり、基金の利用実績がない場合、廃止を検討することが必要であり、担当課で整理していく。廃止した基金は、公共施設整備基金や地域振興基金への集約というのを先行して、重点化して進めているとの答弁でした。

第5回特別委員会では、冒頭に令和8年度当初予算の概算要求結果について以下のような質疑、答弁がありました。

令和8年度予算には、このプラン（原案）が反映されているが、このとおりに進むのかとの質疑があり、今回の概算要求は、プランを実行した場合の効果も含めて、各担当課から要求を取りまとめた。今後いろんな調整が進む中で、実現困難になってくる案件も出てくる可能性はあり、削減幅が少なくなる可能性はある。それも含めてこの3年の間に改革を進めていかなければならないとの答弁でした。

続いて、プラン（原案）基本方針3 持続可能な行政運営に向けた組織・業務改革のうち、実施項目①組織・人員体制の適正化について、以下のような質疑、答弁がありました。

早期退職者勧奨制度の再開について質疑があり、合併当初平成17年から数年間退職の勧奨を実施した。その当時は、職員数が非常に多く、適正な職員数の実施という国の指針の中で、職員数の適正化を図ってきた。今回取り組む内容については、できるだけ職員の年齢階層ごとのバランスをとっていく必要があるということで、比較的高年齢の

職員の層が今厚いというところを踏まえて、そのバランスをなるべく平準化するための方法として、この勧奨制度を実施する。そのほかについては今後の課題として、どのあたりから適用させるのかということとは、制度設計の中で議論をし、固めていきたいとの答弁でした。

人件費の抑制について、業務の整理を行わなければ職員の負担が増え、結果的に人件費や残業手当を減らすのは難しいのではないかと質疑があり、業務の整理、省力化・合理化が必要である。様々な要望に今までは比較的対応してきたが、見直す時期に来ており、今回、業務改革も並行して行う。職員の減少をカバーするのがDXであり、合理化、効率化を進める。仕事をしやすい環境をつくり、働き方改革を実現し、職員の負担を減らし、要望についても可能な範囲で答えていきたいとの答弁でした。

人件費の抑制について、以下のような質疑、答弁がありました。

入庁5年ぐらいの職員は、給与削減の対象にするべきではないとの意見があると聞いたが、との質疑があり、役職等に応じた形でのパーセントを変えていく中で、若手職員を適用除外にするという考え方もある。ただし、今回の財政改革は職員全員が取り組む必要があり、職員全員がこれに取り組んでいく、将来に向けて改革に取り組んでいくという意識改革を持つためには、基本的には全員があるべきではないか。その辺りについて、組合との交渉の中で、取扱いについては決定されるものと考えているとの答弁でした。

次に、法人市民税の改正について、以下のような質疑、答弁がありました。

法人市民税の改正を行った場合に、歳入額の増見込みについて質疑があり、令和7年度の予算ベースで約4000万円強の増収見込みとの答弁でした。

市内企業数について質疑があり、令和7年度の予算ベースで適用される法人数は全社で781社であり、税率の低い1号法人が、781社中543社であるとの答弁でした。

総括質疑を行い、以下のような質疑、答弁がありました。

人件費抑制について、プランは3年間であるが、財政が改善しない場合に延長するのかとの質疑が

あり、このプランの目標は当初予算の財政調整基金繰入金を3億円以内で、集中改革期間終了後においても年間を通じて常に10億円以上の財政調整基金残高を確保できていることを達成するのが第1段階の目標である。それを達成するための一助として、意識改革が必要ということで職員にも一部負担をお願いすることになっている。そのときの状況によっては継続、もしくは継続はしないけれどもそれ以外のところでの改革をさらに推進することは考えられるとの答弁でした。

また、抑制は1年ごとを期限とし、最長3年とするなど職員のモチベーションを考慮すべきではないかと質疑があり、場合によっては、段階的な縮減や廃止することも可能だが、現状ではそこまで一気に好転することは難しい印象である。職員のモチベーションを十分に配慮しながら今後の取組を進めていき、組合との交渉の中で、組合側・職員側においても、やはり共に頑張っていかなければならないという、そういった意識に向けてるように努めていきたいとの答弁でした。

質疑終了後、委員から人件費抑制について以下のような意見がありました。

現時点では反対である。

3%という数字は納得しないが、減額は必要である。

賛成。1%でも2%でもカットしたほうが職員が仕事をしやすいと考える。

まだ分らない。市民説明会後に人件費抑制がなかった時の反応があって、後出しになるのが一番最悪と思う。

行政の決意・覚悟には気持ち的に賛同したい。ただ市民の方の反応や、プラン実行後の成果を見てから行うことに、趣旨として賛同したい。

若手職員への影響を鑑みる限り、一律という部分に関しては非常に疑問を感じる。職員組合との団体交渉が9月上旬から始まるということで、その辺りも加味して判断する。

第6回特別委員会では、冒頭に8月29日に有識者会議から提出された答申書について説明がありました。

特別委員会で行った調査研究について協議を行い、9月5日の本会議において中間報告を行うこととし、報告案について協議検討を行いました。

今後の方向性についてプランを決定、進めるに

当たって以下の点に十分留意をされたい。

①財政危機の要因について。令和元年度に合併算定替制度が終了し、優遇措置の前後で比較すると、年間 15 億円以上の実質的な普通地方交付税が減少した。これに対応するため行財政改革を行う必要があったが、平成 30 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対応、近年の物価高騰や人件費上昇などの影響があり進んでいない。

平成 28 年に策定された第 2 次西予市総合計画の中で、行財政に関して以下の記述がある。「現状のまま歳出が推移し続けたとして、人口減少に伴う歳入減を考慮して推計すれば、楽観的に見ても遠くない将来に、市の貯金に当たる基金の全てが枯渇する可能性がある。」その当時、既に財政危機に陥る可能性があることを認識していたのに、改革が進まなかった。財政危機脱却プランを策定・実行するに当たり、執行機関である行政・議決機関である議会双方が、これまで必要な改革を実行できなかったことに真摯に向き合い、猛省しなくてはならない。

②市民、職員の協力を得る取組について。西予市の財政規模に応じた適切な行政運営を実現するには、市民・職員へ負担をお願いしなくてはならない施策が多くある。このプランの実行が持続可能なまちづくりにつながる前向きな取組であるとの将来ビジョンを示し、市民・行政・議会が一体となって取り組む必要がある。

現在の財政状況について理解いただき、危機的状況であり早急な改革が必要であることを納得いただき、協力いただくことが不可欠である。プラン策定後、旧町単位で市政懇談会を開催する予定とのことだが、可能な限り丁寧に説明をされたい。

③人件費抑制について。人件費抑制は最終手段である。背景や趣旨については一定の理解はできる。しかしながら、給料カットは労働条件の不利益変更にあたるため、職員組合と誠実に協議を行い、合意形成に努めること。その際、実施期間、階層別の区分、適用範囲など、総合的な検討の上で慎重に判断されたい。

以上、本特別委員会の中間報告とします。

令和 7 年 9 月 5 日、西予市の財政に関する特別委員会委員長源正樹。

○宇都宮議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結とし、中間報告を終わります。暫時休憩いたします。（休憩 午前 9 時 24 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 9 時 40 分）
（日程 3）

○宇都宮議長

次に、日程第 3、一般質問を行います。
質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、14 番井関陽一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

改めましておはようございます。

議席番号 14 番井関陽一でございます。

ただいま宇都宮議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、病院体制についてと、ごみ処理について、質問させていただきます。

まず初めに、病院体制についてですが、地域医療振興協会に指定管理移行して、5 カ月が過ぎました。昨年と比較して、外来患者数、入院患者数などの変化はどうであるのか。

また、診療科目別で顕著な差が出ているかがあるのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、早朝より傍聴にお越しをいただきまして心から感謝を申し上げます。

昨日は台風 15 号の通過がありました。市内至るところで、雷、雷雲の方があったわけでございますけれども、大きな被害の報告は、今のところ出ておりません。一安心をしているところでござい

ます。

先般、愛媛県が南海トラフ巨大地震による被害想定の見直しに係る中間報告を発表されました。これは県独自のボーリング調査や最新の地形データをもとにして報告をいただいたもので、本市については、最大震度が7、津波による浸水面積は若干減少しましたがけれども三瓶港の最大津波が8.8メートル、到達時間が80分となっております。

県は年内にこの中間報告をもとに最終的な被害想定をまとめる予定でございますけれども、本市におきまして、最終報告を踏まえ、南海トラフ巨大地震の対策について必要な見直しを行うことといたしておりますが、市民の皆様にも改めて災害を正しく理解していただき、防災意識を高めていただきたいと思います。

本日から土日を挟みまして、3日間にわたり6名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

市政運営の根幹に関わる御質問には、私が回答させていただきます。それ以外の専門的な分野におきましては、各部長を中心として回答をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

失礼いたします。ただいまの井関議員からの御質問、西予市民病院、野村診療所の昨年度との比較はということでございますけれども、今年から入院機能を市民病院へ集約したことに伴い、診療体制に大きな変化がありました。そのため、昨年度との単純な比較は困難ではありますが、主な動向について御報告いたします。

まず、外来患者数についてですが、常設の診療科においては、市民病院の外来患者数が増加しており、その分、野村診療所の外来患者数は減少しております。ただし、市民病院と野村診療所を合わせた全体の外来患者数で見ますと、大きな増減はない状況となっております。

入院患者数については、診療科によって変動が見られます。

外科においては、昨年度と比較して、医師が1名減となったことにより、入院患者数も減少しております。

一方で、内科及び整形外科においては、市民病院へ入院病棟の集約化をしたことによりまして、入院患者数が大幅に増加をしております。

また、泌尿器科については、これまで常設の診療科として対応しておりましたけれども、本年度より、診療日が週2日になったことによりまして、患者数のほうは減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

両病院を合わせた外来患者数には、大きい変化はないという答弁でありましたので、一安心しているところでございますが、入院患者につきましては、医師の関係で外科が少なくなっている、内科、整形外科は増加しているということで、泌尿器科は週2回になったということで減少しているという答弁でございました。

再質問でございますが、野村の診療科におきまして耳鼻咽喉科は、週2回から1日になったということでございますが、影響はなかったのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

野村診療所の耳鼻咽喉科につきましては診療日が週2日から1日になったことの影響によりまして、昨年度と比較して約28%減少をしておりますが、半減までは至っていないのが現状となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

28%の減少ということで、これが多いのか少ないのか私ちょっと判断つきがたいところではあります。診療科が残ったところでは、野村

の町民といたしましては感謝しているところでございます。

患者の動向につきましては、大まかに理解はできたわけなんですけども、職員の数についてはどうでしょうか。お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

職員の数についてお答えいたします。

職員数につきましては、令和6年4月1日現在が395人、令和7年7月1日は271人になっております。

職員数は124名の減少となっておりますけれども、その主な要因といたしましては、調理・清掃・ボイラー作業・宿直等の業務を外部に委託したことによるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

はい。昨年度と比べて124名の減少ということですが、外部委託によるものによつての減少ということでしたが、私が聞いていますのに、職員でも、それ以外の方も人数が減っているんじゃないかなと思っておるんですが、看護師数についてはどのようにになっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

看護師数についてお答えいたします。

令和6年4月1日と比較しまして、令和7年7月1日では39人減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

39名ということで非常に多くの方が辞められてるんだなという感じを受けました。

実際の話なんですけど、西予市議会あてに、医療

介護職労働組合のほうから、8月7日付で現状報告として、悲痛とも言えるような報告書が議会に届いております。

何をもって充足とするかは別としまして、現在のこのような状況をどのように認識しているのか。この人数が足りなくなっている状況を指定管理者任せにはしていく、おくことはできないと思うんですが、今後の対応策についてお伺いをしたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

自治労連西予市医療介護職員労働組合から8月7日付で提出された現状報告につきましては、まだ正式に拝見をしておらず、その内容を確認できていないため断定的な答弁を行うことはできません。

運営状況につきましては、定期的に各施設を訪問いたしまして、現場責任者の声を直接聞くとともに、運営状況の確認を行っております。

不足しております職種の確保については、指定管理者任せにするのではなく、市としても協会と協力し、さらに、県とも協力して取り組んでいるところでございます。

今後も地域医療振興協会との協議の場を設けるなど、市として責任ある対応を引き続き行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

報告書の内容を一つ一つ細かく上げますと、時間的にも足りませんし、非常に今現状人数が足りなくて大変だという訴えがあるのが事実だと思っております。

今、答弁していただいたような中でも、協会と協議の場を設けるという答弁がありましたが、実際、地域医療振興協会との話も大事なんですけど、現場の声を先ほど聞いていると言われましたが、この労働組合とかあるいは本当に現場の看護師さん、あるいはそこで働くスタッフの声を実際に聞

いて、その協議の場を本当に設けてほしいと思っています。この協議の場というのは、具体的に年に何回開催するとかそういう構想はあるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの答弁にお答えいたします。

現場の声を聞くことは大変重要なことだと認識しております。今言われるように年間何回であるとか、どの職種をどの時期についていうところは今のところを予定はしておりませんけれども、今後内部のほうで協議をさせていただいてですね、できる限り対応したいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ぜひともですね、現場の声といいますか、職員の声に耳を傾けていただきまして、なるべく早くその協議の場が持てるようにお願いをしたと思います。

次に、二次救急の搬送についてお伺いしたいと思います。二次救急の市外搬送数、その搬送先についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました二次救急の市外搬送数と搬送先についてお答えいたします。

今年度4月1日から8月末までの救急件数は931件で、うち市外搬送数は236件になります。搬送先については、近隣の市立宇和島病院、市立八幡浜総合病院、市立大洲病院等のほか、愛媛県立中央病院、松山赤十字病院になります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

救急搬送のうち、236件が市外に搬送されたと

いうことでございますが、これは病院が変わるとかいう数も入っているんじゃないかなと思うんですけども、今、週3で市外に外科系の二次救急の分を委託し、委託といいますか、お願いをしている状態じゃないかなと思うんですが、外科系の分で市外に3日間、お願いして思うんですが、その数が分かりましたらお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいま御質問ありました指定管理に移行後の外科系救急の市外搬送数と搬送先についてお答えいたします。

外科系救急件数は194件うち市外病院へ搬送した件数は24件になります。

なお、昨年度の外科系救急の市外搬送件数は52件で、今年度は、昨年度よりも、28件減少しております。

搬送先については、市立宇和島病院、JCHO宇和島病院、市立八幡浜総合病院、市立大洲病院、喜多医師会病院となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

昨年よりは市外搬送の数が減っているということでもちょっと意外だなという感じは受けたわけなんですけども、24件が週3日間で時間外といいますか、夜間送っているということでございますが、二次救急を市内で完結するというのも、この指定管理に持っていくための目的の一つであったんではないかなと思っております。おるんですが、外科系の医師を確保することと、二次救急の市内完結に向けての対策があればお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

二次救急の市内完結に向けての対策についてお答えいたします。

現在、地域医療振興協会と連携し、さらには、愛媛県や愛大医学部医局の支援も得ながら、医師

の確保に向けて積極的に取り組んでおります。

しかしながら、全国的に医師をはじめとする医療従事者の確保が非常に困難となっておりまして、特に地方においては、傾向が顕著であることから、本市独自での体制構築には、近い将来、限界が訪れるということが予想されております。

このような状況を踏まえまして、将来にわたり持続可能な医療、救急医療体制を構築していくためには、八幡浜・大洲医療圏、さらには、南予地域全体としての広域的な二次救急体制の整備にも取り組んでいく必要があると考えております。

仮に、各自治体が個別に対応しようとするれば、限られた医療資源を奪い合う形となりまして、結果的には地域全体の医療体制が共倒れになりかねないという危機感を強く持っているところでございます。

今後とも、関係機関と連携を深めながら、医師の確保とあわせて、持続可能な広域的救急医療体制の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

広域的な部分で救急の医療体制を構築せなければならぬということは、もうこの指定管理の問題が出たときにも、議員からもそうすべきじゃないかなということは常に申したところでございますけれども、二次救完結、市内で完結できるようにということで事業が、事業がといいますか、指定管理が始まったんじゃないかなと思っておるわけなんですけれども、将来的には当然そういう方向に、人口も減ってきますしそういう方向に動いてくるんだと思いますが、当面、当面といいますか、外科の医師を確保するということは、先ほども努力はすると言っていたしましたが、そういうことに努力していただきまして、今週3回、市外にお願いしている内容を2回であり1回であり、減らせるような努力をお願いしたいと思っております。

それでは次に、これもまた難しい問題でなかなか回答は出ないんじゃないかなと思っておりますけれども、現在、西予市の小児科の看板を掲げている病院は今ゼロになっていると思います。

市民病院でこの対応ができないかをお伺いをい

たします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの小児科についての質問についてお答えいたします。

昨年度末に御自身の病院、医院を閉院された小児科医の先生にも御協力をいただきながら、愛媛大学からの支援を受けることが出来ないか模索し、市民病院では幹部会等で、市民病院における小児科の設置について、複数回の協議を重ねていただきました。

しかしながら、現時点での小児科開設については、次のような理由から困難であるとの判断に至っております。

まず、小児医療においては、大人と異なり、予約による計画的な受診よりも、発熱や体調不良など、突発的な症状への対応が求められるケースが多くあります。

仮に、週2回程度の診療体制を整えたとしても、診療日以外に症状が悪化した場合には、他の医療機関での受診をお願いせざるを得ず、十分な医療、提供体制となりにくいのが現状であります。

また、市民病院で小児科を通常診療として開設した場合には、診療時間外や夜間においても継続的な対応や救急処置を期待される可能性が高くなりますが、現時点では小児救急に対応できる医師や専門的設備の確保が難しく、責任ある体制を維持するのは困難ということでございます。

新たな診療科の設置は、医師や看護師等の医療従事者に対する業務負担の増加につながることも想定されるため、病院全体の運営体制への影響も慎重に見極める必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

はい、ありがとうございます。

小児科の設置について、複数回協議をしていたということをお聞きしましたので、感謝しているところでございますが、西予市の単独で小児科の開業補助を出していると思っております。

すが、これらの今までに1件も手上げられた方がないからできてないんだろと思いますが、これらの宣伝も兼ねて、今後ともまた、この小児科については子育てするなら西予ということをやっている以上、小児科がない市ではなかなか子育てをするなら西予と言いにくいんじゃないかなと思いますので、今後ともまた小児科については、対策をお願いしたらと思います。

それでは次に、夜間救急後のタクシーの利用についてお伺いしたいと思います。

利用件数と実際の利用内容を教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

夜間救急のタクシー利用についてお答えいたします。

西予市立病院通院等支援事業補助金交付要綱に基づくタクシー代の2分の1の補助でございますけれども、実績といたしましては、令和6年度は1件、令和7年度は現時点で4件となっております。いずれも内容につきましては、緊急搬送等帰宅支援、いわゆる救急車で運ばれた帰りの便の利用となっております。そのほかにも入院患者家族支援や検査・通院等支援もございますので、西予市のホームページで御確認いただくか、担当の健康づくり推進課のほうへお問合せいただくとありがたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

はい。大変少ないので意外に感じましたが、西予市のタクシー会社の数も限られておりますし、夜間12時以降は八幡浜のタクシー会社を頼らなければならないのが今の現状だと思っております。

最近、自治体主導のライドシェアが行われているところが各地で見られるわけですが、西予市でも初めの取組として、この少ない数だからこそできるんじゃないかなと思うんですが、夜間救急後のタクシー代わりとして導入を考えられないかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ライドシェアについてお答えいたします。

ライドシェアにつきましては近年、都市部を中心に移動手段の一つとして注目を集めております。特に、夜間や公共交通機関が乏しい時間帯は、一定の利便性が見込まれるものであります。

国土交通省は令和6年4月より、タクシーが不足する特定の地域、時間帯を特定し、その範囲内でタクシー事業者が運行管理を行う日本版ライドシェアの運用を開始いたしました。これは、利用者の安全確保と既存のタクシー事業との共存を図るための日本の独自の制度となっております。この日本版ライドシェアに関しましては、既存の交通事業者とどのように共存していくかが重要な課題でありまして、安全性の確保といった面でも、一般のドライバーが乗客を運ぶため、事故やトラブル発生時の責任の所在、緊急時の対応体制など、課題が指摘されております。

また、特に人口が少なく、高齢化が進む当市のような地域では、ライドシェアに必要な登録ドライバーを安定的に確保することが難しいという実情もあります。

以上のことから、西予市では具体的な導入の動きはまだないのが現状となっており、夜間救急搬送後の移動手段としてライドシェアを導入することは、現時点では困難であると判断しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

現状では難しいということでしたが、登録ドライバーの確保とか、そういう問題は、またやり方によったらそれはできるんじゃないかなというところもありますので、諦めることなくお願いしたいと思っておりますが、数年前に私このライドシェアについて質問をいたしましたが、そのときに地域づくりで検討されているというふうにご答弁がありました。

その後どうなっているのか、西予市として今後どのように考えておられるのかをお伺いしたいと

思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

西予市におけるライドシェアの取組につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

議員言われましたように現在西予市では一部の地域におきまして、住民が主体となって地域の足を確保するための検討が進められております。これは自治体やNPO法人などが主体となりまして、住民ドライバーが有償で乗客を運ぶ公共ライドシェアの仕組みを活用するものであります。

市としましても、今後、公共交通のドライバー不足が深刻化すると予想しておりますので、地域の実情に合った移動手段の確保は、喫緊の課題と認識をしております。特に公共交通の維持が難しくなっている地域におきましては、住民が主体となった交通の仕組みは非常に重要であると考えております。

しかし、これを実現するためには言われましたように運行を担う住民ドライバーの確保、それから運営経費の確保、持続可能な運営体制の整備など課題も多く、今のところ思うようには進んでいないのが現状であります。

まずは住民の皆さんが主体となった地域交通の仕組みづくりを、市としてもしっかりとサポートできるように地域と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

地域住民が主体となって行っていくことについて、今からどういうんですかね、行政側からも、アドバイスしていった、それが実現に向けていけば1番いいんじゃないかなと思いますが、確かにこれを実証していくためには、いろいろなステップを踏まなければいけないことはたくさんあると思いますが、一般質問をしましてからもう多分3、4年たったんじゃないかなと思いますが、なかなか前に向いて進んでいないのが現状かなと思いますけども、実際私が聞いている範囲では予子林地

区がそれにちょっと名乗りを上げているんじゃないかなというふうにお伺いしているんですけども、この地区に限らず、行政側からも成功事例をどんどんと説明をしていただきまして、積極的に関わっていただけますようお願いをしとったと思います。

それでは病院問題につきましては、ここで置かせていただきまして、次に、ごみ処理についてお伺いをしたいと思います。

さきの定例会において、まつもと市議も質問されましたが、現在の可燃ごみの量は年間5,000トン近くであると認識をいたしております。処理の料金がトン当たり2万8000円から次年度から4万3800円に値上げされるということで、ごみ袋代の価格も値上げされることが決定しております。

このような状況の中、西予市あるいは広域も含めてですが、将来の可燃ごみの量の推移について、どのように推測されているのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

昨年度の西予市の燃やすごみの量は、家庭ごみで5,006トン、そして事業所ごみとして1,434トン、合わせて6,440トンの排出がありました。人口減少の影響もありますが、市民の皆さんの御協力によりまして、排出量は年々減少傾向にあります。

近隣自治体の様子も聞いてみますと同様であるように伺っております。西予市そして八幡浜市・大洲市・内子・伊方町の3市2町では、持続可能な適正処理の確保に向けまして、安定的かつ効果的な廃棄物の処理体制の構築を目的といたしまして、愛媛県が主体となって令和4年3月に策定されました愛媛県ごみ処理広域化集約化計画にて、八幡浜ブロックとして、将来的に焼却し、施設の集約を目指すこととなっております。これによりまして施設の集約化が図られれば、より効果的なごみ処理というものが行われるのではなかろうかなと考えております。市、可燃ごみの焼却に関する経費の低減にもつながるのではないかと期待をしているところでございます。それが集約化され

るまでは引き続き、市民の皆様におかれましては、可燃ごみの削減に御協力をいただきたいと、そのように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

はい、ありがとうございました。

八幡浜ブロックとしての処理を、将来的には行っていくということで、3市2町で行っていくということでございますが、そうなってくると処理量も安くなってくるんじゃないかなという御答弁だったと思うんですが、その3市2町全体でどのぐらいのごみの量になるのかちょっと私には分かりませんが、これらのごみの量を処理していくためには、当然その新しくつくる場合には焼却炉となるわけかもしれませんが、私が今考えているのは、もっとCO₂削減もできますし、導入コストとして低減がうたわれておりますごみを燃やさない微生物の力で処理をしていくトンネルコンポスト処理について2017年に、17年の4月より、香川県三豊市で実際に稼働が行われております。

そしてまた、四国中央市においては導入が計画されております。広域処理の中あるいは西予市単独でもどうかと思っておったわけなんですけど、今、市長の答弁で、八幡浜ブロックでということでしたので、広域の中で今後CO₂削減のことも考えますし、導入コストも安いということを考えますと、これのネックになるところは面積が広く要るということではありますが、この南予地域というのは、広い面積は確保できるんじゃないかなと思いますので、このトンネルコンポストの導入についてはどのように考えられるのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

トンネルコンポストについてお答えいたします。微生物の力を利用して可燃ごみを処理、資源化するトンネルコンポスト方式でございますけれども、二酸化炭素排出量の削減や施設建設コスト等の低減などが期待されております。

しかしながらこの方式により、製造される固形燃料の販売先の確保や処理量に応じた広大な施設面積が必要となってくるなど課題もあると認識をしておるところでございます。

今後、さきに説明いたしました3市2町によるごみ処理施設の集約化の協議の中で、処理方式についても検討が進んでいくものと思いますので、従来どおりの焼却方式だけでなく、トンネルコンポスト方式などの資源化を含めまして、より適した処理方法を検討していくことになるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

はい。今言っていたかのように、最終的に固形燃料になったものをどう処分していくかというのが非常に大きい問題になってくるんじゃないかなと私も思っております。

既に行われている香川県三豊市にしましても、四国中央市にしましても、大きな製紙会社と契約を結ばれてその燃料として利用していただくということで計画をされ、あるいは実施されているのが現状だと認識をしているわけなんですけども、西予市にこれを当てはめるのであれば、何ができるのかなというふうに考えますと、そういった大きな工場はありませんし、私が考えるのにできるかできないかは別として、農業用のハウスの燃料として使えないかなということを少し考えたわけですが、今燃料費が高騰しておりますので、それのかわり、燃料のかわりにこの固形燃料が使えたらいいんじゃないかなというふうに思っているところですが、これらに関しましては、低酸素型の廃棄物処理になると思いますので、環境省からの補助金が取れたりとか、あるいは地域資源の循環モデルとして地方創生金が使えたりするんじゃないかなというふうに思いますので、国の実証事業なども含めて調査研究してみてはと思うんですが、どのようにお考えになるかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

はい、ただいまの御質問、固形燃料の農業用への利用ということでございますけれども、農業用ハウスを加温する方法といたしまして、重油や薪など燃料として燃やすものや電気を使って温める方式など、様々なものがございます。トンネルコンポスト方式で製造される固形燃料が、農業用ハウス、加熱燃料となるかどうかにつきましては、コスト面や安全性等を検証する必要がありますので、今後技術動向を注視したいと考えておりますし、先ほど言われました補助金と国の動向も注視したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

この問題は、全国的に今からこのごみ処理問題は、広がってくる問題だと思います。

実際に行われているのがまだごく少数といえますか、私が知つとる限りは三豊市だけでございますが、こういうところが増えていって、実際に動き始めるとCO₂削減という大きな課題もありますので、そういう問題からも含めまして、有効な手段になるんじゃないかなと思いますので、今後ともこの研究をしていただいて、燃料につきましても、ハウスで使えるものかどうかというのは私も実際見たことがないので分かりませんが、そういうことも含めまして研究をしていただいて、より、ごみ処理コストが下がることを期待してやまないところでございます。

はい、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 19 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 30 分）

次に、4 番宇都宮久見子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

改めましておはようございます。議席番号 4 番宇都宮久見子です。

本日は傍聴にお越しいただきありがとうございます。

現在、西予市では、財政危機脱却プランの作成中で、9 月中旬にはプランの決定、10 月上旬に公表、10 月下旬から市政懇談会を行う計画であると開会日の市長の挨拶にありました。

本日の特別委員会の中間報告もあったところではございますが、最近では市民の方々とお話ししていると西予市はお金がない。財政破綻しているといった話を聞くことがあります。何だか、これから先の未来もないようなどんよりした雰囲気になりがちですが、そうならないためのプランの作成と実行が必要になります。

そのためには、未来への希望や目指すべき目標、どれくらいの期間でどうなっていくのかを共有することが必要と考えます。過去の振り返りももちろん大切なことでありますが、私たちは立ち止まることなく前へ歩いていかなければなりません。

様々な要因での財政危機の現状をスタート地点ととらえ、私たちの住むこの西予市はこうなっていくんだ、こうするんだといった前向きで建設的な気持ちで進んでいけるような質問になればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず 1 つ目の質問です。大きな質問区分を西予市のこれからについてとさせていただきます。

これからの西予市を語るにおいて重要となってくるのは、市の最上位計画に位置づけされております西予市総合計画であります。現在、平成 28 年から令和 8 年までの第 2 次総合計画の後半となり、第 3 次総合計画の策定中かと思いますが、まず、西予市第 3 次総合計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

第 3 次総合計画策定の進捗状況についてお答えをいたします。

本市では、令和 17 年度までを計画期間とする第 3 次総合計画の策定を、本年度から令和 8 年度の 2 カ年で進めております。本計画は、人口減少や高齢化、財政状況の厳しさといった本市を取り巻く課題に対応し、持続可能なまちづくりを実現す

るための最上位計画であり、今後の市政運営の根幹をなすものでございます。

現在、本年5月に決定いたしました策定方針に基づきまして作業を進めております。既に、市民アンケートを実施しまして、その結果は市ホームページなどで公開しているほか、7月には市職員51名で構成いたしますワーキンググループを立ち上げ、8つの部会において第2次総合計画で達成できたこと、できなかったことなど振り返りを行った上で、現状の課題分析などを行っております。

さらにワーキンググループのメンバーが地域団体、市民に対しまして、インタビュー形式のヒアリングを実施いたします。ヒアリングの成果は、第3次総合計画の基本構想の策定に生かしていくこととしております。

今後のスケジュールといたしましては、並行いたしまして策定中の財政危機脱却プランとの整合性も確認しつつ、令和8年第1回定例会において、本市が目指す持続可能なまちづくりを目指す将来像、基本構想の素案が御説明できるように作業を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

5月に策定した策定方針のスケジュールどおりに進んでいるようですが、既に実施している市民アンケートについて、集計人数や内容等も含め、今後どのように反映させていくのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

市民アンケートの内容についてお答えをいたします。

本市では、令和8年度までを計画期間とする第2次総合計画の終了を迎えるに当たりまして、市民の皆様がこれまでのまちづくりをどのように受け止め、評価されているかを把握することや、第3次総合計画策定に向けた基礎データの収集を目的といたしまして、本年5月に市民アンケートを実施いたしました。

調査方法といたしましては、無作為に抽出いたしました2,500人の方への郵送でのアンケートを送付したほか、市ホームページにも二次元バーコードを掲載しまして、どなたでも回答できるようにいたしました。計画に基づいた施策の重要度や満足度、今後のまちづくりへの期待など、幅広い御意見を伺っているところです。

これらの結果は、第2次総合計画の総括的な評価に活用するとともに、第3次総合計画の策定において、市民ニーズを的確に反映した施策の検討に資する重要な資料として位置づけしております。

今後も市民の声を反映しながら、より実効性の高い計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

計画に基づいた施策の重要度、満足度、今後のまちづくりへの期待など幅広い意見があったとのことでありましたが、具体的なアンケート結果の概要はどのようなものであったのか改めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

具体的なアンケート結果の概要についてお答えをいたします。

まず、市民アンケートの集計人数や集計内容ですありますが、郵送によるアンケート用紙を2,500人の市民の皆様へ送付しまして、702人の方から紙での回答がございました。

また、今回新たに導入いたしました二次元バーコードを活用した電子回答につきましては406人の方に御協力をいただきました。

さらに市のホームページや公式LINEを通じて、郵送対象外の市民の皆様にも回答を呼びかけた結果281人から電子回答をいただき、これらを合わせまして合計で1,389人の方から御意見を頂戴しております。

アンケート結果の概要でございますが、各施策の満足度につきましては、水道水の安定供給とい

うところが最も高く 31.2%が満足、どちらかといえば満足という回答をされております。

一方で継続的な医療体制づくりというところでは 5.6%と最も低い結果となっております。重要施策としましては子育て支援、医療体制、農業振興のところが約 40%の支持を得ているところです。

年代ごとの特徴といたしましては、全体として年齢が上がるにつれて、各施策の満足度が下がる傾向があり、特に産業分野で顕著でありました。

また、30 代までは子育て、教育を重要視する方が多く、年齢が上がるにつれて、医療、福祉を重要視する方が増えているという傾向がございました。

これらの結果を、今後の施策検討に反映してまいりたいと考えております。なお、アンケートの集計結果につきましては、先ほども申しましたが、市ホームページに公開をしておりますので、ぜひ皆さん御覧いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

今ほど答弁いただいた人数が多いか少ないかは別といたしまして、また詳細はホームページで確認させていただきたいと思います。

今後、アンケートやヒアリングの内容がしっかりと反映された新しい総合計画になることを期待しております。

現在の第 2 次総合計画も後半となっておりますが、現状での課題や問題点をどのようにとらえられておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

第 2 次総合計画の課題や問題点についてお答えをいたします。第 2 次総合計画は、平成 28 年度から令和 8 年度までの 11 年間を計画期間としまして、変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべであるをテーマに、市民と行政が協力して持続可能なまちづくりを進めてまいりました。しかし、平成 30 年 7 月豪雨や新型コロナウイルス感染症など、予期せぬ外的要因に直面しまして、復旧・復興、

防災・減災対策、生活・経済支援など多くの行政資源を投入せざるを得ず、計画の一部は見直しや遅れが生じました。

また、計画に掲げました施策のうち、実施できたものも当然ある一方で、多くの施策は当時の課題に基づいて策定をされたにもかかわらず、十分に実行に移すことができていないという現状もございます。

これは、人的・財政的資源の制約や、施策間の連携不足、優先順位の整理が不十分であったことなどが要因と捉えております。さらに、行政評価システムによる事業の評価・検証は継続的に行っておりますが、PDCA サイクルが十分に機能をしているとはいいがたく、評価結果が次年度の施策改善に効果的に反映されていないという課題もございます。施策の成果の見える化や改善につなげる仕組みの強化が求められているところです。

現在進めております第 3 次総合計画の策定では、こうした第 2 次総合計画の課題を丁寧に振り返るとともに、生成 AI を活用した施策や事業の評価を行い、客観性と効率性の向上を図ってまいりたいと考えております。

これによりまして、大規模災害などの外的要因への対応力を高め、行政評価との連動を強化し、限られた資源の中で選択と集中による実効性のある計画づくりを目指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

残り 1 年半でクリアできる課題は解決していき、現在の問題を十分に反映し、令和 17 年の西予市が楽しみになるような第 3 次総合計画になるようよろしくお願いいたします。

冒頭でも少し触れましたが、やはり目指すべきところがないと、市民、行政が一丸となって歩んでいくことはできないと思います。

そこで、第 3 次総合計画で描く、目指すべき西予市の未来像について理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

第3次総合計画で描く、目指す西予市の未来像という御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

総合計画の中核となるのが計画の基本構想であり、その中で目指すべき西予市の未来像を明確に描くことが重要であると考えております。

西予市では人口減少と高齢化が急速に進行しておりまして先月、県から発表されました令和7年度の高齢化率は44.6%に達しております。

また、税収の減少や社会保障費の増加によりまして、財政状況も厳しさを増しており、来月には財政危機脱却プランの公表を予定しているところでございます。

こうした現状を踏まえて、未来像の策定に当たっては、行政だけではなく地域全体で課題を共有し、そして協議して取り組むことが不可欠であると認識しております。先ほど担当部長から第2次総合計画での反省点、できたことできなかったことなどについても説明しましたし、市民アンケートや若い世代への調査、地域団体とのヒアリングなど多様な市民参加の手法を通じて、市民の皆様の声を丁寧に受け止めながら、未来像の検討を進めてまいりたいと思います。具体的には、令和17年度における市のありたい姿、こうあるべきであるという姿を設定したいと思っております。そこから今現在に向かって逆算的に今、何をすべきかを導き出す、いわゆるバックキャスティング型の手法を用いまして構築をしていく計画をしたい。具体的な目標を年度ごとに刻み込むような、そういうこともしたいと思います。

今後も議員並びに市民の皆様とともに、現実をしっかりと見つめながらも、将来、希望のある西予市の未来を描き、そして実効性がある、ただ計画をつくるだけではなくて、そこに向かっていく姿を示しながら計画を着実に進めてまいりたいと思います。

ですから、今いろんな調査等で上がってきたものをもとにして、今作成中でございますので、来年の令和8年の第1回のところでお示しすることをちょっとお待ちいただきたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

ありがとうございます。

未来像の検討を進めているという答弁でありました。

今後、公表される財政危機脱却プランとの整合性もある中で簡単ではないと思いますが、この目指すべき西予市の未来像、これからの西予市の在り方、目標や夢をしっかりと掲げ、その熱意を市民へ伝える。そこから市民の方々も一緒になって叶えていこうと思うこと、そのための行動が重要になってくると思いますので、第1次、第2次総合計画や今の西予市の現状を踏まえた新たな第3次総合計画になることに期待いたしております。

次の質問に移ります。

西予市図書交流館まなびあんについてです。

今年で7年目を迎えるまなびあんですが、まず始めに、建設当初の計画において基本的なコンセプトはどのような方針であったのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

図書交流館まなびあんの建設時の基本構想についてお答えをいたします。

西予市図書交流館まなびあんの基本構想につきましては、計画段階におきまして、西予市社会教育複合施設準備検討委員会を設置し、計5回の委員会を開催、基本理念や基本構想を描いております。

その基本理念は、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が集い、学び、交流できる西予のみらいを「つむぐ」場所づくりとしており、5つの柱を掲げております。学びと体験が未来をはぐくむ施設、まちを考え、「つくる」「つむぐ」施設、出会いと交流がにぎわいを生む施設、子育てを支援する施設、集い・憩い・防災に対応する施設と定めております。

また、この施設は、保育園や小・中学校、米博物館等の文教施設に隣接をしており、これら周辺施設との融合を図ることで、世代を超えて市民が集い、学び交流する場として整備を進めることとし、さらに四国西予ジオパークなどと連動した展

示やイベントを企画することで、新たな文化観光の交流拠点を目指して建設した図書交流館でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

世代を超えて市民が集い、学び、交流する場として完成した図書交流館という答弁でありました。

そのようなコンセプトをもとに、現在どれくらいの方がどのような目的で利用されているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

まなびあんの利用人数、利用目的についてお答えをいたします。

まず初めにまなびあんの概要について触れさせていただきます。

図書館と交流施設を併設した複合施設でございます。午前9時開館、午後7時を閉館としております。休館日は毎週月曜日と月末日、年末年始となっております。

それでは、利用人数と利用目的についてお答えをさせていただきます。

過去3年間の実績でございますが、令和4年度の利用人数は、図書館ゲート通過者が5万8565人と、交流施設利用者が5,763人の合計6万4328人となっております。令和5年度におきましては、ゲート通過者が5万9653人と、交流施設利用者が6,962人の合計6万6615人。令和6年度は、ゲート通過者が6万4101人と、交流施設利用者が7,429人の合計7万1530人となっており、令和4年度と比較しまして11.2%、令和5年度と比較しまして7.4%の増で、利用者は年々増加傾向にあります。

利用目的につきましては、図書館で読書をされる方、あるいは図書の借りで訪れる方が多いわけでございますが、自主学習に図書館を利用する生徒、それからまた休日には子ども向けの企画イベントも多く実施しておりまして、読み聞かせ会や映画の上映会などに参加する親子もいらっしゃい

ます。

一方、交流施設につきましては、絵画や俳句、健康体操や音楽演奏といった文化的なサークルの活動団体に多く利用されるほか、講演会や学習会・研修会、会議等に民間企業が利用されることもしばしばございます。

また、芝生広場やカフェスペースは、幅広い年齢層の交流の場として利用されており、くつろげる空間となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

様々な方が利用され、利用目的も多岐にわたるようです。

年々利用者の増加傾向にあるという答弁でありましたが、今まで利用者の方から要望や指摘はなかったのか、またそのような声を反映し、改善した点はあったのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

利用者の市民の皆様等からの要望、それから改善した点等についてお答えをさせていただきます。

利用者からの意見や要望につきましては、職員が直接話を伺うか、リクエスト用紙のその他意見で御記入いただくことになります。また、インターネット経由でもお伝えいただくことも可能となっております。

例えば一昨年になりますが、土日・祝日には親子で来館いただく方も多いわけですが、子ども室がすぐにいっぱいになる傾向があり、保護者からそのようなお声をお聞きしましたので、隣のコミュニティースペースに、簡易的なソファやクッションを設置して、親子でくつろげる空間をとって利用いただくよう対応したところでございます。

そのほか、係の方が丁寧に対応してもらい安心して利用できるといった、好意的な御意見もいただいているところでございます。

今後も利用者に寄り添える図書館運営を目指して、多様な御意見や要望に善処してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

利用者の声を反映していただいているということで安心いたしました。今後も引き続き、声を届けやすい環境をつくっていただき、反映させていただきたいと思います。

次に、今後、どのような展開や展望を考えておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

今後の展望についてお答えをさせていただきます。

図書交流館まなびあんは、平成31年4月開館以降、多くの市民の皆様にご来館される図書交流館として利用されてきました。7年目を迎える中で、年間を通した各種イベントも定着しつつあり、年々来館者が増加していることは、大変喜ばしく思うところでございます。

図書館のスタイルも昔と今では、求められる機能にも違いが生まれ多様化する時代となっております。本来図書館は、人と本をつなぐ場所として、知の拠点としての位置づけが大きかったように思いますが、近年は、人の拠点として人が集う場所に進化しつつあるとも言えます。

例えば、まなびあんでもこの7月から新しい取組が始まりました。不登校児童生徒の居場所として教育支援教室「どこまな」を開室し、登校できない生徒が集う場所として新しい機能が図書館に備わりました。これも一つの魅力につながるものと期待するところでございます。

まなびあんは、子どもからお年寄りまで多くの市民が集う場所として、居心地がよい空間であり続けたいと考えております。そのためには、市民の皆様の声を受け止めながら、目指すべく図書交流館を常に意識して運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

2点再質問させていただきます。

まず1つ目ですが、先日、宮崎県椎葉村にある椎葉村交流拠点施設K a t e r i e（かてりえ）という施設を視察させていただきました。参考に、K a t e r i eの冊子を今ほど配付いたしましたので御覧いただければと思います。

このK a t e r i eの中には、コワーキングスペースや会議室、シャワールーム、ものづくりの部屋や調理室、交流スペースやキッズスペース、eスポーツやプログラミングができるスペース、ランドリーなどがあり、その中に椎葉村図書館「ぶん文B u n」も入っておりました。施設全体はもちろんのこと、この図書館は全国に誇れる図書館をとの思いで計画され、いろいろな思いを詰め込んだ図書館となっております。図書館の中でおしゃべりしたり、飲物を飲んだり、おやつを食べたり、また、ビーズクッションが無造作に置いてあり床のクッションに座ったり寝転がったりと、一人ひとりが自由な過ごし方ができる図書館で、まさに赤ちゃんから年配の方まで皆が集える図書館となっており、もちろん静かに集中して本を読みたい方は、専用の部屋で集中することもできるようになっておりました。K a t e r i eでの視察で、大変な驚きと感銘を受け、私の図書館に対する概念が覆されたようにも感じました。

視察から帰ってきて、市民の方にこんな図書館どう思うとK a t e r i eについて聞いてみたところ、小さな子どもを連れて遊びに行きやすい。ちぬやパークなどできて外での遊び場はできたものの、今のような猛暑や雨天の日には、そんな遊び場があったらいいと思う。小さな子どもや静かにすることが難しい特性の方などは、図書館に行っても居心地が悪く落ちつかないので、そんな場所がぜひ欲しいなどといった意見がありました。

私も久しぶりにまなびあんを尋ねてみましたが、まなびあんは今までの私が思っているザ・図書館といった感じで、敷居が高くピンと張り詰める空気感を感じました。

まなびあんでもK a t e r i eへの図書館のような雰囲気になれば、もっと利用しやすくなると考えますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

宇都宮議員が視察されましたK a t e r i e、私も資料見させていただきましたが、そのほか全国的に事例がありますように、図書館にカフェの併設や子ども食堂との連携、それから地域企業との協働など教育・福祉・産業が連携し、地域の未来を支えるハブとしての役割が図書館にも期待され始めたということを認識しているところでございます。

そういった観点からも、西予市図書交流館も時代に即した柔軟な対応が求められると考えており、利用者の声をしっかりとキャッチして運営に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

誰もが利用しやすく、ますます人が集いにぎわう場所となるよう、利用者のニーズやこれからの図書館の在り方の調査・研究をお願いいたします。

最後に、先ほどの答弁の中で不登校児の居場所として教育支援教室「どこまな」を開室したとのことでありましたが、その概要について説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

教育支援教室「どこまな」でございますが、こちら子ども家庭センターが窓口となっておりますけれども、教育委員会も連携して取り組む事業でございますので、私のほうから概要について説明をさせていただきます。

様々な要因で登校できない状態、またその傾向にある児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等に向けて、相談及び指導を行い、児童生徒の社会的自立に資することを目的として設置しております。

6月16日から見学及び体験を行い、9月から本開室として、まなびあん及び宇和児童館で教育支援活動を行っているところでございます。教育支

援教室「どこまな」は子ども家庭センター・教育委員会・学校が常に連携を図り、子どもたちが安心して社会とのつながりを築いていけるよう支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

6月から見学や体験を行い、9月から本開室となっているとのことで、まだまだスタートしたばかりかと思いますが、見学や体験の状況について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

子ども家庭センターからの報告によりますと、6月に2名、7月に3名の児童生徒が見学及び体験を実施し、現在1名の入室を許可しているところでございます。その他の児童生徒は、不登校傾向にあるがおおむね学校へ登校できていることから、入室に至っておりません。

また、相談については8名の児童生徒について、保護者や学校から問合せがあり対応しているところでございます。9月以降も引き続き、「どこまな」の開室とあわせて、見学や体験実施も行っていく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

様々な新しい取組もされているようです。今後、ますます市民のニーズに合った誰もが気軽に行ける図書交流館まなびあんに進化、刷新していくことに期待して、次の質問に移ります。

現在、米博物館にある西予市移住定住交流センターですが、市内に住んでいるとあまりなじみのない施設のように感じます。

そこでまず、西予市移住定住交流センターの目的と役割について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

移住定住交流センターの目的と役割についてお答えをいたします。

一般社団法人西予市移住定住交流センターは、西予市への移住を希望される方々の多様なニーズに応えるとともに、地域と外部人材との間に信頼関係を築くことを目的とした民間の中間支援組織として、令和2年2月に設立をされました。

移住希望者の多様なニーズに寄り添った柔軟な対応は、行政だけでは十分ではない部分もございます。そのため本センターでは、そうした行政の課題を補完する役割も担っております。

具体的には、移住希望者への相談対応、移住体験の受入れ、定住支援に加え、地域づくり組織や市民主体の西予市移住定住交流促進協議会と連携をしながら、地域側の受入れ体制の整備や交流イベントの企画などを行っております。

このように当センターは、移住者・地域・行政をつなぐハブとして、移住定住交流の推進に欠かせない存在であるとともに、現場の声を市政に反映させることで、施策の改善にも寄与しているものと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

西予市移住定住交流センターですが、地域と外部人材の間に信頼を築くための中間支援組織という答弁でありました。実際どのような取組を行っているのか、実績も含めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

実績と取組についてお答えをいたします。

移住定住交流センターでは、主にセンター窓口や都市部で開催されます移住フェアにおける相談対応、それからお試し移住体験プログラムの企画・運営、さらに地域おこし協力隊の募集支援などに取り組んでおります。これらの取組をより効果的に進めるため、西予市のPR活動やふるさと納税のPR活動に加えまして、ゆるりあんを活用

したマルシェの開催なども積極的に取り組んでおります。

令和6年度の実績としましては、移住フェアに16回参加をいたしまして、160件の相談に対応いたしました。センター窓口での対応を含めると、年間で265件の相談に対応しております。移住者数は88人でありまして、前年度の120人と比較しますと約3割の減少となりました。この減少傾向は、愛媛県全体でも同様に見られておりまして、コロナ禍により一時的に増加した地方移住が落ちついて、再び東京や大阪などの都市部への人口移動が増加傾向にあることが要因の一つであると考えております。

単年度ごとの移住者数の増減に一喜一憂することなく、移住を希望される方々が人生をかけた大きな決断をされるに当たりまして、時には数年をかけて移住先を選ばれるということも踏まえまして、粘り強く誠実な相談対応を継続していくことが重要であると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

改めて何うと、様々な取組をされているようですが、現在の問題点や今後の展望について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

センターの問題点と今後の展望についてお答えをいたします。

移住定住交流センターは民間の強みを生かした柔軟な取組によりまして一定の成果を上げておりますが、一方で持続可能な体制整備と安定的な事業実施が課題となっております。特に人員体制については、現在、地域おこし協力隊の方々に大きく依存をしております、事業継続性の面で不安定さを抱えているという状況であります。

このため今後の展望としましては、市からの委託業務を着実に遂行するだけではなくて、自主事業の積極的な展開が必要であると考えております。収益性を備えた取組を進めていくことで、

財源と人材の両面から持続可能な体制の確立を目指してまいります。

また、市民への認知度向上も重要な課題でありまして、市民からも相談や協力を求められるような地域に根差した存在となることが重要であると考えております。そのため今年度から愛称を「せいよクラス」として、ロゴの制作などを通じて、親しみやすさと発信力の向上に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

再質問ですが、市からの委託業務だけでなく、自主事業の積極的な展開が必要とのことでしたが、自主事業とはどのようなものかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

自主事業についてお答えをいたします。

移住を決断するに当たっては、住まいの確保と同様に仕事の確保も重要な要素となっておりまして、昨年度の移住相談のうち約半数が仕事に関するものでございました。

一方、西予市を含む南予地域では、全国の有効求人倍率、これは1.25倍であります、比較しまして1.54倍と高く、労働力不足が顕著な課題となっております。こうした状況を踏まえまして、せいよクラスでは、自主事業として有料職業紹介事業への取組を進めようとしているところです。

これまでの相談業務では、法的な制約から、間接的な紹介しかできておりませんでした、本事業によりまして都市部の移住希望者の求職と市内企業の求人を直接的にマッチングさせる仕組みを構築いたします。これにより既存の相談事業を補完し、その実効性を高めることが可能となります。

本事業は、持続的な運営を目指すため、市内限定で、安価な価格設定とし、移住者、市内企業、そしてせいよクラスの3者にとって有益となる仕組みとして大きな期待を寄せているところであります。今後も市として必要な連携や支援に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

自主事業として、有料職業紹介事業を進めていくということでありました。

確かに、労働力不足は実感しております。誰か働く人いないかな、仕事を探している人いないかなといった話もよく聞きますので、需要もあるのかなと思います。

しかしながら、課題の部分で答弁いただきましたが、市民への認知度が低いように感じます。移住定住交流センター「せいよクラス」の認知度向上に努めていただき、移住される方はもちろんのこと、市民に必要な感じられる組織となるよう努めていただきたいと思います。

また、Iターン、Jターン、Uターンと様々な移住の形があります。私は自分自身がUターンなこともあり、周りの方々もUターンの方が多いように感じます。進学や就職などで一度離れてしまった方も、いつかは帰りたい、そんなまちづくりを進めるとともに、子どもの頃からの郷土愛や地元愛はもちろんのこと、シビックプライドの形成や醸成に尽力いただければと思います。

最後の質問に移ります。

西予市内には使用されていない公共の施設がたくさんあるように感じます。今後も進んでいくであろう学校の統廃合などで、ますます遊休施設は増えていくのではないかと思います。

まず、現在の遊休施設数についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

遊休施設数についてお答えをいたします。

遊休施設につきましては、基本的には普通財産として管理をさせていただいておりますので、財政課で所管をいたしております普通財産に分類される施設としてお答えさせていただきます。

その施設数でございますが76施設となっております。

そのうち貸付などの予定もなく、利用目的の決

まっていない主な施設でございますが、旧町別で申し上げますと、明浜地区では旧明浜西中学校、俵津小学校教員住宅、宇和地区では旧まづば共同作業所、野村地区では野村少年自然の家、各旧小学校・幼稚園、城川地区では各旧小学校、旧土居公民館、三瓶地区では旧蔵貫小学校また保育園などがございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

現在76ある遊休施設の活用や貸付状況について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在の活用状況についてお答えをいたします。

具体的な利活用の用途の実績でございますが、過去の行政文書を保管する書庫といたしまして、旧明間、大和田小学校の校舎、また、災害用の備品等を保管する倉庫といたしまして旧溪筋小学校校舎を利用いたしております。

また、一部の旧小学校におきましては地域づくり活動センターとして改築等を行い、現在活用をいたしておるところでございます。そのほか利用について要望があった場合でございますが、相手方や目的に応じて、有償をまたは無償で譲渡、貸付を行っております。

近年の実績でございますが、令和6年度中の無償譲渡を件数が1件、これは溪筋農林水産物処理加工施設でございます。また有償譲渡件数におきましても1件、こちらは野村少年自然の家の一部となっております。代表的な貸付といたしましては、明浜地区の旧狩江小学校、宇和地区の元宇和林業技術センター、元庁舎第2別館、野村地区の割箸工場、城川地区の旧城川林業活性化センター、そして三瓶地区の周木教職員住宅を地元の民間事業者や西予市社会福祉協議会の事務所として貸付を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

改めまして、今後の取扱い方針について伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今後の遊休施設の取扱いの方針についてお答えをいたします。

そういった遊休財産でございますけれども、貸付や譲渡に関して申出等がございました場合には、その利用目的や方法などに応じまして、個別に対応してまいりたいと考えております。

また、現在、行政財産と運用いたしておりますものの中でも、利用実態のない空きスペース、そういったものが相当数存在すると思われまます。各所管部署からその利用状況についての聞き取りを行い、また状況の整理を進め、それら遊休スペース、空きスペースにつきましても活用方策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

利用実態のない空きスペースが相当数存在するとのことであります。察急な活用方策の検討をお願いいたします。

最近では、遊休施設や空きスペースを活用して、シェアオフィスやコワーキングスペースの需要が高まっていると聞きます。それに加え、市内でも、マンションの一室や自宅の一室で行うネイルサロンやアイメイクサロン、エステなども増えてきています。全国的には、運動場や屋上を利用した太陽光の設置や水耕栽培、水上養殖など活用方法は様々です。

そのような譲渡や貸付等を進め、遊休施設の有効活用に努めていただければと思いますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

御提案の多彩な用途への活用の申出があった場合ということでございますけれども、なかなか行政としてはどうしても硬く考えてしまいがちでございますが、可能な限り柔軟に御要望に応じまして、弾力的な活用を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4番宇都宮久見子議員

ありがとうございます。

私も含め、市民の方々の中には、まだまだ行政の持ち物に関して使うことができるのかできないのか。できるところがあるのかないのか。そもそも分からない点がたくさんあると思います。行政側からのアピールや積極的な提案、その他民間団体との連携も深め、使える遊休施設を様々な形で利用してもらうような施策を進めていていただきたいと思います。

これからも様々な面で、生活スタイルや地域の情勢など日々変わっていきます。西予市としても、守るべきものは守りつつも、時代のニーズに合った行政運営に努めていただき私たちのふるさとが今日より明日、今年より来年と発展していくことを期待し、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月8日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議 員 山本 英明

同 議 員 竹崎 幸仁

第 3 日

9 月 8 日（月曜日）

令和7年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年 9月8日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年 9月8日

午前 9時00分

1. 散 会 令和7年 9月8日

午前11時10分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(12番小玉忠重、13番源正樹)
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番小玉忠重議員、13番源正樹議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

おはようございます。

公明党の二宮一朗でございます。

今、議長より許可をいただきましたので、今定例会の一般質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、大きく関係人口についてということと、こども誰でも通園制度という2項目について質問をさせていただきます。

いつも欲張った質問をいたしますので、謙虚にしたつもりでございます。簡潔なる答弁で、いい方向に導かれますようによろしくお願いいたします。

まず関係人口ですけれども、国におきましては、地方創生は東京の一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ日本全体の活力を向上させるための国家的な一連の施策として、2014年制定のまち・ひと・しごと創生法を基盤として、様々な事業が行われてまいりました。結果としてはですね、東京の一極集中の解消も、地方の人口減少も解決とは至っていない。これはもう皆さんもよく

お分かりだと思います。そんな中でですね、いろんな事業をされた中で、関係人口という取組が総務省の中でスタートし、この関係人口という名前です、私自身は何か期待が持てるなとかいうふうに感じたものでございました。もう大分前になりますけれどもそれ以降、西予市にとってどういう関係人口づくりができるのかなということで、様々な一般質問もさせていただいたところでございます。

今回、また質問するに当たり、ホームページを見させていただきますと、総務省のホームページには、二地域居住と関係人口というポータルサイトの中に全国の取組事例が載っておりました。西予市もここに載るぐらいの取組ができればというふうに願いながら、今回の質問をさせていただきたいと思います。

最初にですね、この関係人口の西予市における取組について伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

関係人口の取組の現状について答弁をいたします。

西予市では、移住に直接つながらなくても本市を応援していただく西予市ファン、すなわち関係人口の創出を重要な課題ととらえ、継続的な取組を進めているところです。

現在、移住定住交流センターにおいては、地方移住を希望する方々と地域や仕事、暮らしをつなぐための体験型イベント「移住マッチング事業」や「お試し移住体験助成事業」を継続して実施しておりまして、地域住民との交流を通じ、観光を超えた関係性の構築を目指しているところです。

また、地域づくり組織では、都市部の小・中・高校生の修学旅行を受入れ、交流事業を継続しているほか、明浜町の狩江地区においては、インバウンド観光客の受入れも積極的に行っており、若年層や外国人といった新たな層との交流を通じまして、地域の魅力を国内外に発信をしているところです。

さらに、愛媛大学などの大学生と地域との連携によるフィールドワークも市内各地で実施されておりまして、加えて愛媛県の元気な集落づくり応

援団による集落応援活動も展開されております。

これらの取組を通じまして、地域の課題解決や魅力発信を図り、都市部とのつながりを深めているところです。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

今、部長が取組というか実績等含めて、答弁いただきましたけども、今までの取組ですね、これを成果として、西予市の成果としてはどのようにとらえておられるのか質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

関係人口の取組の成果について答弁をいたします。

本市では、関係人口の創出に向けて様々な取組を展開してまいりました。これらの取組を通じて具体的な成果が着実にあらわれております。

まず、移住定住交流センターによる移住マッチング事業では、今年度で第5回目を迎えますが、昨年度までの実績では、延べ46名の方に御参加いただき、地域との交流を通じて、移住への関心と西予市への理解を深める機会を創出をしております。このうち5名の方は後に地域おこし協力隊として実際に移住をされました。

次に、令和5年度から実施しておりますお試し移住体験助成事業では、昨年度までの実績で21組40名の方が西予市での暮らしを体験されました。

特に遊子川地域づくり組織が実施する田舎短期留学を体験された親子の方々は、今年度も再び西予市に訪れておりまして、継続的な交流が生まれております。

また、地域づくり組織による、先ほども申しました都市部、小中高校生の修学旅行受入れについては、令和3年度以降、明浜狩江地域及び野村町の野村地域において、延べ43校1,724人の受入れ実績がありまして、若年層との接点を通じた地域理解の促進に寄与しております。

さらに地域と大学が連携したフィールドワーク

なども実施されておりまして、明浜町の狩江地区、野村町野村地域、城川町高川地域、三瓶町周木地区など、延べ1,000人を超える学生との交流が生まれております。

そのほか市の手上げ型交付金の採択を受けまして、2地域が大学と連携した事業を実施するなど地域とのつながりが着実に広がっております。

最後に先ほど二宮議員からも紹介ありました総務省の二地域居住・関係人口ポータルサイトにも掲載をされておりますが、愛媛県が実施します元気な集団づくり応援団関係人口創出事業に、今年度は城川町の1地区が取り組んでおりまして、今後交流することで集落支援や二地域居住や移住への発展も期待されているところです。

これら地道な取組による関係人口の増加が移住定住だけではなく、ふるさと納税による寄附や西予市産品の購入といった経済的な波及効果を生み出すものと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございました。

様々な成果が出ているというところは、私も認識をしているところではありますけれども、西予市、旧5町が合併をしてなかなかこう広いということで、例えば三瓶のほうの地域の方が城川とか野村の惣川とか、あの辺のことはなかなか分かりにくいと、また見えにくいというところからいうとですね、本当に西予市取り組んだるんかなというふうな雰囲気があるのも事実ではございます。

そういった中で今回、合併20年を過ぎて、今、西予市も財政の再建に向かって再スタートするという中で、今までのやってきた事業も含めて、私が先ほど言いましたこの関係人口に期待を持って一般質問をし始めてから、特に最後まで全部はよう見んかったんですけど、平成28年からの私がしてきた質問の議事録をもう1回見直しまして、どういう答弁をもらっとったのかなというふうなことで、それがどのように進んで何が原因で進んでないのかというふうなことを、まず検証として今回の質問の中でしていただいて、今からの西予市にこの事業やったらできるんじゃないかと、そうい

うふうなものが、光がね、見えれば、本当に今回の質問が役に立つなというふうに私としては考えております。

そういった中で、全部はまず無理ですけども、主な点だけをもう一度振り返りたいと思います。

まず、今後の取組可能な関係人口についてというのは私が思っていることですけども、そういった中で二拠点生活については西予市としてどのようなお考えか。今までどのような取組も含めてお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

御質問の二拠点生活について答弁をいたします。

西予市では関係人口の創出・拡大に向けた取組の一環としまして、昨年度より都市と地方の二拠点生活（いわゆる二地域居住）を推進するため、官民が連携して情報共有や課題解決に取り組む全国的な枠組みである全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームに加入しまして、国や自治体、民間団体等の先進事例や取組状況について情報収集に努めているというところでございます。

市といたしましては、二地域居住希望者に対する二地域間の交通費等の支援などソフト事業について検討をしておりましたが、国土交通省・総務省の支援制度につきましては、主にシェアハウスやコワーキングスペースなどのハード事業整備に関する補助金を中心となっております。二拠点生活に直接的に対応する施策や事業の実施には今のところ至っておりません。

しかしながら、今後の関係人口のさらなる拡大や地域活性化の可能性を踏まえまして、引き続き情報収集を行うとともに、他自治体の先進事例を参考にしながら、本市における導入の可能性について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

今、部長の答弁の中にあったいきいき居住のプラットフォームですけども、私もちょっと見させ

ていただきましたら、西予市の海里山の憧れ暮らしというのがその中にありまして、これはホームページに載ってる部分ですけども、そこを開いたら上のほうに、西予市ホームページへというのと、移住交流センターへという2つの項目というか、ページに飛ぶような感じになってますよね。それぞれですね、どんな問合せがあそこから来ているのかという点をまずお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

問合せの状況についてお答えをいたします。

現時点では、二地域居住に関するお問合せは、各ホームページの問合せホームや電話等を通じては寄せられていないという状況であります。

しかしながら今後お問合せがあった場合には、毎月開催しております移住定住交流センターの定例会にて、その内容を報告し、関係部署と連携しながら、相談者への適切なフォローを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

今のプラットフォームからはお問合せがないという結果でしたけども、それだけではなくて、今まで移住定住も含めていろんな相談というかね、問合せが市のほうには来てると思うんですけども、どのような目的の二拠点生活があるというふうに把握されておるのか。

また、なかなか進まないのはどんなハードル、問題点がこの西予市にあるのかという点で分かりましたらお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

二拠点生活のニーズ、それから問題点についてお答えをいたします。

今年度の移住フェアにおいて、二拠点生活を目的とした貸しオフィスやサテライトオフィスに関する相談がございました。

これを受けまして、市内の宇和米博物館や明浜地区のかりえ笑学校など、活用可能な施設を御案内しているということがございました。

二拠点生活における課題としましては、宇和などの中心地以外の地域では、賃貸物件が少なく、住まいの確保が難しい点が挙げられます。

また、二地域間の移動手段に関する不安もございます。実際の相談では、都市部での生活に慣れており、車の運転経験が少ないため、市内での自動車運転に不安を感じるという声も寄せられております。

今後は、二拠点生活を希望される方のニーズに柔軟に対応できますように、住まいについては空き家バンクの活用促進や、民間事業者との連携を強化しまして、住まいの選択肢を広げる取組を検討してまいりたいと考えております。

また、移動手段に関する不安につきましては、公共交通機関の利用の案内など、安心して地域での生活を始められるように支援してまいります。

引き続き、移住センターや関係機関と連携しながら、相談者一人ひとりの状況に寄り添った対応を心がけていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございました。

次のワーケーションについてですけども、このワーケーションもですね、私はちょっと期待しとった事業の一つですけども、この点について、西予市独自で行う移住相談とか電話での相談とか、そういうワーケーションに対してのお問合せ状況について、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

西予市におけるワーケーションの取組についてお答えをいたします。

愛媛県では企業やチームを対象に、行政や地域の方々と交流しながら地域課題をともに考える企業合宿型ワーケーションを推進しております。

一般的にワーケーションはワーク（仕事）です

が、これとバケーション（余暇）を組み合わせた言葉でございますが、愛媛流ワーケーションは、これに加えまして仕事の一環として5つの成果や経験が得られるようなプログラムを提案しているのが特徴であります。こうした取組を後押しするため愛媛県では企業向けワーケーション補助金を設けるなど、企業の人材育成や地域課題の解決、地域活性化を目的とした、企業と地域との継続的な関係づくりを支援しております。

西予市におきましても、県と連携しまして、石積み修繕を通じた人材育成型研修や語り部による災害伝承、シルク製品手織り体験、段々畑ツアーといった独自の体験プログラムを用意して受入れ体制を整えており、これまでに令和4年度以降4件の企業が西予市を訪れていただいております。

今後、この愛媛流ワーケーションが地域とのかかわりを深めるきっかけとなり、関係人口を増やし、新しい風を吹き込むことで地域全体の活性化につながることを目指していききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

1つの地域で、例えばこの成功例がこういうワーケーションですね、出たら、今取り組んでおります27地域の活動センターのほうの皆さんも勇気が出るというかね、そういうふうなことで取組がまた進むんじゃないかなと思いますんで、ぜひ進めていただくように期待をしております。

次に、山村留学についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

山村留学について検討してまいりました経緯等について答弁をさせていただきます。

山村留学を教育委員会において検討しております理由としましては、少子化や人口減少が進む中で、地域の教育環境を持続可能なものとし、子どもたちの学びの質を高めるとともに、地域の活性化を図りたいとの観点からでございます。

文部科学省が推進しているSTEAM教育に、

当市の特徴を活かしたジオ教育を融合させる独自の教育プランを構築、実践することで、当市の教育をより魅力的なものとし、県外から当市の教育に興味を持っていただいた児童生徒を山村留学として受け入れたい考えでございました。

受入れ方法としましては、寄宿舍等の施設を準備することは、コストが大きくなり過ぎるため、受入れ対象者を地縁者に限ることを考え、県外に住むお孫さん等の地縁者が市内に住む祖父母宅から通学することで、滞在コストを最小限に抑えるとともに、祖父母の生きがいや地域とのつながりの強化につながると考え、検討を進めておりましたが、教育の魅力化の部分につきまして、カリキュラム作成、プログラムの構築費用及び継続的な専門家の指導に係る費用が高額となるため、交付金の活用等を踏まえて、財源について検討した結果、教育委員会としましては、事業実施を見送った次第であります。

しかしながら、教育委員会といたしましては、先ほど政策企画部長からの答弁にもありました田舎短期留学等の取組に係る就学支援やニーズの把握に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

確かに今の答弁をお聞きしまして、ハードルが高いと。というのは、私もある程度理解はしております。けれどもやっぱり実際にやっている地域等に行かしていただくと、何でうちにできんのやろかなってという思いもあるのも確かでございます。今、最後に言われました、しかしながらというところの部長の答弁を信じてですね、今もまた御期待を申し上げておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に4番目の大学生の合宿誘致についてお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

大学生などの合宿誘致につきましては、産業部におきまして西予市合宿誘致補助事業を設けて、交流人口の拡大により、地域活性化と商業の振興を図ることを目的に、市外のスポーツ、文化活動等団体に対して、市内宿泊施設における宿泊を伴う合宿に対して補助金を交付しております。

成果としましては、平成28年度には7件、29年度が8件、30年度が5件と多くの団体に利用いただいております、同じ団体が続けて利用いただくケースもありましたが、令和元年度以降は、コロナウイルス感染症拡大の影響も受けて減少し、各年1件程度の実績となっております。

このような中、当該補助金につきましては利用実績が乏しいこともあり、現在の財政危機の中で財政危機脱却プランにおいて、補助金の廃止に向けた検討を進めている状況です。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

様々なところで、コロナの影響というのはありますけども、取組進んだる途中でこういうふうな状況になったのはちょっと残念かなというふうに思います。

今までですね、どのような種類というか、スポーツなのかそのほかなのか、そういう合宿の実績についてちょっとお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

今までの補助金利用総件数が26件ですが、特に陸上、野球、サッカー、バレーなどのスポーツ合宿での利用が22件とほとんど占めておりまして、その他4件につきましては、バイク愛好会がジオパークのツーリング企画として利用されております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

よその合宿を探されておられるところから、例えば西予市のどこのホームページを見たらそういうところにできますよというところにたどり着くのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

当市におきましては経済振興課のホームページの中で紹介しておりましたが、議員の指摘がありまして、ちょっと確認しますと、西予市合宿誘致補助金で検索してもヒットしない状況がありましたので、それはタイトルがそのような名前を完全に入れ込んでなかったということもありますので、今回、名前のほうに、合宿とか補助金、そういうのがきちんとタイトルに入るように、今改良をして検索にもヒットするように努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ホームページにつきましては、過去もう何度も質問をさせていただいて、改良が進んでいるのも私自身は認めております。

けれども、さらにやっぱり市外への発信力としてね、ホームページを武器として使っていただきたいと思います。

次5番目、ツーリズム事業についてですけれども御質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

次に、ツーリズム事業のこれまでの取組といたしましては、グリーン・ブルーツーリズム事業であります農林漁業体験民宿事業、または農林漁家レストラン事業を西予市内で実施する場合に、各種許可申請に関わる費用や事業の宣伝に伴う費用を助成する西予市グリーン・ブルーツーリズム事業補助金を運用してきておりまして、当該補助金につきましては、令和元年度、3年度及び6年度に各1件の申請があり、農家レストラン1件と、

ゲストハウスの農林漁業体験民宿が2件開設されてきております。

そのような中で令和7年度からは、このようなツーリズム施設の開設に当たっては、その施設の民宿体験事業などを、ふるさと納税の返礼品につないでいくことを目的として、従来のグリーン・ブルーツーリズム事業補助金を廃止しまして、新たに西予市特産品開発支援事業補助金を創設し、当該補助事業要綱の中に、民宿体験事業などをふるさと納税返礼品として提供いただくことを条件として、民宿施設の許可申請や体験事業の商品化への補助を行うよう変更を行ったところでございます。

ツーリズム事業におきましては、その他観光などの政策も含め、関係機関との連携のもとで進めていく必要がありますので、引き続き、西予市の特色を活かした事業展開により、関係人口の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

今ふるさと納税の返礼品としてというふうな御答弁がありました。やっぱりふるさと納税をたくさんいただいとる自治体はですね、こういう体験の返礼品にするとやっぱり単価がかなり上がりますよね。西予市のみかん1箱とかいうよりも、そういうところでやっぱり進んでいるところの取組を参考にすべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、この返礼品として提供いただく条件、また体験項目はどのように提示をされているのか、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

宿泊や体験事業におきましては、西予市内で完結する役務やサービス提供で、市の独自性があるものであれば、ふるさと納税返礼品として提供することが可能となっておりますので、そのように皆さんにお知らせをしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

市からですね、例えば決まったところとか、事業をされているところに、こういったお願いできませんとか、市からの発案みたいなのはどうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

旧町ごとに実施しております事業者向けのふるさと納税関連説明会がございまして、その場で様々な事例を提示しながら、その中で民宿体験事業等を含めた新規返礼品の開発を促しているほか、個別の事業訪問の際にも、可能な限り提案を行っているのが状況でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

やっぱり個別で言うほうが市から言うということは、ある程度いろんな問題がクリアされて、ここだったらできますよっていう多分方向性があるから、市からいけるんだと思うんですよね。そういうところを広げていただきたいなというふうに思います。

もう1つですね、地域づくり活動センターですけども、ここからの御協力というか、それぞれの地域でやっぱり自分のところの地域一番よく知っておられるわけですから、そこへの協力はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

もちろん各センター・地域づくり組織へも、それぞれの研修会の際には出向きまして、返礼品開発について協力依頼を行っているほか、やはり地域づくり担当でありますまちづくり推進課とも強力に連携しまして、個別訪問を行い、提案を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございました。

次、6番目のこれまでの質問からというところですけども、先ほどの最初の答弁にもありました中学生の修学旅行とか、大学生のフィールド活動とかいうふうなのを取り組まれておるんですけども、その際の宿泊先はどのようになっているのかちょっと教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

中学生の修学旅行や大学生のフィールド活動の宿泊先についてお答えをいたします。

修学旅行生につきましては基本的に、地域住民の皆様の御協力をいただき民泊を実施しております。また大学生のフィールド活動におきましては、民間のホテルや地元のゲストハウスに加え、地域の方々の御協力を得て、集会所などの地域施設も活用させていただいております。

現在、周木地区では地域おこし協力隊員が、こうした活動にも活用できるよう空き家を活用した拠点づくりに取り組んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

移住定住の話から人口減少対策の質問するときに、ハードルの一つとしてやっぱ西予市は泊まるところがないとかね。そういうのも、今までもありましたんで、特に民泊は以前から質問でもお願いしてますし、実際に朝霧湖マラソンとか、こないだありました国体のときの民泊とかね、もう経験がないわけではないので、それをやっぱ実際に活かしていただくということをお願いをしておきます。

次にですね、令和3年6月のときの答弁です、移住交流促進事業補助金を活用して、テレワーク活動やゲストハウス等の整備が進み、移住だ

けでなくワーケーションや多拠点居住、体験移住等が活発になることによって、交流人口の拡大につながり、将来的な移住につながればと考えているという御答弁がありました。

その後について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

その後についてというところで御答弁いたします。

先ほどの答弁でも申しましたとおり、ワーケーションとそれから二拠点居住などにつきましては今後、国、県の事業の活用を検討していくということで考えております。

また、移住交流促進事業補助金につきましては、人口減少の抑制や集落機能の維持・存続を目的といたしまして、市民や市内事業者等が行う移住定住の促進に資する施設整備や関係人口の構築に寄与する事業を対象に、令和3年度より実施しております。

昨年度までに合計11件の事業に対して補助を行っておりましてその内訳としましては、ゲストハウスが4件、コワーキングスペースが2件、シェアハウスが4件、お試し移住住宅が1件となっております。

特に、ゲストハウスやお試し移住住宅につきましては、先ほども申しました大学生によるフィールド活動の拠点等として活用されているほか、体験活動を通じて地域の魅力を感じた利用者がリピーターとして再訪されるなど交流人口の拡大に確実につながっているものと考えております。

今後の展望といたしましては、交流人口のさらなる拡大が将来的な移住につながりますよう、体験型プログラムの充実や地域住民との交流機会の創出に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ありがとうございます。

今までの質問で、次に進めるめどが立ったのかというと、ちょっとなかなか難しいかもしれませ

んけども、共にですね、そういうことを考えながら今後も取り組めていけたらいいのかなと思っております。

次の質問、項目3番目、関係人口とふるさと納税について書いてますけどもふるさと納税の質問をするわけではないんですが、要旨にありますように、成功事例自治体についてということで、資料を用意しておりますので、見ていただきたいと思います。3枚ございます。届きましたでしょうか。

今、送りました資料は茨城県の境町というところで、皆さんもニュース等もいろいろな話題になっておりますんで、御存じとは思うんですけども、人口2万ちょっと自治体で、ふるさと納税が約60億というふうなことでちょっと話題を集めた自治体でございます。私もそれほど詳しいわけじゃないんですが、今回、総務常任委員会で、ここを視察させていただくというふうな予定にはしております。ホームページ見た限り、今送った資料はですね、昨年8月の市の広報から抜粋させていただいて、境町に御了解を得て、今皆さんにお渡ししているという状況でございます。

この最初ですね、2枚目のページのグレーの吹き出しのところ、平成25年境町の財政状況いうところが赤で書いてありますけども、北関東104市町村中ワースト1位というのがですね、矢印がありまして、令和4年度境町の財政状況はということで、貯金は43.1億、借金が150.6億、将来負担率65%というふうに書いてあって脱却というふうに書いてあります。

その次のページには、今、ふるさと納税を特に利用してですけども、今やられとる事業等がたくさん書いてあります。見よったら、うらやましいなということが思うわけですけども、ちょっと時間がないので私が説明するよりも、まず皆さんに資料を先に送らせてもらっておりますんで、この自治体についてどのように西予市としては考えられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

この境町の事例についてお答えをいたします。

この境町の事例につきましては、ふるさと納税

の成功モデルとして、今、議員も申されましたように全国的に注目をされているというところです。

若い人たちが帰ってきて働けるまちと、それから三世代で安心して暮らせるまちというビジョンのもと、取組を進めた結果、人口減少に歯止めがかかっただけではなく、令和6年度につきましては、平成29年度以来、7年ぶりの人口増加が見込まれるなど、移住定住の促進と産業発展を実現しており、当市としても参考となる部分も多いというふうに感じております。

また、ふるさと納税の戦略的活用によりまして、今ほどもありました財政再建も果たされておりまして、人口約2万4000人の小さな町の取組は、成功事例として取り上げられているところです。これらのまちの再建成功に導いたキーマンが、町と民間が出資をいたします、さかいまちづくり公社であり、公社にふるさと納税の運営を主体的に行わせることで、効率かつ専門的な事業展開を実現して町に還元するといった、行政と民間との連携による稼ぐ体制づくりを構築されております。

ふるさと納税では、干し芋や米など、既存の特産品をブランド化するなど、返礼品の戦略的な開発と多様化を実施しまして、持続可能な地域経済基盤を築き、そしてふるさと納税で得た財源を町の課題解決と魅力向上に向けた未来志向の事業に大胆に再投資をしております。

その一例として、自動運転バスの公道定常運行それから英語教育の強化、アーバンスポーツの聖地化など、寄附金を活用して実現し、町の先進性を全国にアピールし、結果として移住定住者の増にもつながっております。境町と西予市とでは、面積の広さ、立地条件などは全く違うところではありますが、一貫したビジョンの追及、官民連携の強化、産品のブランド化など、今後参考とする部分も多く稼ぐ力を身につけ、知恵を出し合い取り組むことが重要であるというふうに考えているところであります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ありがとうございます。

行政の運営につきましては、市長のリーダーシ

ップというのが一番大きいのは間違いないところじゃないかなと思いますけれども、それ以外にもですね、行政として、行政職員も含めて、市民の方にどのような向き合い方をしているのかと。この自治体はというところがやっぱり問われるところが大きいんじゃないかなと思います。

市長2期目の所信においては、できないことよりもできるようにするためにどうするかというふうに考え、職員にもお伝えするというふうなお話をされたように記憶しておりますけれども、よりそう行政、また温かい市民に対してね、温かい行政というのがやっぱ感じられれば、例えば、よそからの移住定住も西予市見てみようかな、行ってみようかなというふうになるんじゃないかなと私自身は考えます。

この20年過ぎて今からの行政運営、市長も残り短いと思いますけれども、期間が、私も同じでございます。終わるまでに多少ですね、見える道筋というか。そういうものをやっぱつけていかないと、我々の責任というか、あるんじゃないかなと思いますんで、ちょっとその点をまずお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

ただいま二宮市議から、境町の事例をもとに、市長頑張れよというエールを送っていただいております。

この境町というのはもう全国的にもふるさと納税をはじめ、行政の取組の中で、日本を代表する先進的な自治体として、私も一度この町長さんのお話をお聞きしたことがあって、うなづくことが多くて、取り入れたいな、どうやったらできるんだらうかなということを考えて試行錯誤をしている、まだ進行中でありましてけれども事例でございます。

先ほど部長のほうから答弁もありましたように、事例に学ぶことは多くあると思います。一貫したビジョンの追及と、それと商品のブランド化なども重要でありますけれども、そこにやっぱ官民連携、行政だけではなくて、やはり、民間の力を借りながら一緒にやっていく。今まで私どもはいろんなことをする場合、この田舎でやる場合は、官

がやらなければいけないということが、あまりにも前面に出過ぎていた部分もあるんじゃないだろうかという反省もしておりますし、この境町、地理的条件は違うところもありますけれども、やはり民間が持っている力というものを、境町の周辺だけではなく全国に幅広く求めておりますし、また、地元の中でやっぱ、官民で産業を興す。そのことがふるさと納税につながって、財政的状況が厳しい中で復活して、今は余裕のある町でいろんな政策を打ち出す原資をつくっておられるということは、私は大いに参考にしたいと思っております。

そして、何よりも町長さんはじめとするリーダーシップというものは大切であると思っております、私もできないことよりできることを探す行政ということを書いておりますけれども、とかく目につくのはできないことというのを先に言う傾向がありますので、そのことについては、私もそういう姿勢を示したいと思うし、職員の皆さんにもそういうことを行政の中に活かしていただきたいと思っております。

魅力あるまちづくりをしていきたいと思われすし、私どもも財政再建の中ではやっぱふるさと納税というのは自主財源として大きな目標であり、やはり早い時期で10億を目指した上も目指すようなことを行いたいと思われす。今、職員がいろんなフェイスブックとか何とかで、私のまちはこういうまちですよ、こういういいものがありますよというものを流してくれております。やっぱそういう取組を後押ししたいと思われすし、やはり西予市セイ、いっぱい！いろんな方面に力を注ぎながら未来に向かって明るい展望を開いていきたいとそうように考えているところでございます。私が境町でのことで特に感じたのはそういうことでございます。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

境町のコンパクトな、面積的にね、コンパクトな地域と、我々西予市では条件は違いますが、やはり先ほど言いました考え方で今の市長の御答弁、しっかり実践できれば、また、西予市も回りから注目を集める市になってくるんじゃないかと、そうしなければならないというふうに思

いますので、よろしくお願いします。

関係人口最後の質問ですけども、この先ほどもあったポータルサイトをずっと見ておりましたら、一番最後にですね、ふるさと住民登録制度というのが載っておりまして、文章読んでおりましたら、今年の7月に何か閣議決定をされたということで、先ほど言いましたように長い間、地方創生の事業をやってきて、何かあまりうまくいかないんで、ちょっと目先変えるのかなと思って。石破総理がね、昨日、退陣表明されましたけども。石破総理発信の地方創生ですからと思いながら見ておりましたが、この件について感じたことでいいですけども続けていただきたいと。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ふるさと住民登録制度についてお答えをいたします。

この制度は、国が創設を予定している新たな制度でありまして、実際に居住していない地域に対しても、本人の意思によりふるさと住民として登録できるという仕組みであります。

現段階では登録方法や登録の運用体制などについては明らかにされておりませんが、この制度は法的な住民票とは異なり、行政サービスを直接受けるものではありません。登録者に対しまして、自治体からは地域情報やイベント案内を発信することが可能となり、登録はデジタルプラットフォームを介して行われることが想定されており、関係人口の創出と地域との継続的なつながりを目的としております。

ふるさと納税が金銭的支援を主眼するのに対しまして、ふるさと住民登録制度は、人とのつながりを起点とした関係性の構築が主眼となっております。本制度は地域の魅力を発信し、関係人口を増やすきっかけとなり得るものと考えており、人口減少が著しい本市におきましては、今後、本制度の活用について調査研究を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

質問の前に資料を送るのをちょっと忘れておりまして、途中で配信をさせていただきました。失礼いたしました。これをまた皆さんもね、見て参考にいただければと思います。

行政におかれてはですね、やっぱり国がどういうことを考えているのかというのをいち早くやっぱり情報収集して、しっかり西予市の事業に取り込んでいけるのかというふうなところをぜひ今後お願いしたいなと思います。

次の項目になります。

こども誰でも通園制度についてということで、この政策はですね、実際には全国、来年度からのように今なってますけども、公明党の中で、子ども政策の中でずっと取り組んできた事業でございます。今、来年度に向かって、西予市の取組状況もお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

こども誰でも通園制度の来年度へ向けての取組についてお答えいたします。

令和8年4月からの制度開始に向けまして、本年6月に愛媛県主催で県内自治体を対象とした説明会が開催され、スケジュールを含め、必要な準備等についての情報提供がございました。

市では、制度開始に向けて準備を進めておりまして、今後は必要な予算の精査等に取り組み、必要な規則、要綱などの準備を進め許可基準を定める条例及び確認基準を定める条例を12月議会で上程する予定としております。

この制度は新たな制度でもあり、市といたしましては、どの程度のニーズがあるのか想定できないところでもありますので、まずは明浜・宇和・三瓶地域、それと野村・城川地域の2つの地域に分けまして、それぞれの地域に1カ所ずつ設ける方向で調整を進めております。

今後、実施に向けまして、各事業所と詳細についての協議を行うとともに、体制が整いましたらこの制度について対象となる御家庭はもちろんのこと、広く周知を行うこととしております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

この私の質問も周知の一環ということで、この制度の概要について簡単をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

こども誰でも通園制度の概要についてお答えいたします。

令和5年12月に国が策定しましたこども未来戦略において、保育政策の新たな方向性が示され、令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策として、3つの柱を軸に推進することが掲げられております。こども誰でも通園制度は、この3つのうちの全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進の中で、新たに創設されたものです。

本制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付制度として、令和8年度から全国の自治体全てで実施されるものです。

対象となる児童は、保育所・認定こども園等に通っていない生後6カ月から2歳児のお子さんで、月10時間の枠内で1時間単位での利用が可能です。市ではこれまでも子育て支援策として、地域の子育て支援センターの運営や一時預かり事業などを実施しており、子育て家庭のニーズに応じた支援の拡充に努めてまいりました。これらの既存の取組を基盤としまして、こども誰でも通園制度についても、その趣旨を踏まえ、本市の地域特性や子育て家庭のニーズに合った柔軟な運営を目指してまいりたいと考えており、本市における子育て支援のさらなる充実に向けて準備を進めているところでございます。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございました。

今現在、似たような事業で一時預かりという事業もされてますけども、その事業との整合性というか保護者の方がちょっと迷わないように整合性について、ちょっと質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

こども誰でも通園制度と一時預かり事業は、どちらも保育所等に通っていない児童が対象でございますが、その事業の違いについては大きく2つあります。

目的・定義面の違いと給付制度と事業といった制度の制度的な建付けの違いがございます。

まず、目的・定義の違いといたしまして、一時預かり事業が、保護者の仕事や通園など保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対しまして、こども誰でも通園制度は、子ども中心に考え、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくよう、子どもの育ちを応援することが主な目的とされています。

次に制度面の違いといたしましては、一時預かり事業は幼児教育・保育給付の一つの事業である一方で、こども誰でも通園制度は給付制度となることで一定の権利性が生じまして、全国の自治体で共通に実施されるものとなります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

次の3番の未就園児童の状況について、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

市内の未就園児の状況についてお答えいたします。

令和7年4月1日時点の状況になりますが、ゼ

ロ歳から5歳児の就学前児童は922人で、このうちの772人が保育所や認定こども園の施設を利用していることから、施設に通っていない未就園児は150人と見込まれます。

こども誰でも通園制度の利用対象者は生後6カ月から2歳児になりますので、全員が対象ではございませんが、ゼロ歳から2歳児の未就園児は令和7年4月1日時点で147人で、このうち対象である生後6カ月未満の児童が61人を除く86人が利用対象者と想定されます。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

最後の質問がちょっとできなくなりましたので、最後に今までの質問の中ですけども、先ほどできないことよりもできることという質問と市長の答弁をいただきました。

先週の1日目の一般質問でもですね、井関議員の小児科の質問の中で、部長の答弁が悪いというわけじゃないんですよ、部長の答弁の中で、やっぱり受けられないことのマイナス思考で期待されてできなかったら、また事故があったらとかね、そういう心配があるのはもちろんですけども、そういうふうなのが何か先に受けてしまうわけですよ、私からすると。

そういうところからまずね、行政の職員の窓口行かれた市民の皆様の声とかね、そういうのもやっぱりちょっと考え方を变えていただくと西予市の行政が変わるように私は信じておりますので、ぜひそのような取組も含めて、今回の質問が未来の西予市につながればと思っております。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時59分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、8番中村一雅議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

議席番号 8 番、中村一雅です。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書、会議規則並びに申合せ事項に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず、傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。それから、本日は理事者が全員そろっているということで、心からうれしく思っております。

本日は、ふるさと納税と行政区、この 2 つのことについてお尋ねをいたします。

今日愛媛新聞に、石破首相退陣へという一面が大見出しで載っております。国政がこれから動いていくんだなあということで、ここも注視していきたいなという思いがございます。一介の市議会議員として、あまり大きなことを言うつもりはないんですけれども、国の動向が西予市にどのような影響を及ぼすのかということでは関心がありますので、そういうことで気にしております。

それでは一般質問に移ります。

まず、ふるさと納税につきまして、どなたも御存じかと思えますけれども、改めまして、ふるさと納税の制度概要についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ふるさと納税につきましては、自分の生まれ故郷や応援したい自治体に対して寄附を行うことで、その寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税や住民税から控除・還付が受けられる制度となっております。

この制度は、納税者が税金を納める自治体を自由に選択できるという納税者の選択の機会を広げ、地域間の税収格差の是正や地方創生に資することを目的として、平成 20 年度に創設されました。寄附者の方々は、寄附を通じまして、地域の課題解決やまちづくりに貢献できると同時に、実質 2,000 円の自己負担で、地方の特産品やサービスといった返礼品を受け取ることができるというメリットがありまして、現在の寄附市場は全国で約 1 兆 2728 億円まで拡大しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

はい、おおよそ分かりました。

では、次の質問に移ります。

西予市における近年のふるさと納税の納税額といますか寄附額の推移についてお尋ねをいたします。基本 5 カ年でよろしくをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

当市における過去 5 年間の寄附額につきましては、令和 2 年度が約 2 億 6300 万円、令和 3 年度が約 3 億 800 万円、令和 4 年度が約 3 億 7300 万円、令和 5 年度が約 4 億 9300 万円、令和 6 年度が約 5 億 800 万円となっており、少しずつではありますが、寄附額が伸びている状況です。

令和 7 年度におきましては、目標額を 7 億円に設定しまして取組を強化しております、4 月から 8 月末までの時点において、累計で約 1 億 6300 万円となっており、これは、前年度同月までの累計額に対して約 7600 万円の増加で、伸び率が 1.8 倍となっており、目標額の達成に向けて順調に推移しているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

はい、少しずつでありますけれども順調に伸びているということで、この先行きにも期待したいということでございます。

本年度の目標額 7 億円ということでございました。先ほど部長の答弁にありました、全国で 1 兆 2728 億円という数字があります。これは、全国の市町村が今のところ自治体として 1,741 あるというデータ、これ 2010 いわゆるちょっと古いデータなんですけど 10 月、2014 年の 10 月ぐらいだったと思うんですが、それで単純に割ると、1 自治体当たり 7 億 3000 万ぐらいの寄附額は平均値だということになります。偏差値は別なところにあるかもしれないところ、その中心が幾らになるか分からないの

だけれども平均でいうと7億3000万と、やっと西予市も平均ぐらいになるのかなあというふうな見方をしております。

続けます。

近隣市町の動向についてお尋ねします。どのようになっていますでしょうか。また、返礼品の種類というもののについてもあわせてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

愛媛県内の自治体における令和6年度寄附額の実績につきましては、県内の上位3つの自治体としまして、八幡浜市が西宇和ミカンなどの柑橘類を主力返礼品として約30億9600万円、今治市が今治タオルや柑橘類を主力返礼品としまして約29億4400万円、愛南町がカツオなどの海産物や柑橘類を主力返礼品としまして、約26億8100万円となっております。

近隣自治体としましては、先ほど八幡浜市を除く、宇和島市が柑橘や海産物を主力返礼品として約9億6700万円、大洲市が栗、キウイ、柑橘を主力返礼品として約4億4300万円となっております。

西予市は県内で8番目の寄附額となっておりますが、寄附額が伸びている自治体と伸び悩んでいる自治体の二極化が進んでおりますので、寄附額を伸ばしている自治体の事例等も参考にしながら、取組を強化しているところでございます。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい、八幡浜が30億、それから同じ内容では愛南町が26億8000万ということで、やはり相当稼いでおられるなあというのが実感であります。八幡浜のみかん、あるいは愛南のカツオのたたきというところは、ふるさと納税制度が始まる前からもうブランド化されていて、全国的にも人気があるということで、返礼品競争に勝ちとってきたのだろうというふうに推察をいたします。

一方で西予市については、そういうブランド、一応、市のブランドが今のところ、あまり見当た

らないというところが弱点なのかなあというふうなことを思ったりいたします。

返礼品について、西予市の返礼品の品目についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

現在、西予市の返礼品としての品目は、大分類として、食品系ではミカン、お米、葡萄、栗などの一次産品をはじめ、菓子類やジュースなどの加工品、食品以外においては、真珠などの雑貨類や宿泊体験チケットなど、合計で20品目となっており、これら20品目における個別の商品数は、企画容量違いなども含めると、約1,300点の登録があります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい。一次産品、ミカン、お米、ブドウ、栗、なるほどなどと思うような品目が並んでいるかと思えます。

この一般質問を行おうと思ったときに私が通常使っている、通販サイト少しのぞいてみました。ふるさと納税というキーワードで、返礼品の人気ランキングという項目がありまして、少し調べてみましたら、8月の時点でのデータなんですけど、1番大きなカテゴリーでいうと1番は肉、2番手が魚介類、3番目に米、4番目に果実・その他みたいなことで、ランキングが出ておりました。商品別で見ると、そのときたまたま愛南町のカツオのたたきが全国ランキング4位に入っておりまして、ちょっと驚いたということがありました。

続けます。

西予市における上位の返礼する返礼品の数、数と金額についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

令和6年度の寄附実績において、上位の返礼品の品目は、全体のカテゴリー別では、1番人気は

ジュースを含む柑橘類、これで 55%を占めており、2 番目がしらす・ちりめん 15%、3 番目が、生肉・肉加工品で 8%を占めている状況です。

商品別では、明浜事業者のちりめん商品が 1 位となっておりまして、寄附件数が約 3,200 件、寄附額が約 3200 万円、次点が明浜町事業者の柑橘ジュースセットで寄附件数が約 1,200 件、寄附額が約 2600 万円となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

柑橘類が一番だろうなということは、およそ想像のとおりでした。次点でしらす・ちりめんが入っているということについては、そうなのかというようなことが実感であります。3 位がお肉ということで、ここにお米がランキングのように入っていないというのが私としては非常に意外でありました。

ふるさと納税というものは、額が大きいほど有利になるという特性を持っているかと思います。先ほど 2,000 円を超えた分が住民税から差し引かれると、控除されるという制度だという説明がありました。私は自分がふるさと納税をしたことがないので、西予市の住民税を減らしたことがないのですけれども、西予市は財政危機に今陥って、これから頑張らんといけんのなこととありますから、西予市民がふるさと納税をたちまちにしていると、西予市の住民税が減ってしまうという、こう厳しいことになります。

やっぱりふるさと納税については、返礼品を送ってもらう側で競争に勝ち抜かなければならないということが、今回の至上命題のようにとらえております。

続けます。

返礼品寄附額に対して、返礼品にはコストがかかっておるといいます。返礼にかかるコストについてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ふるさと納税の制度上、寄附額のうち、返礼品

は 3 割以内かつ返礼品を含む各種経費は寄附額の 5 割以内に収める必要がございます。

そのため、例えば寄附として 10 万円をいただく場合、3 割の 3 万円までが返礼品代金、経費 5 割以内のうち、返礼品の 3 割を除く、残り 2 割の 2 万円が、返礼品の配送料、ポータルサイト手数料、受領証明書発行などの事務経費となり、残りの 5 割の 5 万円が市の歳入となります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

はい。本年度目標額の 7 億に達成したとしても、3 億 5000 万は、返礼品やその他のコストに消えていき、市の財源としては半分の 3 億 5000 万が残るのだと、そういう理解でよろしいのかと思います。

ふるさと納税で集められた寄附金は一旦ふるさと応援基金というところに充当されると聞いております。そこからいろんな人で使われていくということで、少し遅れたタイミングで出ていくような話も聞いておりまして、伸ばしていったらすぐに助かるというものでもないんだろけれども、やはり、財政に苦しむ西予市としては、やっぱりここはどうしても伸ばしていかなといかんのかなあということで、今回の一般質問を行っております。

議長の、宇都宮議長の所信表明でも、ふるさと納税取り組みんといかんよねという言葉があったかと思います。それから先日あった財政危機脱却プランの有識者会議検討からの答申にも、ふるさと納税については返礼品のブラッシュアップ等、積極的に推進をすべきという文言が入っていたかに思いますので、西予市としてもそこは強く押して頑張っていけないといけないのだなあという思いで、今この一般質問をしております。

続けます。

税収アップの施策は、ということで一般質問を通告書に書かせていただきましたが、寄附は税収扱いではなく、寄附金となるという、課からも指摘がございましたので、西予市にとっては税収ではなくて寄附金だというとらえ方で、この寄附金アップの施策について、現状の課題と今後の施策についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

目標額達成に向けた課題としまして、現行のふるさと納税制度においては、寄附者へ送る返礼品競争となっているのが実態でございます。

本市においては、先ほど中村議員も言われましたように、メインとなるブランド商品とかそういう商材の不足や、人気が高い柑橘類においては、在庫不足などをはじめ、工芸品や宿泊体験などの食品以外の商材も乏しいことなど、全国の寄附者からの多様なニーズに対応できていないことが課題として挙げられます。

これらの課題に向けた取組としまして、メインとなる商材を増やしていくための返礼品の拡充においては、提供事業者への積極的な訪問活動や説明会・勉強会を開催することにより、新規返礼品の促進及び既存返礼品のブラッシュアップを図ってきております。加えて、新規返礼品の開発を行う場合の補助金を今年度から新たに創設しており、現在9社の事業者に対して補助金交付を決定しており、新規返礼品のさらなる拡充に向けて支援を強化しているところでございます。

そのほかにも、宿泊や体験事業などのコンテンツ拡充においては、現在、まちづくり推進課と連携し、市内27の地域づくり組織へ呼びかけを行っておりまして、地域独自の体験メニューの開発を進めているところでございます。

また、柑橘などの人気商品の在庫不足に対しましては、先行予約販売を強化しており、事業者があらかじめ必要な数量を把握できることで、在庫を確保していただくこととしておりまして、また、全国的な価格高騰で、返礼品として人気上昇しているお米につきましては、県下有数の米どころでありながら、出品数が少ない状況でしたが、市内生産者への戸別訪問に加えまして、現在、農業水産課が実施しております西予応援米事業で、お米を中学生に提供いただく生産者と連携した結果、新たに9つの生産者に自慢のお米を登録していただき、現在人気の返礼品となってきております。

また、新たな展開としまして、庁舎内でプロジェクトチームを立ち上げまして、寄附額増加のための方策を検討しております。先ほど市長から答

弁がありましたように、現在、職員で、返礼品の紹介動画というのを作成しまして、もう既にSNSでアップを始めておりまして、そのほかにも、ふるさと納税本来の趣旨であります寄附金の使途である、市の施策をPRして寄附を募るために、産業部において試験的ではございますが、ふるさと納税型クラウドファンディングへの参加も計画しており、魅力ある情報発信により、寄附額増加を図っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい。県下有数の米どころであると宇和盆地にもあります、城川にもありますし、お米は西予市としては無理じゃないかなあということが正直なところであります。最初に西予市応援米、中学生に対してということで、現物支給ということをお伺いして、お聞きした当時は、お米いっぱいあるのに何でみたいなことが率直な感想でありました。

その後、需給の関係でお米の人气がダウンと高騰して値段も高騰しておりますけれども、この施策はいい施策だなあというふうに思ったことがあります。うちにも、中学1年の孫がおりますので、孫を連れて20キロもらいに行きたいなということがございます。私の知り合いの中には、小6と高1がおるのにな、チッて、舌打ちをされた方もいらっしゃって、これは運・不運があるんだろうなと思っております。

将来、財政が豊かになれば、中学生限定でなくて小・中に広げるとか、高校生もみたいなことも可能性としてはあるのかなあというふうなことは、感じているところでございます。9つの生産者に新たに登録していただいたというのは非常にありがたいと思っております、これからも頑張っていたきたいというふうに思います。

2点ほど再質問させていただきます。

まず1点目、ふるさと納税型クラウドファンディングという答弁がございましたけれども、ちょっと分かりにくいので、もう少し分かりやすく詳細に教えていただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ふるさと納税型クラウドファンディングにつきましては、ふるさと納税制度を活用し、自治体が抱える具体的な課題解決や地域活性化のためのプロジェクトに対して、寄附を募る仕組みとなります。

先ほど答弁いたしましたとおり、ふるさと納税が返礼品競争となっている状況においては、返礼品主導で自治体を選択する寄附者が大半を占めておりますが、ふるさと納税型クラウドファンディングにおきましては、返礼品ではなく、自治体の取組事例をPRし、その中で、応援したい自治体に対して寄附を行うため、寄附者はより具体的な形で自治体への貢献を実感することが出来ますし、ふるさと納税で寄附を行いますので、事業を行う自治体の返礼品を受け取ることが可能となっております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい。返礼品競争とは異なるアプローチでふるさと納税していただくということについては、趣旨は非常に賛同しております。こっちがうまくいけばいいなと。ふるさと納税という言葉の趣旨から見れば、返礼品競争というのが少し脇道にすれているなというのが実感でありまして、西予市で生まれ育った人が東京や大阪の大都市へ出て行って、住民税を納める年頃になって、少しはふるさとに還元しようかなあというのが、ふるさと納税の趣旨であらうかと思います。

そういう意味でいうと、クラウドファンディングで抱える課題解決やプロジェクトに向けて納税をお願いすると、ふるさとの寄附をお願いするというのが、本流ではないかなあと思っております。頑張っていたきたいと思います。はい。

2度目の質問です。

米、価格高騰しております。一昨年まで、5キロ2,000円だったものが4,000円となり、今年の新米の作付状況によっては5,000円もあり得るみたいな報道が流れてきております。米離れも心配されるほどに高騰していると。この米の高騰を受

けまして、国のほうでは、食用米の増産体制を強化する方針というふうに農林水産省が方針を変えたというふうに聞いております。宇和町においても休耕田が時々見かけられるなというところが、これから食用米の作付に動くのかなあというふうに、景色が変わるのではないかみたいなことも思ったりするのですけれども、一方で、西予市は畜産業が盛んな市でもございますので、食用米と飼料米と、そのバランスをとる必要があるのかなと思ったりします。

食用米は増産体制に入っていただきたい、ふるさと納税の返礼品にも御活用いただきたいという思いがある一方で、飼料米についても、どのようになっているのか少し心配があるのでここについて作付状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

畜産業が盛んな本市におきましては、畜産の輸入飼料の価格が高騰する中で、代替となる国産飼料を確保するため、農産物を栽培する耕種農家と畜産農家が協力し、飼料米の生産強化を進めてきたところでございます。

市内における飼料米の作付面積と生産状況につきましては、JA東宇和における米生産量の資料によりますと、飼料米の令和6年産の実績と令和7年産の見込みを比較した結果、やはり食用米の価格高騰の影響を受け、飼料米の生産量は、前年に比べて9%減、作付面積は約13.7ヘクタール減少しておりますが、市内畜産農家のために現状維持または増産される方もおりまして、多大な減少率とはなりませんでした。

今後も、食用米価格の高止まりが続く予想ではありますが、水稻、畜産ともに盛んな本市においては、耕種農家と畜産農家の双方が共同していくことが重要と考えておりますので、今後も食用米と飼料米の生産バランスに注視していきたいと思えます。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい、西予市における返礼品のランキングとしては、1番柑橘、2番がちりめんということでございました。肉も入っていない、お米も入っていないということでございました。畜産が盛んな西予市なのに肉はランキングに入っていないのだなということも少し意外な感じがいたしました。

一方で、お米についてはやはり何ていうんでしょう、先ほどメインとなる商材ということが問題だというふうに部長の答弁ございましたけれども、西予市全体というよりは宇和盆地という感覚でいうとやはり私は、宇和といえば米かなという印象が非常に三瓶の人間として濃くてですね、他市町の方にとってもそのようなイメージがあるのではないかと考えています。米をブランド化して、そして西予市産品の一番柱に持っていく、あるいは返礼品のブランド化を図るということもブラッシュアップするという面で非常に大事だと思います。

一方で畜産農家の生業、なりわいについてもやはり、ここは非常に重要なところなので、買い付ける飼料が高騰しているという現状では、西予市で飼料米を育てて、それで肉牛あるいは乳牛を育てるということも非常に大事かなと思いますので、バランスをとった施策を、農林水産課でありましょうけどもお願いしておきたいと思います。

では次の質問に移ります。

返礼品を求めない、企業版ふるさと納税というものがあるかと思っています。これの推移について教えていただきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

過去5年間の企業版ふるさと納税の寄附額につきましては、令和2年度が300万円、令和3年度が800万円、令和4年度が220万円、令和5年度が物納を含め約4700万円、令和6年度がこちらの物納を含め約5500万円となっており、令和7年度におきましては、4月から8月末の時点で約520万円となっております。

特に今年度は、企業版にも力を入れていくために、寄附金の使途である市の施策を企業にPRするための企業版ふるさと納税用パンフレットを政策推進課の協力を得て新たにつくり直し、職員や議員さんから提供いただく企業情報をもとに、積

極的な訪問活動を行っているところですので、引き続き、議員の皆様におかれましては、情報提供のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

数年前でしたけれども、関西三瓶ふるさと会と関東三瓶ふるさと会、私毎年、お尋ねして来賓に呼んでいただいて御挨拶をさせていただくのですが、いつか管家市長もご一緒させていただいたことがありまして、管家市長と2人で企業版ふるさと納税よろしく願いしますというふうにお願いの挨拶をしたような覚えがあります。

西予市といいますか、今東京方面にいらっしゃる50代から上の方というのは西予市というよりは、各旧町五町で生まれ育ったという感覚が強いのかなあと感じておりまして、三瓶で生まれ育った、その町苦しんどるんやったら何とかしてやらんといけんのうという会社の社長が東京におられて、その方が企業版ふるさと納税するかと。会社も黒字やし、このぐらいは構わんなあみたいなことで、思い合っていていただくということが非常に大事なのかなと思います。旧町ごとにふるさと会というものはあるのかもしれないんですけども、そういうところでも、いっぱしになったなあという社長には積極的にお願いをしたいなという思いは私のほうにもございます。今年は行けなかったんですけども来年こそはぜひ、関西三瓶ふるさと会も休止になっていますので、関西しかないんですけども、ちょっと話が横にそれました。

それでは、先ほど申し上げましたふるさと納税は一旦ふるさと応援基金に積み立てられ、そこから拠出されていくというふうにお伺いしていると申し上げました。

このふるさと応援基金の使い道についてどのように使われているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

寄附金の使い道につきましては、西予市で寄附いただく際に、仕事づくり、人づくり、まちづく

り、行財政、まちの応援、市長におまかせ高校魅力化事業の7つの使途項目を寄附者自らが選択することができるようになっておりまして、選択していただいた項目に応じて、関連事業の予算に充当している状況です。

また、市直営の西予市ふるさと納税特設サイトでは、市内27の地域づくり組織への活動に寄附を行うことが可能となっており、寄附を受けた地域づくり組織には、寄附金の一部が直接交付金として充当される仕組みとしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい、各地域づくり組織にも寄附金の一部が直接交付金として充当されるということでございますので、これはこれで有効に使っていただければなというふうに考えております。中にありました項目ごとの寄附金額、仕事づくりとか人づくりとか項目ごとの寄附金の実績についてお伺いを再質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

令和6年度の項目ごとの寄附実績につきまして、市長におまかせが一番多く、約1億8300万円、仕事づくりが約1億900万円、人づくりが約9400万円、まちづくりが約5600万円、町の応援が約2900万円、高校魅力化事業が約2700万円、行財政が約500万円となっております。

なお、まちの応援の寄附金に含まれる、先ほど言いました市内27の地域づくり組織への寄附実績につきましては、合計額で約120万円となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

市長におまかせが一番多くて、令和6年度実績で約1億8300万というふうにお聞きしました。市長におまかせというからには、市長が自由に使っ

ていいのだというふうにとらえるというのが自然かなと思うんですけども、市長はここをどのようにお考えでいらっしゃるのか、それから今後の取組についてどうお考えなのか、御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

ただいま中村議員から御質問のありました、市長におまかせでの使途についてですが、1億8300万円という金額をいただいております。これは、市政全般に使いなさいよというお考えで、特定はしないけれども、西予市のふるさとが活性化するような、そういうものに使いなさいよというご寄付ではなかろうかなと思っております。市の重点施策であります人口減少対策、そして、防災減災対策、医療・福祉改革に関連する事業を中心に、私としまして各年度において、その他の使途項目の寄付金とのバランスを図りながら、充当を行っております。やはり、この3つがいつも頭にあります。

そして、今後の取組に関しましては、年末にかけて寄附金、例年、柑橘を中心に最盛期を迎えますが、返礼品の動向や寄附者の皆さんのニーズというものを捉えながら、次年度に向けて戦略について検討を進めてまいりたいと思います。先ほど二宮議員の答弁にも言いましたけれども、やっぱり近い将来には10億円を目指したいと思いますし、またその10億という金額を近隣の町、愛媛県でもベストスリーにいかに近づくかといういうような目標の中で行っていききたいなと思っております。

その中で、やはり市長におまかせというものは、ある程度増えていくと思いますので、先ほど言いました3つのもの、それと、行財政も大きなものとして、令和7年度から特に力を入れております。

そして、令和8年から3年間で、その中の取組を強化する考えでございますので、そういうものも含めて使用していきたい、と思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい。市長自らの御答弁誠にありがとうございます。
ました。

人口減少、防災減災、それから医療福祉改革、
3本の柱について真剣に考えているのだと、だから市長におまかせもそのように使いたいという市長の思いはよく分かりました。

ですが一方で、財政危機脱却プランをなんて言うんでしょう、歳出を削減する、削減するということが非常にうたわれていて、どんよりと重い空気になりがちだというふうな感じがいたします。

西予市は夕張になってしまうのかという市民の声もあります。夕張というふうにお聞きしますと、以前は炭鉱の町として11万人を超える人口を抱えていたものが、現状6,000人切っているところまでいったと。

財政難に陥った原因としては、炭鉱の町が寂れていく過程において、観光振興に力を入れて箱物をつくり過ぎたからだという評価が、メディアのほうに載っておりました。西予市が明日への夕張にならないために脱却プランを掲げてこの3年歯を食いしばって我慢してやっていくのだと。それは市民にも、そして行政自らも、そして議員にも我慢を強いることになるかもしれないと。それでもやらないといけないという覚悟を示してやっていくのだというふうに、私は特別委員会の委員としても聞いております。

そこに向けて、明るい材料も少し必要ではないかなあというふうに思います。市長任せのこのふるさと納税に関わる人については、何ていうんでしょう、奇抜な、といいますか、こんなことするのかというような、こう市がぱっと明るくなるようなことに集中して使っていただいてもいいのではないかなというふうに個人的に思っております。

そういう考えがもしありましたらこの先、見守っていきますのでよろしく願いしたらと思います。再質問求めません。

次に、行政区についてお伺いいたします。

まず、行政区の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

行政区の基本的な考え方につきましてお答えをいたします。

西予市の行政区、一般的には行政区でございますが、これはいわゆる地縁によって組織をされた自治会を指すものでございます。

住民自治の推進と地域コミュニティの活性化を目的としており、住民が身近な課題を自ら考え、解決していくための最小単位のコミュニティ組織と考えております。

行政区は、住民間の交流や地域の安全、環境美化活動など、日常生活に密着した役割を担い、地域内の道路や水路の維持管理や清掃活動、ごみステーションの管理、祭りなど、地域の伝統行事の継承、防災訓練などを行っていただいております。その他、行政的な支援、役割といたしましては、広報紙の配布など、市からの連絡事項を住民に周知をいただき、また地域内での情報共有も図っていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい、行政区について旧5町ごとの行政区の数と、それからその構成人数の大小についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

令和7年7月末現在の本市の住民基本台帳上の旧町別行政区数と、その人口についてお答えをいたします。

今ほど各議員さんのタブレット、またモニタのほうにも表示がされたかと思えますけども、こちらは住民基本台帳上におけます行政区でございますが、先ほど申し上げました自治会としての行政区とは異なる部分がございますので、その点は御留意をいただきたいと思います。

300人を超える行政区は市内に17地区ありまして、宇和町に9地区、三瓶町に8地区ございます。

100人から300人の行政区は、市内に73地区あり、主には宇和町に38地区、野村町に15地区ございます。

50 人から 100 人の行政区は、市内に 93 地区あり、明浜町に 19 地区、宇和町に 31 地区、野村町に 27 地区、城川町に 14 地区ございます。

50 人未満の行政区が市内に 1 番多くございまして 158 地区ございます。宇和町に 20 地区、野村町に 89 地区、城川町に 45 地区ございます。

そのうち 10 人未満の自治会は、27 地区で野村町にそのうち 18 地区ございます。

広大な面積を有します本市におきましては、行政区の構成には集落間の距離や地形などのそういった地理的要因も大きく関係をしておりまして、住宅地が密集しております宇和町や三瓶町におきましては、300 人を超える大規模な行政区が見られる一方、明浜町や三瓶町等の海岸部におきましては、集落が密集しており行政区の数が少なく、構成人数が比較的多い状況でございます。

また、野村町や城川町におきましては、50 人未満の行政区が多くございまして、特に山間部におきましては、10 人未満の小規模な行政区が多く見られるところでございます。行政区は地縁によって成り立っていることから、地域の特性が行政区の構成ニーズに大きく影響を与えていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

大きい自治体、構成人数の大きい自治体に関しては、比較的、楽とは言いませんけど、健全な運営をしていけているのかなというふうに捉えています。

一方で 50 人未満とか、あるいはもう 10 人未満の自治体に関しては、役員の成り手不足とか、自治会活動そのものに支障を来しているところがないのかなというふうに少し心配している。町それぞれの地域の特性があって、うかつなことは言えないということは承知しておりますけれども、今後の自治会といいますか行政区の成り立ち、成り行き、それから運営について、少し危惧してるところがあって、お聞きいたしました。

続いて質問いたします行政連絡委託料とは、ということについて御質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

行政連絡委託料についてお答えをいたします。

この委託料は、市と西予市行政連絡協議会におきまして、行政区が円滑に運営できるよう、広報紙など区長文書の配布や地域住民の要望の取りまとめなど 7 項目にわたります業務の委託をいたしており、令和 7 年度当初予算では、委託料 4649 万 2000 円を計上いたしております。

この委託料の計算方法でございますが、行政区における世帯数を基礎とする世帯割と、自治会 1 組織当たりの単価及び高齢化率による加算の合計額によって算出をいたしております。算出した委託料につきましては各支部に配分をいたしまして、さらに各支部において地域の実情に応じた再計算が行われ、各自治会への委託料をお支払いいたしておるところでございます。

令和 8 年度以降、行財政改革の一環として、この区長業務の軽減とあわせまして委託料につきましては、見直しを行うことといたしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

はい。区長業務の軽減ということがありました。行財政改革の一環ということでございます。区長要望についても少し触れられていたかと思います。

三瓶町のデータが今ここにあるんですけれども、新規要望として全体で 38 件、それから、昨年度までの継続要望が 140 件ありました。それに対して対応済みとなったものが新規に対して 15 件、継続に対しては 26 件ということで、合わせて 41 件、トータルとしては、140 件、全部で 178 件あったものが、若干でも減るかなというふうなことで、支所の方にお聞きしますと、ここ数年は、区長の要望件数については横ばいでトータルで来ているということがございました。もっとずんずん年々積み重なっていくのではないかと心配があったんですけれどもそこまでには至っていないかなというふうに考えます。だんだんだんだん積み増していく区長要望に対しては、なかなか応えていくのが今後厳しくなるんだろうということで、そう

いうところを見ていくのかなと思っていますが、ここは、財政特別委員会の委員長の間接報告にもございましたから、再質問をしないでお願いします。

続きまして行政区は以前からありました。一方で地域づくり組織というものは小規模多機能自治を掲げて管家市政の新たな施策として始まったというふうに認識しております。

この地域づくり組織と行政区の兼ね合いについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

地域づくり組織と行政区の兼ね合い関係についてお答えをさせていただきます。

市内に27ございます地域づくり組織は、各小学校区ごとに、住民が主体となって、地域課題の解決や活性化、小規模多機能自治の推進を目的に設置をされております。行政区は先ほども答弁をさせていただきましたが、地縁によって結成された最小単位のコミュニティ組織でありますので、地域づくり組織とのかかわり方は、それぞれ様々であろうかと思います。行政区が地域づくり組織の構成員となり、地域づくり組織を中心に、地域づくりに取り組む組織もございますし、また、地域づくり組織と行政区が別組織として、それぞれがそれぞれの立場において地域の活性化に寄与されている、そういった地域もございます。

したがって、地域づくり組織と行政区は、目的と機能は合致している部分もございますが、必ずしも同じ組織であるわけではないということになります。

また、行政区につきましては、場所や場面によって自治会、または町内会でありますとか地区、そういった名前と呼ばれておりますけれども、地域や結成された時代などによって呼び名が異なっているものの、基本的には同類の組織であるということで認識をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

はい、ありがとうございました。

別組織けれども、同じ目的と違う目的あってからでも重なり合わないということで理解しております。行政区の今後について、10人未満とか、人数が減ってしまった、今後どうするんだって、役員の成り手がいないのだというふうに困っている自治会も行政区もあるかと聞いております。高齢化ですね。

長寿介護からいただいた資料によりますと、大きな地区割りで言いますと、高齢化の1番少ないところは宇和町中川地区でありまして、27.67%、全国で1番高齢化率の低いところはやっぱり東京都でして23.5%でした。30%切っているというのは相当若い人がたくさんいる町だなという認識がございます。西予市においては30%切るのは中川地区だけというデータがございます。

一方で40%切って30%台というのは、宇和町旧町地区、宇和町田之筋地区、宇和町下宇和地区というこの3地区でありまして、あとみんな軒並み40%を超えているというデータになっております。

西予市全体では先日愛媛新聞の報道にもありましたように44.6%ということで、ちなみに三瓶町で言いますと東地区が46.79%、北地区は55.27%、南地区については62.40%ということで、もうほぼ半分以上、三瓶町全体ではたしか51%という数字だったかと思うんですけれども、半分以上が65歳だというデータ載っております。

私66歳なんですけど、いまだに、区の中では、中村くん、若手やけんみたいなことを言われたりして、いや孫4人おるんやけどみたいなやりとりがありましてですね、いつまでたっても若手から脱出できないのかみたいなことがあります。

そういう高齢化、それから人口減少、今後も増えていかないということで、50人未満10人未満の行政区を今後どうやって維持していくのかということが課題になろうと思うんですけれども、こういった自治会への対処についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

高齢化と人口減少によりまして、その影響によっての行政区の維持ということになるかと思いますが、お答えさせていただきます。

近年少子高齢化や、若年層の都市部への流出等によりまして、自治会の小規模、高齢化が進んでおります。

結果といたしまして自治会の役員の成り手不足などにより、今後の運営や存続が困難になってきている、そういった自治体が増えてきております。

また、自治会に加入しない、そういった世帯も増えていることも、自治会の存続が困難になっている要因の一つと認識をいたしております。

長い歴史とともに、培われました自治会機能が時代の流れの中で損なわれつつあるということに対しまして、市といたしましても大変危惧をいたしておるところでございます。

合併以降、市内では運営が困難になりまして自治会の統合を検討する事例が出てきております。これまでに16の自治会が7つに統合をされております。

最近の統合事例でございますけれども、令和3年には野村町の溪筋地区におきまして、世帯数8の鳥鹿野上、世帯数14の鳥鹿野中、そして世帯数23の鳥鹿野下、この3つの自治会が統合いたしまして、新たに世帯数45の鳥鹿野として自治会活動を行っておられます。

また、直近になりますけれども、令和6年には野村町惣川地区におきまして、高齢者世帯のみになりました竹崎が三島に加入し、三島に統合をされました。統合以降におきましては、三島区の活動に竹崎の皆さんが参加する形で地域活動を維持されているということを伺っております。

自治会は任意団体でございますので統合につきましては、自治会同士の協議の上で、意思決定をされ行うことができますようになります。自治会の成り立ちや歴史が異なる、そういったことのため、統合に際しては、地区の行事や財産、役員など、様々な調整事項が生じることになります。今後の人口動向など、長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた検討を進めていただきたいと考えております。

市といたしましては、自治会の自主性やその歴史を尊重するため、直接的な介入は好ましくないと考えております。

しかしながら、自治会の継続的な運営をサポートしていく必要は感じており、今後も適切な支援を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

行政のほうで直接的な介入はしにくいという非常にデリケートな問題だというふうにはとらえております。

一方で、各区におきましても、自分が区長のとくきにないなるの嫌じゃと言うて、今年は何とか一生懸命やって先送るみたいなことはあると、なかなか先行き心配だなあということもあったりします。そこのところを何とかうまく調整できないかなあということがありまして、今回この一般質問を行いました。

土地の地域の成り立ちそのものについては、非常に大事に保存していかないといけないということがある一方で、人口減少がとまらない現状においては、ここも何とかせんといかんのだろうということは早晩あろうかと思えます。ひとつ成功すればそれをもとにやっていけばいいのではないかなあということもあったりしますので、各自治会、行政区の役員さんあるいは区民の方にも、お考えいただいて、これ、地域の在り方は今後どうしていったらいいのかなあということの根源に立ち返って、何かがあったときに、行政としては、きちっと手を差し伸べて、それぞれがうまくいくような調整役を図っていただきたいという思いでございます。

そういうことで私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月9日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議 員 小玉 忠重

同 議 員 源 正樹

第 4 日

9 月 9 日（火曜日）

令和7年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年 9月9日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年 9月9日

午前 9時00分

1. 散 会 令和7年 9月9日

午前11時42分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		
1	会議録署名議員の指名 (14番井関陽一、15番二宮一朗)	
2	一般質問	
3	議案第96号 西予市駐車場条例の一部を 改正する条例制定につい て	認定第 4号 令和6年度西予市後期高齢 者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について
	議案第97号 西予市公共物管理条例の一 部を改正する条例制定に ついて	認定第 5号 令和6年度西予市介護保険 特別会計歳入歳出決算の認 定について
	議案第98号 市道路線の認定について	認定第 6号 令和6年度西予市水道事業 会計決算の認定について
	議案第99号 令和7年度西予市一般会計 補正予算(第3号)	認定第 7号 令和6年度西予市簡易水道 事業会計決算の認定につい て
	議案第100号 令和7年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計補正予 算(第1号)	認定第 8号 令和6年度西予市下水道事 業会計決算の認定について
	議案第101号 令和7年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 1号)	認定第 9号 令和6年度西予市病院事業 会計決算の認定について
	議案第102号 令和7年度西予市後期高齢 者医療特別会計補正予算 (第1号)	認定第10号 令和6年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計決算 の認定について
	議案第103号 令和7年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第2号)	認定第11号 令和6年度野村町貝吹地区 財産区会計歳入歳出決算の 認定について
	議案第104号 令和7年度西予市水道事業 会計補正予算(第2号)	
	議案第105号 令和7年度西予市簡易水道 事業会計補正予算(第1 号)	
	議案第106号 令和7年度西予市下水道事 業会計補正予算(第2号)	
	議案第107号 令和7年度西予市病院事業 会計補正予算(第1号)	
	議案第108号 令和7年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計補 正予算(第1号)	
4	認定第 1号 令和6年度西予市一般会計 歳入歳出決算の認定につ いて	
	認定第 2号 令和6年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計歳入歳 出決算の認定について	
	認定第 3号 令和6年度西予市国民健康 保険特別会計歳入歳出決算	

- 本日の会議に付した事件
- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 一般質問
 - 3 議案第96号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第97号 西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第98号 市道路線の認定について
 - 議案第99号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)
 - 議案第100号 令和7年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第101号 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第102号 令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第103号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第104号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)
 - 議案第105号 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第106号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)
 - 議案第107号 令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第108号 令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
 - 4 認定第1号 令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第2号 令和6年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第3号 令和6年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第4号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和6年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和6年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第7号 令和6年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 令和6年度西予市下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 令和6年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第10号 令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 認定第11号 令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に14番井関陽一議員、15番二宮一朗議員を指名いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

私、昨日の一般質問におきまして、ふるさと納税で、近隣市町の動向をお尋ねしたときに、感想として、やはり相当稼いでおられるなあという発言をいたしました。が寄附者に対する配慮を欠いていると思いますので、御寄附をいただいていると訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

(日程2)

○宇都宮議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

おはようございます。

インクルセイよのまつもとみきです。

議長の許可を得ましたので、今回は教育と行財政の2つを質問します。

まずは、公教育についてです。

公教育というのは広い定義がありますが、ここでは、西予市の公立小中学校について聞きます。1つ目の、気候危機による熱中症対策についてで

す。とにかく暑い、とんでもない暑さの夏だったと思います。近年の夏の暑さはいろんなことが今までのようにはいかないことを感じております。

そこで、市内小・中学校の登下校時の熱中症対策についてどのように取り組まれているのかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

市内各小中学校の登下校時の熱中症対策についてお答えをいたします。

近年、夏場における気温の上昇により、学校現場でも、さらなる熱中症対策を徹底することが必要であり、西予市内の各小中学校においても、取組を継続して行っているところでございます。登下校時の対策につきましては、小学校では帽子の着用はもちろんですが、日傘、クールタオル、ネッククーラーの使用や途中休憩・水分補給などを行っております。

中学校におきましては、体操服での登下校、徒歩通学生の帽子着用や日傘の使用などの対策を行っている学校もございます。下校時には、健康観察や水分量の確認・補給を行うなどの対策を講じております。

また、学校において水分補給が十分できるようお茶等の準備を依頼しており、児童生徒は毎日持参をしております。教育委員会としましても、児童生徒の健康安全を守るため、積極的に熱中症対策を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

いろいろ対策されていて安心しましたが、私は宇和ですが、宇和中学校の生徒で日傘とか帽子かぶっている生徒は見かけないように思います。直射日光を避けられるので、もう積極的に利用してもらいたいと思うんですが、中学校だとどうしても日傘とか帽子の色とかをルール化しがちだなと思います。

命を守ることを最優先に、新たな保護者負担もないように、家にあって普段使っているものだっ

たら構わないというような寛容な考えで進めていただきたい、積極的にやっていただきたいんですが、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

日傘や帽子等の使用は自由に使用しても構わないという指導を中学校では行っております。それから保護者の方の御意見等もいただきまして、上着のすそを出すスタイル着用や飲料の容器を自由にするなど、新しい対策も取り入れられているところでございます。

今後もさらに効果的な熱中症対策について情報共有を行いまして、各校のルール等の見直しや、生徒、保護者の方の皆様の意見を取り入れながら、先ほど議員おっしゃられましたように一律の定義ではなくて、家庭にも御負担がかからないような柔軟な対応を推奨してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

自治体によっては日傘を配ったところもあったと思います。西予市は難しいと思いますが、積極的に家にあるものを使用して、熱中症対策していよということをお願いかけたいです。

次に、体育館での活動や部活動の対策について聞きます。令和6年第4回の定例会の二宮議員の体育館の空調設備についての一般質問で、体育館に熱中症の指数計を設置し、活動の休止・取りやめを行っているというふうに答弁されました。資料1を今配信しましたが、暑さ指数による熱中症予防の運動指針の表です。これによると暑さ指数が21以上で注意、25以上で警戒、28以上で嚴重警戒、31以上では運動が原則中止となっています。

環境省のホームページから登録できる外部の暑さ指数のメール配信サービスがあって、宇和町の登録を私もしているんですが、昨日の朝の9時で29.2、12時で31でした。この基準に即しているのであれば、夏休み中の部活動とか運動会の練習

などなかなか厳しい。実際はやれたのかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

体育館を使用する場合や部活動時の対策についてお答えをいたします。

体育館を使用する事業や中学校の部活動の対策ですが、全小中学校に熱中症計を設置しており、暑さ指数、WBGTですが先ほどの議員の資料にもございますが、に応じて活動内容や活動場所を変更するなどの対応をしております。

具体的には、気温が31度以上、暑さ指数が28以上を示している場合は激しい運動を避けたり、10分から20分置きに休憩や水分補給を入れたりしております。

また、気温が35度以上、暑さ指数が31以上を示した場合は、運動を中止したり、運動場や体育館での活動を控えたりするようにしております。

現在運動会に向けて練習をしている学校が多く、日除けのテントの設置や効率的な短時間での練習等、常に熱中症対策を意識し、児童生徒の様子を注意深く観察しながら進められております。

今後もこのような気候が続くと考えられますので、教師の子どもたちへの指導や声かけ、保護者への啓発を積極的に行っていきたいと考えております。

また、児童生徒が自ら熱中症対策を講じることができるような指導をしていくことも必要であると考えておりますので、両面からの対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

児童生徒自ら熱中症対策を講じることができるような指導していくっていう、まさにそうだなと。知らないで熱中症対策はできないかなというふうに思います。授業というか指導をされているということなので、今後もしっかり知識を入れていただきたいなというふうに思います。

もう1つ、同じく二宮議員の一般質問で、スポ

ットクーラーを活用している学校があるっていうふうに 12 月で答弁があったんですが、スポットクーラーには全体を冷やす効果はありませんが、暑さを感じたときにその場で早めに休憩して風に当たって体温を下げられるかなというふうに思うんですが、その後導入が増えていたり要望があったりはしますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

スポットクーラーの要望等の状況についてお答えをいたします。

現在学校施設には、熱中症対策としてスポットクーラーや冷風機、大型送風機などの設置が行われておりますが、要望についてそれらの機器の大幅な増加要望は、今のところございません。

しかしながら、各学校に聞き取りを行い、状況に応じて少しずつ整備を進めているところでございます。体育館内の活動につきましては、スポットクーラー等の対策だけでは十分と言えないため、熱中症により体調を崩した際に、すぐにクールダウン等ができるよう、普通教室等の冷房設備を積極的に活用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

スポットクーラーだと活動しててそこを離れなくていいので、遠慮が要らないかなというふうに思って質問しました。

知っていても行動ができないと結局熱中症になってしまう。私も草刈りとかしてて、分かっているんだけどあそこまで草刈りしようと思って、熱中症っぽくなってしまいうっていう、分かっているのに行動できないということはよくないなと自分も思いますので、普通教室に快適に温度を下げて用意してあるということで、少しでもおかしいと思ったら、遠慮せず移動するように、今後も周知をしてもらったらなと思います。

とはいえ、やっぱりもう体育館には空調設備が必要だろうというのは共通の認識だと思います。同じく二宮議員の一般質問で、西予市は重大課題

と認識しながらも財政的には踏み切れないというような事情が答弁されたと記憶していますが、この暑さを受けて、空調の整備の進捗はどうなっているでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

体育館への空調整備の進捗状況についてお答えをいたします。

小・中学校体育館への空調設備設置率につきましては、令和 7 年 5 月 1 日現在の数字ですと、全国平均が 22.7%、愛媛県内が 21.8%となっておりますが、西予市内では、いずれの学校も整備に至っていない状況となっております。

文部科学省では、学校体育館への空調整備の早期実現に向け、令和 15 年度までの期間、空調設備整備臨時特例交付金が創設されております。

一方で、本市における厳しい財政事情を考慮しますと、空調整備の早期着手、また全ての学校体育館に空調を整備することは困難であると考えております。教育委員会としましては、今後の学校の統廃合の検討状況と、学校体育施設を利用されます市民の皆様の利用状況などを踏まえた上で、空調を整備する体育館を選定し、特例交付金の対象期間内に整備が完了するよう計画的に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

去年の二宮議員の質問後の令和 6 年 12 月 17 日に、国の予算が、補正予算が成立して体育館への空調整備について、いろいろ拡充されたと思います。国庫補助 2 分の 1 は変わりませんが負担分 2 分の 1 は全額地方債充当可能で、元利償還金 50% 交付税措置、整備した後の光熱費も、この令和 7 年度から交付税措置始まっています。

必要とされた断熱と遮熱対策も、補助事業、補助対象処置、同時にしないといけないという決まりだったんですが、後でもいいし、過度な対策は求めない。屋根の遮熱塗装とか、窓ガラスへのフィルム張りぐらいの軽微なものでもいい。それは

安価に対策できるというふうに告知されてかなり柔軟な交付金になっているんじゃないかと思います。

財政難とは言っても、子どもたちの命と自由な活動を守るための必要に迫られた案件だなというふうに思いますので、この機会を逃さずにどの施設に整備していくかを、スピード感を持って決定して進めてくださいますように要望いたします。

次に教職員の働き方について質問します。

先生には給特法という法律があって超勤4項目、校外実習などの実習活動、修学旅行などの学校行事、職員会議などの会議、緊急時の業務、この4つだけが時間外労働とされてそれ以外は、先生は自発的に仕事をしているというふうにみなされる法律です。さきの国会で改正はされましたが抜本的な改正にはならなかったと個人的には思っています。

西予市の先生方の勤務時間について実態を把握されているかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

教職員の勤務時間等についてお答えをいたします。

西予市内の教職員の勤務時間につきましては、午前8時から午後4時30分の休憩時間を除きますと7時間45分となっております。月末に勤務時間一覧表が学校から教育委員会に提出され、状況を確認しております。今年度の教職員個人の4月から6月の1カ月当たりの平均時間外在校等時間でございますが、小学校教職員は50時間54分、中学校教職員は58時間21分となっており、文部科学省の設置しております。1カ月の時間外在校等時間の45時間を超えている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

小中どちらも特に中学校は目標値を結構超えた残業時間というふうになっているというので、心配するのは先生方のコンディションかなというふうに思います。令和元年第1回定例会で二宮議員

が、教職員の過重労働について質問されています。

答弁は、文科省が状況調査をしており、病気休職者数と精神疾患を理由とする休職者数を精査しており、西予市は10年間で、精神疾患によるものはゼロというものでした。

あれから6年以上たちましたが、教職員の精神疾患を理由とする休職者数のその後はどのような状況でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

令和元年度から令和6年度までの精神疾患による休職者数でございますが、西予市内におきましては、休職者はゼロでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ゼロということで、安心はしましたが、それでもやっぱりまだそこには至っていないけど、ぎりぎり頑張ってるっていう方ももしかしたらおられるかなというふうに思います。

西予市が取り組まれてきた働き方改革とその効果について、次にお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

働き方改革のこれまでの取組と効果についてお答えをいたします。

西予市では、令和2年度から事業準備や資料作成、環境整備等を行い、教職員の負担軽減を図るため、スクールサポートスタッフを各校に配置しております。

現在は17校中14校に配置されており、教員からは、授業の準備や児童と向き合う時間が確保できるようになったという報告が多数あり、成果を上げております。

また、令和4年度には西予市校長会で西予市教職員実態調査を実施し、その結果をもとに、教職員とともに働き方改革・業務改善に取り組んでおります。取組としましては、市内全小中学校でワークショップを行い、働きやすい職場をテーマに

して、すぐに実践できること、教育効果が高いこと、来年度への検討事項等を分類、協議し、取り組めることを明らかにして実践し、その結果でございますが、令和5年度の調査におきましては、ワークライフバランスの向上、業務改善が進んでいると感じる教職員の割合が増えております。

そのほかにも校務支援システムの活用、行事の精選や改善等、また、自動応答電話機の導入予定により、働き方改革は進んでおりますが、先ほどの時間外在校等勤務時間を考えますと、まだまだ十分とは言えない状況にあります。

今後は、西予市公立小中学校における働き方改革推進計画を策定し、より一層の改革を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

スクールサポートスタッフとか、実態調査によるワークショップとか、いろいろ取り組まれて、現場の先生が負担軽減されたというふうに、感じておられるということだったんでそれは良いことだなというふうに思います。

ただ、先生の働き方というのは、学校だけで取り組んでも進まないのではというふうに思います。

次の公教育の在り方についてですが、私が先生の働き方を通して公教育の在り方を問うのは、先生が先生らしく授業する。子どもたちと関わるということを近年ではいろんなものが妨げているのではないかと感じていて、その一つに政治的な介入もあるのではというふうに思っています。時代の変化もありますが、今の先生が本当にしんどいことが何なのか。先生がしたい授業や取組の実現を今の制度が本当に後押しできているかっていうのが気になっています。

東京で教員をしている友人が、友達との適切な距離をつかめない子や給食を教室で食べられない子がいる。コロナが流行したときに、私たちが友達のは触るな。触ったら手を洗って消毒しなさい、給食は黙って食べなさいと指導してきた影響を大変感じているというふうに話してくれました。

先日、開明学校で開催された平和学習では望ま

しい児童像がそのときの政治によって変化しているということも教えていただきました。国や県の施策が大きく影響するのは分かっていますが、西予市として、現場を支える教育行政を実現するために、今こそ働き方への根源的な支援が必要でそれは行政、学校だけで行いうんじゃなくて、保護者・地域・子どもとのコミュニケーションから生まれるものではないかというふうに思います。

先日、保護者の方から課題を自分事にするには保護者同士や先生とコミュニケーションする。その場がまずあること、その場の人数、あと発言しやすい場づくりや進行などが大切だと実感しているという御意見をいただきました。

先ほど答弁であったワークショップの話もありましたが、先生たちの意見をそこでとどめずに、保護者や子どもたち、地域と共有して一緒に考える。その中で、多分それぞれに言い分もあると思うんですが、それを混ぜていって先生の働き方改革を誰のものでもあるようにする。それぞれが考えて、言葉とか行動にかわるようにしていくっていう場づくりとか取組が必要と私は思うんですが、お考えはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

公教育の在り方について教育委員会の考えを答弁したいと思います。

西予市教育委員会といたしましては、西予市教育基本方針にのっとり、安全・安心な教育環境の中で、子どもたちの確かな学力の定着と向上を図り、豊かな人間性や自ら考える力などの生きる力を育む教育を推進いたします。

また、家庭や地域の教育力の向上を図り、学校・家庭・地域が連携・協働して、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援できるよう努めてまいります。

教職員につきましては、ワークライフバランスを実現し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、子どもたちにゆとりを持って接し、効果的な教育を行うことができるよう引き続き働き方改革を推進いたします。

働き方改革推進計画の策定、中学校における部活動地域展開を進めるとともに、学校現場の声を

よく聞き、改善できることに早く取り組み、教職員が働きやすさと働きがいと両立しながら、子どもたちによりよい教育を行えるよう、教育委員会として努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

学校現場の声をよく聞いてそれを横に広げていく具体的な動きがほしいなというふうには思っています。

働き方改革推進計画を今後つくる予定と聞いてますが、この改革がもたらすものが、先生と子どもとの幸せにつながるようにしたいんですね。

働き方改革と公教育の在り方については、教育長の御意見もいただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮教育長。

○宇都宮教育長

教育長の答弁を求めている再質問ということでございますが、まず1点目の教育の在り方、こちらについては先ほどの部長が答弁いたしましたように、西予市の教育委員会教育長の考え方に沿っての答弁でございます。

私も教育長として、西予市の教育大綱がございますので、その中の基本理念にのっとって、まずは西予市を誇りに感じてもらって西予市の未来を思い時代を担う人づくりを推進しておりますので、この点については重ねての答弁は必要ないと判断いたします。

次に教職員の働き方改革についてですけど、こちらについては、議員も多分調べられてると思いますが、文部科学省の中に、教師の環境を取り巻く特別部会というものがございまして、8月19日に第2回の会議を開催しております。

その中で、先ほど部長が答弁いたしました教育委員会が策定します計画の指針の改正案が示されたところです。この改正案が示されたので、この点について2点ほど西予市の現状と私の考え方を述べさせていただきますが、よろしいですか。

まず西予市の現状ですが、先般、西予市の教職

員の時間外等の在校時間、いわゆる時間外勤務の現状と、それに関連した学校と教師の業務の適正化について、校長会において教育委員会から説明を行い、校長先生からもいろんな意見を伺っております。それに基づいて現在、教育委員会のほうで推進計画の策定に向けて議論を始めているところです。

まず1点目として、教職員の働き方改革はいろんな目的があると思うんですけど、やはり最終的には、子どもによりよい教育環境を行うということです。ここを一番教育委員会としても押さえなければいけないし、このことはやっぱり教師の先生方一人ひとりもやっぱり認識をしていただいて、教育委員から言うのではなくて、自らが在校等時間の確認・調整をしていただきたいと思います。

また、管理職の先生方も、教師の働き方改革についての考え方も少しは考えていただきたいと思います。私がおっしゃるところでございますが、そうは言っても、私が言ってもなかなか前提となるものが必要なんですけど、これを実現するためには、やはりその学校ごとに適切な教職員を配置していただくこと。それと西予市においても様々な学校ごとの課題があつて、支援員を配置しておりますが、この学校に配置して業務支援員の財政的措置なんですけど、これについてはやはりその交付税措置ではなくて、もう国がしっかりと負担金でしっかりと措置をしていただく。それが1つのお願いでございます。

2点目に、学校と教師の業務の適正化についてですが、これについては教育委員会・保護者・地域この3者がそれぞれの役割分担に応じて、環境の整備に取り組む必要があります。

先般このことについて、学校長にアンケートを行いました。そのアンケート結果を見ても、やはり西予市は学校の規模も違いますし、地域の活力度とか活発力ということにもいろいろ違いがありますので、この一律に地域と学校が取り組むことは難しいので、地域の実情に応じた取組が必要であると思っております。

一方、保護者においては学校の規模にかかわらず、今回の働き方改革に参画を得る必要があると考えております。西予市の現状は、この働き方改革への周知が実際できていないのが現状です。ま

ずはこの働き方改革の目的と西予市の現状について保護者・地域の皆様に情報を提供していきたいと考えております。

以上2点、私の考え方と現状を述べさせていただきましたので、まつもと議員をはじめ議員の皆様も地元に戻ったら、地域の住民の一人でありますので、今回の働き方改革の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

長い御答弁をありがとうございました。

先生に一人ひとり自らがというふうに今教育長おっしゃったんですけども、一人ひとりはその言っても、子どもために超過勤務しているのが実態だと思いますから、本来は適切な数の支援とか支援員等、国の措置、本当に必要なことであろうと思います。国に対しても、訴えていくことが大きくあるなと思います。

また、この働き方改革の地域とか保護者への周知というのは早速取り組んでいただいて、そういうこと話し合える場っていうのをつくっていただきたいというふうに思ってます。

土佐町議会で教育研究者の鈴木大裕さんの著書を読んだんですね。『崩壊する日本の公教育』という中に、教員は月曜日を楽しみにしているだろうか。どれだけの教員が早く子どもたちに会いたいと感じているだろうか、というふうな一節がありました。こういう先生が増えることが働き方改革で、子どもの幸せ・保護者・地域の理解もつながっていくというふうに思いますので、ぜひ本質的な取組を始めていただきたいというふうをお願いいたします。

次に、デジタル端末を使用した学習についてに移ります。

新型コロナの流行をきっかけにGIGAスクール構想の1人1台端末が前倒しで2020年から実施されました。

この端末の学校での活用状況についてまずはお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

デジタル端末の活用状況についてお答えをいたします。

本市における1人1台端末の整備は、児童生徒の学習環境に大きな変化をもたらしており、現在では、日常的な学習ツールとして定着しております。令和6年度の調査では、全授業数の約半数において端末が活用されており、ICTを活用した教育の推進が着実に進んでおります。

具体的には、児童生徒が端末を用いて情報収集や資料作成を行うことで、主体的かつ対話的な学びが促進されております。また教員による動画教材やデジタルコンテンツの活用により、視覚的に理解しやすい授業が展開されており、学習内容の定着にも効果を上げております。

さらに、家庭学習においても端末の活用が進んでおり、児童生徒はデジタルドリルによる反復学習や、オンラインによる課題提出を通じて、自主的な学習習慣の形成が図られております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

今、活用状況と少し効果についてもあったかなと思いますが、さらにもたらしめている評価とか効果がありましたらお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

活用の評価と効果につきましてお答えをさせていただきます。

本市における1人1台端末の整備は、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの双方を促進する重要な基盤となっております。

まず、個別最適な学びの面ですが、児童生徒が自身の興味関心に応じて情報を収集・整理したり、端末のカメラ機能を活用して観察記録を行ったりするなど、自主的な学習活動が可能となっております。これにより、学習への主体的な取組が一層促進をされております。

一方、協働学習の面ですが、グループワーク等

で端末を活用し、児童生徒がそれぞれ収集した情報を共有したり、共同で発表資料を作成したりする活動が活発化しております。こうした取組はコミュニケーション能力や協調性の育成にもつながっていると考えております。

また、家庭学習におきましては、デジタルドリルやオンラインによる課題提出を通じて、児童生徒一人ひとりの学習状況を教員が正確に把握することが可能となっております。これによりまして、教員の業務効率化が図られ、児童生徒と向き合う時間の確保にもつながっていると評価しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

御答弁では良いことばかりという印象があるんですが、課題はどのように分析されていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

課題についてお答えをいたします。

1人1台端末の活用が進む中で、今後の課題としましては、情報モラル教育の強化と教職員のICT活用能力のさらなる向上があげられます。

まず、児童生徒がインターネットを安全かつ適切に活用できるよう、情報モラル教育の一層の充実が必要であると認識しております。SNSや動画共有サービス等の利用が広がる中、情報の扱い方やネット上のマナー、個人情報の保護などについて、体系的かつ継続的な指導を行うことが重要であると考えております。

また、教職員のICT活用能力につきましては、個人差が見られる状況にあり、教育の質の均一化を図るためにも、継続的な研修の実施が不可欠であると考えております。時間的な制約や多忙な業務の中にあっても、学校間、教員間で研修会等において情報を共有しながら、ICT活用能力を高める機会を確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

このICT教育、アメリカのこういう言い方は好きではないんですが、エリート層が通う学校ではもう教室からスクリーンをなくしていつてる。

また、ヨーロッパでも端末使用を取りやめているっていうところが増えているという情報もあります。情報モラル教育っていうふうにおっしゃいましたが、なかなかこのモラルが身についているかどうかをきちんと把握するの難しいと思いますし、教職員のICT活用能力を求めることで学校や先生の負担が増えている。

また、端末によって子どもたちのデータが収集されているというふうな事実も認識としては低いかないというふうに思っています。

以前、テレビで椋鳩十さんが母校を訪れて生き物の授業をするというのを観ました。もちろん昔なんですが、それは椋鳩十さんと黒板だけしか教室にはないんですが、子どもたちはものすごい集中して授業を聞いてました。先生の授業に対する情熱は絶対伝わるというふうに私は信じています。逆にそれがないときに子どもは簡単に見抜くと思います。

ICT得意な先生がどんどん授業工夫するっていうのは大変いいことだと思うんですが、不得意な先生が均一化のために努力するというのが本当に子どもためになっているのかっていうのは、ちょっと疑問です。

保護者からは、電子そろばんとか遠隔授業など様々な効果を期待するという声もある一方で、漢字のドリルが出てタッチの反応が悪くて子どものやる気が続かない。大人になれば嫌でも使用するんだから電子機器に触れなくてもいい。触れなくても楽しい時期を大切にしてほしい。パソコンの持ち帰りが大変。創造性が養われにくいのではなどという意見をもらいました。

また、昨年のおイネ賞の受賞式で御講演いただいた若倉先生の眩しさに潜む光過敏の健康問題っていうものでは、スマホやパソコンの画面の光の源とか、光源を直接見続けることが、どんな健康問題を生むのかは未知数であることをお話しいただきました。将来の人間予想として出されたイラストがあったと思いますが、薄いまぶたがもう1

枚できるとか首が長くなって前のめりになってなんか宇宙人みたいな姿で本当にびっくりしたのを覚えてます。

便利なものは私たちに恩恵ももちろん与えてもらうんですが、同時に奪っていくもの、失うものっていうのもあると思います。この奪われるものとか失うものについて議論や研究が尽くされた上で、今の状況が選択されているとは言えないと思っています。

西予市では、教育振興基本計画の中でICT教育を確かな学習の育成、生きる力の育成としていますが、大人でも私でもデジタルの影響で漢字がすぐ書けないとか、待つことが苦手になっているっていうのがある中で、子どもにどういう影響があるか。もちろんいい面あると思います。

答弁にあった視覚優位の子どもにとってはイラストとか動画って理解の助けになりますし、情報の整理アンケートなどたくさんの機能で効率化っていうのはもちろん図れると思うんですが、一方で、例えばなぜなのか自分で考えたり、何度も失敗したり、分からなくて悩んだりというのは時間のかかる過程っていうのが子どもにとって必要、子どもの力を育むとしたら端末の使い方によってはそれをそいでしまう可能性もある。合理化や効率化の風潮が、学びの場合まで侵食してそれが逆に子どもにも先生にも、少しの無駄も許さないような息の詰まる環境をつくっている可能性もあるんじゃないかと考えました。

5年に1回更新に、この前1億円かかりました。今後お金の使い方もどうか分かりません。この使い方最適と言えるのか、目指す姿というのは1人1台端末でしか実現できないなのか、できないことなのか、本当は議論が必要だと思います。国の方針だからではなくて、西予市に合った端末の使い方・考え方について導入から5年たとうとしている今、総括が必要ではないかというふうに考えるんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

1人1台端末GIGAスクール構想になろうかと思いますが、これまで5年間取り組んでまいりました。

各学校においては、学習支援ソフトウェアなどを導入し発達段階も考慮しながら、授業や家庭学習における有効な活用を検討しながら実践してきたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように活用に際しましては、特に低学年におきまして配慮が必要であり、紙とデジタルのバランスをとった学習活動、視力や姿勢への配慮、教員や保護者のサポート体制の整備などを行いながら、子どもの学びを支えるツールとして適切に活用していくことが重要だと考え、活用してまいりました。

今後の必要性についてですが、1人1台端末の活用は、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づくGIGAスクール構想により、国の責務として児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成を図るためICT環境の整備を行うことが求められており、1人1台端末の整備は単なる政策ではなく、法的根拠に基づいた教育の基本的施策であると認識をしているところでございます。

また、文部科学省の通知におきましても、ICTを活用した個別最適な学び及び協働的な学びの充実は教育の質の向上に不可欠であるとされております。1人1台端末は、児童生徒が自らのペースで学習を進め、探求的な学びを深めるための基盤であり、Society 5.0時代を生き抜く力を育むための重要な手段であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

さっき政治的介入というと、こちらでちょっと笑いが起きたかなと思うんですが、私は、1人1台端末もすごく政治的だなというふうに思ってます。年齢に応じて注意点が変わる。低学年には低学年で、年を重ねたら注意することって変わると思います。

今日の新聞にもアメリカでAIを使って悲惨な事故があったっていうのが出たと思います。今後も課題だと思うので、西予市の教育振興基本計画、令和8年度までの計画となっていますので、次の計画には自治体の範囲でできることとか議論とか、研究を進めてくださるように求めたいと思います。

次、公教育の質問の最後の給食無償化についてです。

さきの国会で、令和8年度からまずは小学校の給食の無償化についてスタートする方針が出されました。資料2は愛媛県の各自治体の小学校の給食費のグラフです。西予市は保護者負担と市の助成分合わせて305円で、愛媛県の平均値は赤いラインで引いてますが285円になりました。

仮に国が平均値で無償化の予算を交付するとした場合、西予市はどうするのか。今の水準を下げるのかそれとも足りない分を市が補填してでも水準を保ってくれるのか、今の時点の考えで構わないのでお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

給食費に関する考えについてお答えをいたします。

現在、西予市の給食費は小学校、先ほど議員御指摘の1食当たり児童305円、中学校生徒は335円となっております。西予市におきましては、無償化はしておりません。令和4年度より学校給食食材購入支援事業補助金を活用し、児童生徒1人当たり45円の補助を実施しているところでございます。

令和8年度から公立小学校の給食費が無償化される予定であり、保護者の経済的負担が緩和されるのは喜ばしいこととは考えておりますが、現在、既に無償化を実施している市町があったり、市町で給食費の額が異なっております。

当市におきましては、国からの補助が児童305円、生徒335円以上であれば、献立や材料購入の工夫等により、質や量、そして栄養価の基準を満たした給食の提供を何とか続けることができると考えておりますが、今後のさらなる食材高騰等には対応できないかと考えているところでもございます。

補助がそれを下回った場合ですが、質や量、そして栄養価の基準を満たした給食の提供が難しく、差額の保護者負担等が生じることになり、無償化とは言えない状況になると考えます。そのため、無償化の実施におきましては、当市においては、現在の保護者負担分に見合った恒久的な補助金制

度の創設を市長会等を通してほかの自治体とも連携して国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ぜひ、国には柔軟に自治体に合わせた支援をしてもらいたいと思うんですが、西予市が水準より、愛媛県の平均より高いっていうのは、給食の質にこだわっているからだなというふうに思ってます。

ほかにもこだわりを持っている自治体というのは、国の補助がもし不足するようだったら、保護者負担を求められるようにというような国に要望を出されているところもあります。

昨日はクラファン型のふるさと納税という話もありましたけれども、活用できるものがあったら活用して給食は子どものためという基本に立って、水準を下げることなく実施してもらいたいというふうに思います。

はい、次に大項目の2つ目の行財政改革について質問します。

先日の財政特別委員会の中間報告では、行政・議会とも猛省せよというような言葉がありましたが、これまでの歩みを振り返って、明確な評価、行政事業レビューが財政再建の基盤になると私は考えています。

その観点でお聞きいたします。

まず、行政DXですが、DXとデジタルを取り入れることを指すのではなくて、デジタルによってトランスフォームすることが目的で、トランスフォームというのは抜本的な変化とか姿そのものが変わるということを意味します。

西予市は10年以上これに力を入れてきてどこがどうトランスフォームしたのかその部分の評価をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

行政DXのXの評価についてお答えをいたします。

当市におきましては、今ほどありましたように

10 年ほど前から、オフィス改革を開始しまして、あわせましてデジタル化も進めてまいりました。

デジタル化を進めるに当たり、議員のおっしゃる X であるトランスフォーメーションの部分も取り組んでまいりまして、その内容につきましては会議におけるペーパーレスの推進、電子決裁の推進、オンライン会議の推進、フリーアドレスの推進など、従来の仕事のやり方を変えていく取組により、経費の削減、意思決定の迅速化を図り生産性の向上を狙い市民サービスの向上を職員負荷の軽減につなげていけるように進めてまいりました。

また、昨年から全庁的に庁内業務の効率化を目的に、ノーコードツール K i n t o n e を活用しまして、業務アプリの内製化を進めてまいりました。内製化を進めることによって紙ベースで行っていた申請、報告業務がデジタル化され、転記ミスの防止や処理時間短縮が実現いたしました。現在では、100 以上の業務アプリが庁内で活用されておりまして、職員の作業負担の軽減に大きく貢献をしているところです。

業務の効率化や職員の働き方改革が進むとともに、先ほど申しました庁内のペーパーレス化やフリーアドレス制の導入など、物理的な環境整備も含めて D X の基盤が整ってきているところです。

しかしながら、従来のやり方が残っている部分も少なくなく、まだ道半ばではございますが、実務担当者と連携しながら進めている現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

いろいろデジタル化が進んでいるのはそのとおりだなというふうに聞いてて思ったんですけど、トランスフォームしているのかって言われるとちょっと評価としては難しいかなというふうに感じました。

ただ、ネットの利用がこれだけ広く進んで、市民向けの手続っていうのはもうどんどんオンライン化してもらったほうが、行政の窓口負担どんどん減るかなというふうに思います。双方にとっていいと思うんですが、市民向けの D X は、他市と比べるとまだまだ課題かなと思います。

特に平日働いている人や働きながら子育てしている人など、市役所になかなか行けないっていう人に対してのオンラインサービスについて、今後広げるものがあれば教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

市民向けサービスの件についてお答えをいたします。

現在、市民サービスの向上と窓口業務の効率化を目的としまして、昨年の 9 月より本庁、それから令和 7 年 6 月より支所の窓口において事前予約制度を導入しております。

この導入によりまして、窓口での待ち時間や手続時間が大幅に短縮をされているところです。

例えば市内転居の手続では従来 45 分要していたものが、事前予約の活用によりまして 23 分に短縮をされたというところが確認されているところです。事前予約制度の導入以降、累計でまだ 82 件の利用しかないという状況なんですけど、さらなる利用者の増加に向けまして取り組んでいきたいと考えております。

また、上下水道の使用開始・中止に関する届けについても、オンラインでの申請を開始いたしました。

これにより、電話での対応が必要であった手続がインターネットを通じて 24 時間いつでも申請可能となり市民の利便性が向上しております。これらの取組により一定の成果が見られ、先ほど申しました利便性の向上に加え、職員の負担軽減が図られており、今後も制度の周知を進めるとともに、対象手続きの拡充や操作性の改善を図りまして、より多くの市民の皆様に御利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

事前予約制度が充実して、大幅に時間が短くなっているということでした。

新しいサービスを始めたときって、使ってみてのアンケートっていうのを終わった後にちょっと

だけ1分ぐらいで済むようなものをやるっていう企業さんとかあると思うんですが、本当に簡単かどうか、こうしてほしいなっていうのがあったらもう簡単にそういうアンケートつくって取り組んでみるっていうのもいいのかなと思います。できることはどんどん進めてもらいたいなと思っています。子育て世帯に対してのオンラインサービスっていうのは何かありましたでしょうか。

もう1回お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

子育て系のオンライン化という質問に対してお答えをいたします。

一般質問でも以前ありましたが、保育所等の入所申込みについて現在、オンライン化について担当者と協議を進めている状況でございます。

そのほかにも、市民向けオンライン化を進めていく手続きがまだまだございまして、デジタル推進課では庁内全体で263件ということを確認しております。現在、そのうちの61件の手続きについては完了もしくは進行中となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

いろいろ進めてもらうということで今後、注視したいと思います。

次に証明書等のコンビニ交付なんですけど、市民からいろいろ要望いただいている、ただし西予市はコンビニより地域づくり活動センターのが多い。また経費がかかるということで導入していないと思います。

働いている人、職場が市外である人などのニーズには応えられていない状態なのかなと。愛媛県では導入してないのは伊方、内子、そして西予市だけということなんですけど、導入しないという方針は変わらないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

コンビニ交付の実行についてお答えをいたします。

今ほど議員のほうからも理由についておっしゃっていただきましたが、コスト面、それから地域づくり活動センターでの交付が当市ではございません。そういったところを踏まえまして、費用対効果が見合わないということで、このコンビニ交付については、今後ももう導入をしないということで考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

確かにコンビニ交付、ちょっとコストがかかって私も人口規模同じぐらいのところ調べたんですが、導入に3000万でランニングコストは770万ということで、ちょっと今の財政が厳しい西予市には難しいかなというふうに思いました。

ただ、平日来庁が困難な人にとっては不便っていうのは変わらないので、その辺りは常に考えに入れて、市民向けのDXっていうのを研究されてほしいなと思います。

もう1つ、支所が不便になったっていう声をちょっと幾つかいただいている、戸籍をとるのも昔より時間がかかる。相談も結局本庁に行かないといけないという声が届いています。戸籍など証明書とるときに時間がかかるっていうのは事実なんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問でございますが、戸籍関係ということでございますので、私のほうから御答弁いたします。

戸籍関係の証明書につきましては、通常であれば申請受付から約5分程度で発行できますけれども、相続などの複数の戸籍にまたがる手続きや、西予市外に本籍がある方への広域交付など内容の確認が必要な場合には、発行までに時間を要することがございます。

そのほか、戸籍業務は、本庁市民課で一括処理

しているため、本庁窓口が混雑している場合には、多少時間をいただくことがございます。

また、支所窓口は証明書発行以外に幅広い窓口業務を行っておりますので、窓口の数が限られておりまして来庁者が集中した際には、受付までに時間がかかる場合もございます。窓口業務については速やかな対応に心がけておりますけれども、待ち時間の短縮や手続の効率化を図るため、一部オンラインによる事前予約もぜひ御活用いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

本庁一極集中型の行政に変わったから、変化したことの1つかなと思っています。支所に権限を持たせない、それによって支所の職員が手薄くなってしまう。これは広い西予市の本質的なカバーにならないし、システムや交通が分断されたとき弱いかなと思います。

D Xによって双方同等の権限が担保されるっていうならいいんですが、市民サービスにそれがあらわれるっていうのは課題として改善してもらいたいなと思います。

次に評価とマネジメントに移ります。

時間がないのでどこまでいけるか分からないんですが、今回管家市政がこれまで政策としてやってこられたことに絞って質問します。平成 28 年度以降、管家市政が政策的経費で実行してきた施設整備、例えば駅前エリア整備、ジオリゾート、卯之町はちのじまちづくり、ジオパーク拠点施設、児童公園、ちぬやパーク、地域づくり活動センター整備、また、病院の指定管理者の債務負担行為も政策的医療交付金となっています。

9年間のこの政策的経費合計ってかなり莫大な金額ですが、政策として行われた以上は計画や目的がどれぐらい達成されたか、明確な評価、行政事業レビューが必要な案件だと思いますが、それについて評価をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

政策の評価についてお答えをいたします。

現状では、政策的事業に特化した評価を特に実施しているということではありませんが、例えば、国の地方創生交付金を活用した事業では、K P I（重要業績評価指標）を設定しまして、外部有識者による第三者評価を実施することで、客観性と信頼性の高い評価を行っております。具体的には、西予市明浜観光交流拠点施設あけはま一れ整備事業では、入り込み客数や客室稼働率を、K P Iといたしております。整備後5年間では第三者評価を実施しておりまして、評価結果を市ホームページで公開することで行政の透明性と説明責任の確保に努めているところです。

一方で、K P Iなどの適切な指標が設定されていない事業については、成果の把握や課題の抽出が十分に行われていないケースも見受けられます。それらの事業が総合計画の基本構想の実現にどの程度貢献しているか、不明確な場合もあり、こうした点が現在の課題であると認識しております。

今後は、A Iを含みます先進的なデジタル技術の活用も視野に入れながら、より効果的・効率的な評価の実現を図ってまいりたいと考えております。

また、第3次総合計画を策定する中で、外部有識者による客観的な評価に加え、市民と協働の政策評価の導入についても検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

鐘が鳴ったので、焦らせて答弁させてしまっすみませんでした。

政策への評価っていうのはやっぱり目指す姿とリンクしておるべきであると思います。市長が政策としてやった以上は必ず評価点検、そして改善点や成功点も明確にするプロセスっていうのがこれ行政事業レビューといいますが、これ絶対に必要な過程で、これをなあなあにしてきたのが今の事態とつながっているというふうに私は思っています。住民アンケートの自由意見にも、たくさんの御意見があって、目を通されていると思いますが、市長にはしっかり受け止めていただきたいと

思います。

また、評価指標に外部評価入れてくださるという、今、市民との協働も考えているということでしたが、第3次総合計画策定のこの機会に取組前進をもう本当に期待しているところです。

次の業務マネジメントについてすごく聞きたかったんですが、今、決算審査がこれから始まりますけど、やっぱり私たち議員はこの事業をちゃんと評価しないと、それができないと駄目だなと毎回思われます。評価するときに間違わないでもらいたいと思うのは、事業を評価しているのです。私たちは職員個人を評価しているっていうのではありません。職員一人ひとり違うのでチーム全体で伸びていただくためのマネジメントが必要だというふうに思って質問したかったです。

必ず業務をする中で忙しいといろいろな目標とか目的を忘れがちですが、それを思い出すようなマネジメントがベースにあるとおのずとPDCAサイクルが回るし、そもそも目標は市民と本当は一緒だというふうに思います。財政調整基金の枯渇を理由に急な角度の改革をするに今至ってますが、本来は行政内でのマネジメントをしっかりと行うのが先で、そのあとプランの作成が本来筋であったというふうに意見をしておきたいと思います。

職員募集も財政危機が言われて、新しい職員さんが来てくれないんじゃないかなと思って職員募集の工夫について聞きたかったんですが、時間が足りずに申し訳ありません。広報せいの5月号とかでもしっかり職員募集とか職員の魅力的な働き方などを広報されているんですが、ネットにはちょっと上がってない、広報せいのネットでは見られるんですが、職員募集とか職員採用西予市で検索しても上がってこないの、その辺りを何とか改善してもらったかなというふうに思います。

最後に昨日、二宮議員の質問の御答弁で市長が一貫したビジョンの追求も重要だが、官民連携が大事であるというようなこと言われたと思います。私は一貫したビジョンによる事業評価とマネジメントがやっぱり大事だと思ってます。それがなかったら何を官がやるか、何を民がやるか、官民連携これはするっていうのも本来提言できないのではないかとこれを見誤ると将来に響くというふうに私は思います。

西予市の総合計画、100ほどありますがそれ内

容全部立派です。これを実現するための具体的な評価とマネジメント、今後よろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時05分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、2番大森揚子議員。

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

議席番号2番、日本共産党の大森揚子です。

発言の機会を得ましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

まず、西予市の文化財についてお伺いをいたします。

8月にジオミュージアム入館者数が10万人となりました。大変うれしいニュースでした。私は、遅ればせではありましたが、今年6月にジオミュージアムを見学しました。

まず、西予市ジオパークの動画を見ましたが、西予市5町の魅力が大画面から丸ごと伝わってきて、西予市ってこんなに素晴らしいところなんだと、改めて自分が生まれ育った西予市を誇る気持ちが生まれました。高橋館長から展示の説明もしていただきました。地質学的に大変貴重な地域であるということがよく分かり、また、展示が細かいところまで工夫をされており、ミュージアムとして、質の高いいいものをつくろうとされたんだなあということが伝わってきました。

周りの人にジオミュージアムに行ったことがあるか聞いてみますと、私の周りには、残念ながら行かれてない方が多いです。

ぜひ、エントランスでの、西予市ジオパークの動画を西予市民の皆さんに見ていただき、我がまち西予の魅力、よさを感じていただきたいと思います。

西予市は、ジオミュージアム以外にも三瓶町の朝日文楽、蔵貫白石鍾乳洞、明浜町の俵津文楽、石灰産業遺産、宇和町の町並みや各種遺跡、野村町の乙亥大相撲、シルク博物館、城川町のギャラリーしろかわのかまぼこ板展示会、穴神鍾乳洞などなど全国に誇れるものが数多くあります。

市民が、そして、市外の方が来ていただけるようにするために、市としてどのような工夫をされておりますか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

博物館文化財のPRについてお答えをいたします。博物館につきましては所管がまがりますますが私のほうで、答弁をさせていただきます。

西予市内の博物館につきましては、明浜歴史民俗資料館と城川文書館をまなび推進課で、シルク博物館を農業水産課で、そのほかを経済振興課が所管してございます。また、文化財はそれぞれの所有者が管理することとなっており、開明学校など指定文化財の一部を西予市が管理しているところでございます。

御質問にありましたPRの件ですが、博物館につきましては、各館のホームページ、InstagramなどのSNSに加え、普及啓発活動を実施する際に、報道機関への情報提供を行っているほか、行政情報番組や、広報せいよを活用した情報発信を行っているところでございます。文化財につきましては、令和7年9月1日現在で、国県市の指定等文化財が252件あり、これらの大半で、文化財の現地に説明看板を設置しているほか、西予市の文化財というホームページやInstagramを活用して情報発信を行っているところでございます。

このほか、一般社団法人西予市各観光物産協会が作成しておりますせいよじかんというホームページにおきましても、複数のコンテンツの中で、各施設や主な文化財を紹介しております。さらに、道の駅どんぶり館やゆるりあんなど、観光客が多く訪れる施設におきましても、紹介を行っているところでございます。

引き続き、効果的なPRに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。8月23日付愛媛新聞

の門欄2件の投稿に目が引きつけられました。

1つは、宇和島市の方が、母親と一緒にかまぼこ板絵展を鑑賞したことについて、歩行の不安が増した母親に対して、ギャラリーのスタッフの全面的な協力に感謝されたこととあわせて母親は展覧会に行くことが1年の目標で生きがいにもなっているという投稿でした。

2つ目は、大阪市の教員の方が、観光本で、古い校舎があると知り、開明学校を訪れたことについて、国重要文化財の立派な木造校舎に感動を覚えたこと、そして、明治初期から戦争の時代を経て現在に伝わる数々の教育関連の資料に圧倒されたこと、また、旧宇和町小学校校舎も大切に保存され、予算を惜しまず、子どもの教育を最重要視した当時の町長や住民たちの熱意がひしひしと伝わってきたこと、自分も、教育の理念や人々の願いという原点に立ち返り、進学期に備えたいと投稿されていました。

西予市の施設を訪れることが生きる目標になっている方、これからの仕事への向き合い方に大きな影響を受けた方、私は、西予市民として大変うれしく、また、改めて西予市の持つ文化的な力というものを感じざるを得ませんでした。

ぜひ、今後とも発信並びに内容の充実に力を入れていただき、市内市外、1人でも多くの方に、西予市の持つ文化に触れていただきますよう、市としても力を入れていただきたいと思います。

次に、これらの西予市の自然や文化財の魅力を学校ではどのように子どもたちに伝えておられますか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

自然、文化財の学校教育、魅力の学校教育への伝え方、かわりについて答弁をさせていただきます。

市内の各小・中学校では、総合的な学習の時間や社会科の学習の一環として、地域の特徴を活かし、豊かな自然や文化財を活用した学びを各校がそれぞれ工夫しながら取り組んでいるところでございます。

具体的な事例としましては、文楽に関する施設を訪れて歴史を学んだり、実際に体験することを

通してその技術の高さを実感している学校がございます。

また、地域の文化や歴史を学ぶために、社会科見学を利用して、県歴史文化博物館や民具館、開明学校、シルク博物館、乙亥会館の災害伝承展示室などに訪問し、学びを深めている事例もございます。

さらに、西予市子ども教育振興基金を活用した児童学習を希望し実施している学校もございます。

令和7年度におきましては、小学校9校、中学校4校が活動を予定しております。

主な学習内容としましては、ガイドの説明を聞きながら、ジオミュージアムや穴神鍾乳洞、宇和町の町並みなど見学し、学んだことをまとめるなどしております。

今後も、子どもたちの自主的探求的な学びにつながるよう、これらの取組を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

私の知り合いが地域の取組として、毎年5、6年生と、大野ヶ原原生林探検に取り組んでいます。

地元西予市の自然や文化に触れることは、子どもたちにとって何ものにもかえがたい貴重な経験となります。こういう経験が、子どもたちが地元に着や誇りを持つことにつながり、将来の西予市を築いていくことにもなるのではないのでしょうか。西予市の未来を担う子どもたちを育てる取組に力を入れていただきたいと思います。

次に、宇和町米博物館にあるフォイリッヒ・ピアノについて伺います。このフォイリッヒ・ピアノは宇和女学校の生徒たちがカンパを募り、ドイツから購入したと聞いております。

このピアノが、現在、米博物館に置かれているいきさつについて教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

米博物館の講堂にドイツ、フォイリッヒ社製のピアノが設置してある経緯についてお答えをいた

します。

当該ピアノは、先ほど議員が言われましたように、大正13年に当時の保護者や生徒が寄附を集めまして、愛媛県立東宇和高等学校、これは現在の愛媛県立宇和高等学校に寄贈されたもので、昭和50年まで授業に使われた後、歴史を物語る資料として、その後、開明学校二階に展示をしておりました。

平成12年に市民有志による募金活動などにより、このピアノが修理され、平成13年度からは、開明学校でピアノコンサートを実施しておりましたが、相当数の入場者が見込まれたことから、平成21年度に集客が可能でピアノと同じ大正時代に建てられた旧宇和町小学校、現在の宇和米博物館の講堂に移転することとなった次第です。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

このフォイリッヒ・ピアノは現在どこが管理をしていますか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ピアノの現在の管理先ですが、当該ピアノの日常的な管理につきましては、ピアノが設置してある講堂を含めた、宇和米博物館の指定管理者である一般社団法人n f cが行っております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

フォイリッヒ・ピアノの現在の使用状況について教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ピアノの使用状況についてお答えいたします。

当該ピアノは、平成26年以降は老朽化もありまして、歴史資料として宇和米博物館の講堂で展

示のみを行っていましたが、令和4年度に市民からの修理要望を受け、広く市民に親しんでもらうなど地域振興への活用を目的として、市が修理を行い、令和5年度からは利用を再開しております。

令和5年度のピアノの使用実績ですが、市内の音楽団体2団体によるコンサート使用が計2回、個人の方による使用が1回です。

次に令和6年度につきましては、市内の音楽団体2団体によるコンサート使用が計4回、個人の方による使用が1回です。

そして本年度につきましては、8月末までで市内の音楽団体1団体によるコンサート使用が計2回となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

このフォイリッヒ・ピアノは、1924年、大正13年に納入されたドイツ、フォイリッヒ社製のピアノで、全国に3台しかない非常に価値の高いピアノであると聞いています。

2023年9月に奇跡のピアノ復活コンサートが取り組まれ、そのとき、演奏されたピアニストでピアノ研究家でもある松原聡氏は、このフォイリッヒ・ピアノの魅力について、次のように言われています。

弾かせていただいた際に感じたことですが、このピアノが想像していたよりも、かなりオリジナルを尊重された状態であり、特に曲を弾く際に、メロディーを弾く部分になることの多い中音部から、次高音部の音色があまりに甘美で魅惑的でさえあり、深い味わいをあわせ持っていることに非常に驚きました。また、米博物館の講堂の重厚な雰囲気、そして何よりも講堂の音響のすばらしさに驚嘆しました。偶然の産物ではあるでしょうが、まさにこの会場にこの名器ありと言えだけの魅力と説得力を持っていると実感しました。

私はこの松原氏のコメントを読ませていただき、本当に歴史的にも価値のあるすばらしいピアノなんだな、こんなピアノが宇和にあるなんてと、改めて市の文化財として大事に後世に引き継いでいかなくてはならないのではないかと思います。

この復活コンサートに当たって、調律に関わっていただいた白川ピアノ調律所代表、白川亮蔵氏、そして、先ほど御紹介させていただきました、ピアニスト松原聡氏からフォイリッヒ・ピアノ使用に関しての提案が平成24年9月に市に提出されております。内容は、1、今後のメンテナンスについて。2、定期調律の実施時期について。3、保管について。4、今後の使用についてです。

この提案についてはどのように対応されていますか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ピアノに対する使用提案の対応についてお答えいたします。

先ほど議員から言われましたように、市へ提出いただきました提案書には4つの事項がありますので、事項別に対応状況を御説明させていただきます。

まず初めに、今後のメンテナンスについては、当該ピアノは輸入ピアノでありまして、かつビンテージ機種に分類されるものでありますので、その調律やメンテナンスには、専門的な知識と経験を有する技術者の対応が望ましいものと認識しております。

こうした観点から、イベント開催に当たり調律が必要な場合には、主催の団体に対し、できる限り豊富な経験を持つ専門の技術者に対して調律を依頼の上でピアノを使用していただくようお願いをしております、楽器としての価値と性能を損なわないように努めているところでございます。

次に2つ目の定期調律の実施については、ピアノの調律の維持管理につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、イベント時のピアノ利用者による調律や清掃によって保たれておりますので、今後もイベントの開催に当たり、調律が必要な場合には、原則として主催者の責任において実施していただく方針としております。

次に3つ目のピアノの保管につきましては、直射日光による影響は、ピアノの音色や木材の劣化につながる恐れがあることから、可能な限り直射日光が当たらない場所に移動して保管するように配慮しております。

また、コンサートイベント時には、ピアノの移動をより安全かつ円滑に行えるよう、専用のキャスターを設置しまして、楽器本体への負担を軽減する措置も講じているところです。

最後に4つ目の今後の使用につきましては、市民の皆様自由に御使用いただくといった、いわゆるストリートピアノ的な使用について懸念を示されたものですが、市としましても多くの方々が貴重なピアノに触れて演奏体験ができる一方で、乱暴に演奏された場合にピアノへの負担が大きく、故障や劣化が進む懸念があることを十分に認識しております。

こうした懸念を踏まえて、市は、関係者の御意見を踏まえながら、令和7年1月にピアノの使用に関する規定を設け、使用時間や演奏の際の遵守事項などを明確にした上で、利用者の皆様には、その規定に基づき、適切な形で御使用いただくようにしております。

今後もこの歴史あるピアノ、長く良好な状態で保管・活用をしていくため、管理を担う指定管理者と連携を図り、よりよい運用が図られるように努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。

松原聡氏は次のようにも言われています。

米博の講堂の音響のすばらしさは、国内のコンサートホールの中においても屈指とさえ言いたいほどであり、フォイリッヒ・ピアノとともに、今後、その宣伝や評判が広まるにつれ、宇和米博物館講堂で演奏したいと希望する演奏家が多数あらわれると確信します。

何と心強い応援メッセージでしょう。全国に誇れる歴史ある宇和町、宇和米博物館講堂とフォイリッヒ・ピアノ、市として、この会場にしてこの名器ありと、文化のまちは宇和町を全国に大々的にアピールしてはどうでしょうか。

そのためにも、ピアノの専門家から御指摘をいただいております、このフォイリッヒ・ピアノの保存管理については、責任を持つ市として十分に御留意いただきたいと思います。

なお、利用団体の要望につきましても、その都度、誠意のある話合いをしていただくようお願いをいたします。

次に、西予市の遺跡についてお尋ねをいたします。

今年は戦後80年の年になります。新聞・テレビでも、さきの大戦に関する数多くの特集が組まれ、全国各地で戦争慰霊祭なども行われました。

西予市でも、例年取り組んでいただいております原爆パネル展、そして今年は文化財保護審議会、戦時遺産調査有志の会によって、戦後80年西予市の戦時遺産写真展も取り組まれておりました。この取組は、愛媛新聞、NHK、テレビでも報道されました。私も含めて戦争を体験していない世代が増えている現在、大変価値のある取組であったと思います。

市長、戦後80年を迎えて、その思いを市民に向けて一言お願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

戦後80年という節目を迎えての市長の考えにつきましては、さきの第2回定例会の閉会挨拶の中で触れられておりますので、私から補足を含めまして、御答弁を申し上げさせていただきます。

市長はさきの閉会挨拶におきまして、世界中で続く紛争により、多くの尊い命や財産が失われているという、そういった現状を踏まえた上で、改めて戦争の悲惨さ、平和の大切さを後世につなげていくことが、今を生きる我々の重要な務めであり、1日も早い紛争の解決と世界経済情勢の安定化、恒久平和の実現を願うと述べられております。

戦後80年間、我が国におきましては、戦争のない平和な時代が続いていることに感謝することはもちろんのこと、戦争の悲惨な歴史を二度と繰り返さないという決意をいただくとともに、今後につきましても、戦争体験者の高齢化が進む中で、直接的な語り部が減少していく、そういった現状を深刻に受け止めつつ、戦争の記憶の風化を防ぎ、平和を次世代へ継承するための様々な活動に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、戦後80年を迎えた今、戦争の経験を振り返り、恒久平和を目指すという視点とともに、

これからの西予市の未来を考える重要な転換点にもあると考えております。過去の教訓を活かし、現在の課題に向かいつつ、これからの西予市のよき未来を形つくっていくよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。

私は、庁舎ロビーで開催された西予市戦時遺産写真展を見学し、そして石城地域づくり活動センターでの岡崎直司さんによる、ふるさとの戦時遺産から戦後80年を考える講座に参加しました。

戦争体験者が減る中、戦争遺産の記録を後世に伝えることがいかに大切なことかを学びました。永長地域には、かつて飛行場がつくられていたと聞いています。このような戦争遺産を後世に伝えるため、説明板が必要なのではないのでしょうか。戦争末期、県内には6カ所の飛行場がつくられたそうです。どこにも説明板はありません。

西予市がぜひ県内に先駆けて説明板を立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

はい、戦争遺産について顕彰碑及び説明板等の設置について、考えはないかということについてお答えをさせていただきます。

まず先ほど議員からありましたように、市役所1階のロビーにおきまして、西予市文化財保護審議会の有志の皆様、写真展、ロビー展をしていただきました。有志の皆様には、日頃から文化財の保存と活用について御指導いただいておりますことを感謝申し上げます。

今回有志の皆様で戦争遺跡に関する調査を行っていただき、その成果を展示などによって、市民の皆様にも共有いただいたことは大変意義深い取組であり、重ねて感謝申し上げます次第でございます。

さて御質問いただきました、永長の陸軍飛行場を含めた西予市の戦争遺跡に関する説明板につ

ましては、今後戦争遺跡の現地調査や文献調査などによって、その価値が評価され、かつ所有者や地域の皆様の同意が得られましたら、市の史跡への指定や登録などの措置を講じるよう進めていく必要があると認識しております。

説明板につきましては、そうした措置が講じられましたら設置を進めていくことになろうかと思

います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

はい、ありがとうございます。

戦争遺跡を発掘し、保存し、私たちに伝えてもらう、そのことで、戦争を知らない私たちは、リアルに戦争の実相をとらえることができます。二度と再び戦争への道を歩むことのないよう、市としてもしっかりと後世に伝えていっていただきたいと思います。

また、西予市では、西予市は南予で唯一、前方後円墳が3つあります。その説明板の文字が全く見えなくなっていたり、説明板そのものがなかったりします。ぜひ整備をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

質問にありました、後円墳への説明板等の件でございますが、笠置峠古墳の登り口にありました看板につきましては、見学者の滞留により、地元の皆様の御迷惑になるケースがありましたことから、一旦撤去いたしている現状でございます。今後、地元の皆様の御迷惑にならない形で整備を図りたいと考えているところでございます。

それから小森古墳につきまして現在、考古学の研究者から構成される西予市埋蔵文化財調査委員会の指導のもと、古墳の内容を明らかにするための調査に取り組んでいるところでございます。調査によって古墳の内容や価値が明らかになりましたら、その成果を盛り込んだ説明板の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。

宇和町は、かつて歴史と文化のまちを標榜していました。様々な文化団体が活動されていると聞いております。西予市として、いろいろな面で活動をサポートしていただきたいと思います。

次に、病院問題について質問をいたします。私は、6月議会で、協会から市に提出される業務報告書について質問をしました。麓部長からは、4月の患者、入所者の人数について、昨年度と比較しながら、細かく報告をしていただきました。5月以降の業務報告書に上がってきた患者数を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの業務報告書の内容についてお答えいたします。

病院・診療所につきましては、外来、入院患者、診療報酬、つくし苑につきましては、入所者数、通所リハビリテーション利用者数、介護報酬についての報告、また、利用者からの苦情意見要望等が地域医療振興協会からなされております。

患者数につきましてはですが、先日、井関議員の一般質問でもお答えしたところなんですけれども、今年から入院機能を市民病院へ集約したことに伴いまして、診療体制に大きな変化がございました。そのため昨年度との単純な比較は困難でありますけれども、主な動向といたしましては、西予市民病院の泌尿器科におきまして、医師が常勤から非常勤になったことから外来及び入院ともに、患者数は減少しております。

しかしながら内科及び整形外科につきましては、外来及び入院ともに、患者数は増加しているところでございます。

野村診療所の外来につきましては、全体において減少傾向にあります。昨年度と比較して約10%程度が減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

6月議会で質問した折には、市民病院も野村病院も、かなりの数の外来患者数が減ったという報告を受けておりましたので心配をしておりました。

野村診療所は減少をしたとの報告ですが、その要因はどこにあるとお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

野村診療所の外来患者数が減少した要因についてお答えいたします。

人口減少や高齢化の影響により、医療機関を利用される方の数にも変化が生じてきております。こうした人口動態の変化は、外来患者数にも一定の影響を与えているものと認識しております。

加えて、本年度より診療体制の見直しを行っております。具体的に内科では、去年、昨年度までは、午前は3人の先生が診ていただいて午後は2人の先生で診療を行ってございましたけれども、担当医師が西予市民病院へ移動しましたことから、1名ずつ減って、今年度は午前が2人、午後が1人という体制で運営をしておるところです。

また耳鼻咽喉科につきましては、先ほど先日の井関議員の答弁にもありましたが、昨年度は週2回の診療を設けてございましたけれども、現在は週1の診療体制となっております。これらの診療体制の変更が影響していると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

病院施設経営について、赤字になった場合は、3年間、市が補填をすることになっています。

患者、入所者数が減った場合ですが、病院収益が減少し、市の財政が圧迫されることになります。赤字とならないように、どのような取組ないし、どのような対策を講じていくお考えでしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど患者数については報告させていただきましたけれども、指定管理者制度に移行してまだ1年目であり、体制の見直しや運営方法の変更など、大きな転換期にございます。

このような中で、経営状況については私どもとしましても大変重要なものと認識しておりまして、今後も指定管理者と連携しながら、患者数や収益の動向、さらには支出の状況も含め、全体として、経営バランスを深く注視してまいりたいと考えております。

経営状況の評価に当たりましては、単に収益の増減のみならず、費用面とのバランスを総合的にとらえることが重要であると考えております。

今後とも地域医療の維持と病院の健全な運営に向けて、適正に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

患者が市民病院、野村診療所に安心して通院、入院していただけることが1番で、それが市の収益にもつながってきます。引き続き、市としても、おらが町の病院、おらが町の診療所づくりに御尽力ください。

次に、業務報告書には、利用者からの苦情・意見・要望等の内容及びこれらへの対応状況を示すようになっています。4月以降、協会から報告が上がっていますか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

利用者からの苦情・意見・要望についてお答えいたします。

毎月の業務報告書で協会から利用者からの苦情意見、要望の報告がございますけれども、7月末時点で、運営に大きく影響する苦情・意見・要望等の報告はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

私は城川の方からあるお話を聞きました。

その方は、発熱をし、個人病院でコロナと診断され、市民病院に行かれました。市民病院で診てもらったときには、状態も落ちついており、一旦帰宅をされましたが、翌日、体調が悪化し、救急車を呼ばれました。市民病院には、コロナ患者は入院できないとのことで、市立宇和島病院に搬送されたということです。

現在、市民病院の感染症病床は2床であると聞いています。コロナにかかったという声は、まだまだ私の耳に入ってきております。西予市民がコロナに感染した場合、市民病院はどのように対応されているのでしょうか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

コロナの対応についてお答えいたします。令和5年5月から、新型コロナウイルス感染症は、5類感染症に分類され、季節性インフルエンザと同じような取扱いになりました。

そのため、以前のように、感染したから入院が必要という扱いではなくなっています。しかし、新型コロナウイルスは感染力が強く、症状が出る前から他人にうつす可能性があるため、発熱などの症状がある患者さんについては、まず、新型コロナウイルスの感染がないか検査を行い、確認してから治療を進めるようにしております。

また、新型コロナウイルスに感染したとしても、受診のきっかけとなった本来の病気の症状に対して、医師が入院が必要と判断した場合は、入院して治療を受けていただくことになります。

入院の際には、院内の感染拡大を防ぐため、2床ある感染病床の病室や、個室をうまく活用しながら、患者さんの治療に当たっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

西予市で入院できる病院は、現在、市民病院のみです。野村診療所には、入院体制がとれていない現在、市民病院には、市民が安心して入院できる体制を整えてもらわなくてはなりません。

高齢のコロナ患者は、体調が急変をしたり、持病を持っている方も体調が急変をしたりということを聞いております。

今後とも、ぜひとも、入院ができる体制をしっかりと整えていただくようによりしくお願いいたします。

次に、8月7日付で、自治労連医療介護職員労働組合から西予市議会議員あてに、西予市民病院・野村地域医療センターの現状報告が提出されました。現場は大変疲弊されていることが伺えました。これは議員あてに送られております。ちょっと御紹介をさせていただきます。私たち医療福祉現場の職員は、今まさに深刻な課題に直面しております。人材不足、過重労働、老朽化した施設、そして先行きの見えない雇用環境、地域医療体制は、今、かつてないほどの岐路に立たされています。

現場では、医療安全すら危ぶまれる状況が続いており、心身ともに疲弊しております。人員不足は深刻で、業務の質と安全を維持するのが限界に近づいております。

加えて、施設の老朽化や雇用条件の不透明さが、職員の不安を助長し、将来への希望を見いだすににくい状況となっております。御紹介いたしました、まずお伺いをいたします。このように市民病院では、退職者が続出し、慢性的な人員不足が深刻化している、野村診療所では正規職員の大幅減少などが報告をされております。

西予市民病院は一般病床が109床、療養病床が43床、感染症病床が2床、合わせて154床となっています。

市民病院・野村診療所の外来もあわせて、看護師は何人不足しているのでしょうか。

市民病院では薬局機能の維持が困難であること、また言語聴覚士が著しく不足していることの報告がありました。どのような状況なのでしょうか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの件にお答えいたします。

まず看護師数でございますけれども、これにつきましては入院患者数によって増減しますもので、今の時点で何人を足りないということでは申し上げることができません。

ただ、現在、看護師の人数については、基準を満たしております。

薬剤師については地域医療振興協会のほかの施設から支援を受けながら対応しておりまして、現在も協会と連携しながら薬剤師の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

言語聴覚士については言語機能や嚥下機能に課題のある、患者さんへのリハビリを担う重要な職種ですが、全国的に人材が不足しており、西予市民病院でも確保が難しい状況が続いております。

診療報酬上、リハビリは1単位20分と定められておりまして、1人のリハビリ職員が1日に実施できるリハビリ時間は、記録作業や患者さんの移動時間などを含めると6時間程度、18単位が限度となります。そのため1人で対応できる患者数にも限りがあるのが現状でございます。

現在、西予市民病院では言語聴覚士が1名在籍しておりまして、可能な限りの時間を使って患者さんにリハビリを提供しております。

しかし、高齢化の進行によりまして、嚥下障害や言語障害のリハビリを必要とする方が、今後ますます増加することが見込まれております。

募集はしておりますけれども、いまだ確保には至っていないのが現状です。

今後も引き続き、地域医療振興協会と連携しながら、必要な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

今ほど、人材確保についても御尽力をいただいているという御答弁をいただきましたが、そのほかにもまだ何かありますでしょうか。

今御答弁いただいたので、人材確保についての対策というのは、ほかに何かありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

はい。人材確保につきましてはですね、ほかの民間業者を利用したり、当然、愛媛県や愛大の医局とかの連携をしたりとかですね、職員の友達紹介キャンペーンというのもございまして、多種、多方面から確保は行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

先ほど御紹介をいたしました、現場からは、私たち議員に向けて切実な声が上がってきています。西予市の医療従事者が適切な職場環境のもとで、誇りを持って提供できるサービスであってこそ、患者にとっても安全で安心となります。

西予市の医療介護を守っていくために、まずは医療現場の方々の声に真摯に耳を傾けていただきたいと思います。現場から学ぶ姿勢こそが大事なのではないでしょうか。まずは医療現場から、まずは現場の声から学んでいく。そして市と議会が責任を持って対策をとっていかなくてはならないと考えます。私もできる限りの尽力をしたいと思えます。

次に、透析についてお伺いをいたします。

私は3月議会で、協会から透析専門医を派遣するよう、市長から強く要請してほしいと訴えました。市長は、協会から協力をいただきながら、また、愛媛大学、そして県等にも要望しながら、透析専門医を調整するよう努力を重ねていくと御答弁されました。

その後、透析専門医の確保についてはどのようなになっておりますでしょうか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

透析医師の確保について御答弁申し上げます。泌尿器科診療及び透析医療の体制が喫緊の課題となっております。

市民の皆様にとりましてこれら医療サービスが

地域内で安定して受けられることを安心して生活していく上で欠かせないものでありまして、市としましてもその重要性を広く認識しております。

そのため地域医療振興協会と協力して、泌尿器科診療及び透析に対応可能な医師の確保、最重要課題との一つとして、積極的な取組を進めているところであります。

しかしながら、全国的に、医師の偏在や専門医の不足が深刻化している中で、特に、地方における医師の確保は極めて厳しい状況にあります。当市におきましても、こうした影響を受けて、現時点では、新たな医師の確保には至っていないのが実情でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

現在、透析をされている患者の皆さんの中には、市民病院で透析ができていたにもかかわらず、大半の方が遠方へ通院されておられると伺っております。透析後は疲れてぐったりされるそうです。1日でも早く自宅に近い市民病院で透析を受けることができるよう、ドクターの確保をお願いいたします。

次に、西予市の財政危機脱却プランについてお尋ねをします。

6月議会で私の質問に対して、山住総務部長が、財政危機脱却プランの皆様への周知につきましては、事前に資料等も配付させていただき、それを目通ししていただいて、市政懇談会の場で改めて御説明を申し上げたいと思います。その際に、当市のこの財政状況に至った経緯等についても、あわせて御説明を申し上げたいと考えておりますと答えていただいております。市民に事前に資料を配布すると答えていただきました。

いつ、どのような形で配布をされるのでしょうか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

市政懇談会の資料配布についてお答えをいたします。

市政懇談会の予定としましては、現在 10 月下旬から 11 月中旬にかけて、開催するような計画をしているところでございます。今回の市政懇談会におきましては主に、現在検討を進めております行財政改革に向け、現在の西予市の財政状況や今後の西予市を取り巻く環境、財政危機脱却プランの内容、また、今後の行財政運営の取組等について、市民の皆様説明をすることとしております。

質問のありました資料配布につきましては、現状では確定しているものではございませんが、市政懇談会開催前に、財政危機脱却プランの概要をまとめた資料配付について、準備中であります。

また、CATVを活用した周知や市政懇談会後にはなるかもしれませんが、広報での特集掲載などについても、検討しているところであります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

10 月に開催される市政懇談会で出た市民の意見については、どのように対応されますか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

住民意見の反映につきまして御答弁いたします。

今回の市政懇談会におきましては、様々な御意見をいただくことを想定しておりまして、いただきました御意見につきましては、内容を精査しながら、来年度から本格的に実施予定のプランの実行に反映させていきたいと考えております。

具体的には、市政懇談会終了後、意見を取りまとめ 12 月頃から開始予定としております令和 8 年度予算査定において、その内容を反映させていくという予定でございます。行財政改革の取組を実行する中で、丁寧に説明しながら進めていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

次に西予市の財政状態についてお尋ねをします。

資料 1、積立金等の推移を御覧ください。

この資料は、愛媛県自治体問題研究所が発行している愛媛の自治 2025 年 7 月号の愛大名誉教授、小淵港氏のものを御提示しています。これから御提示する資料は全て小淵氏が作成されたものです。

資料 1 は、過去 20 年あまりの積立金等の推移を示したものです。各年度のグラフの左端は積立金現在高になります。そして順に積立金の内訳である財政調整基金、減債基金、特定目的基金となります。1 番右端は繰入金です。各年度 5 本のグラフとなります。このグラフから市長が言われたように、財政調整基金が 2.9 億円まで減少しているのが分かります。

災害等の緊急を要する支出に備えたり、財源が不足するときに取崩して活用したりする財政調整基金がなぜここまで減少したのか。いま一度御説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政調整基金が減少した理由につきまして御答弁申し上げます。

財政調整基金の主な役割でございますが、収支バランスの均衡を図るための財源とするものでございます。

特に近年は合併算定外によります普通交付税の減少分を補うため、その活用を行ってまいりました。

また、緊急を要する災害復旧経費や施設修繕、国などの経済対策に伴う財政出動、また、病院会計などへの繰出金の財源としても活用してきた経緯がございます。

特にこの数年におきましては、物価の高騰、人件費の上昇、公債費の伸びなどの影響もございまして、急速に基金が減少をしております。先ほど議員からも御指摘がございましたが、本年度期首時点で残高が 3 億円を切る、そういった状態になっていることはこれまでも御説明を申し上げてきたところでございます。

こういった状況を踏まえまして減少を早めに食

い止める必要がございましたが、普通交付税の減少に伴う対応、つまりは、行財政改革の必要性については、もう 10 年以上前、第 2 次総合計画策定の時点でも十分その認識がございましたが、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧復興、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響や先ほど申し上げましたが物価高騰への対応として、事業者、また生活者への支援の必要に迫られ、その関連事業を推進するために、財政調整基金を活用してきた、これはやむを得ないことであったと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

資料 2、主な性質別歳出の推移を御覧ください。ちょっとスライドすれば、ちょっと横資料になりますがあります。

これは西予市の主な性質別歳出の推移を示したものです。このグラフから、公共事業の規模を示す投資的経費、普通建設事業費が増減を繰り返しながら、高い水準を続けていることが分かります。

また、公債費の継続的増加は、高水準の公共事業を反映したものであると思われます。

スライドして、資料 3 を御覧ください。

この結果、資料 3 のように、経常収支比率が増加傾向にあり、財政の窮屈さをあらわしています。

スライドして、資料 4 を御覧ください。

資料 4 は、主な歳入の推移を示したものです。

地方交付税につきましては、市は減少してきたと言われますが、グラフが示すとおり、増減はありますが横ばい傾向であり、むしろ過去 6 年ほどは少しずつ増えています。他方、地方債の発行は、毎年 40 億円前後と高い水準を続けています。これは、公共事業の財源確保のために借金が続けてきたことをあらわしているのではないのでしょうか。

このように西予市の財政状態の悪化は、規模の大きな公共事業が長年続けられてきたこと、その財源確保に大量の地方債が発行され、借金返済のための公債費が財政を圧迫してきたことが大きな要因なのではないのでしょうか。

今日、災害復旧工事は一段落し、合併後の旧 5 町の施設整備も一巡したと思われることから、今

後、地方債の発行が減り、公債費支出が減少していけば、財政のやりくりは可能なのではないのでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公債費の関係でございますけれども御答弁を申し上げます。

公債費の抑制の取組によりまして、今後公債費が減少する見込みでありますけれども、起債事業につきましては、令和 5 年度の当初予算編成から上限枠を設けまして、既に抑制に向けた取組を開始しているところでございます。

現在の起債計画につきましても、十分な調整を行いながら適切にコントロールをしているところでございます。ただし、起債の種類によりましては、償還期間が 10 年から 15 年と長期にわたっております。公債費の削減抑制効果があらわれるまでには 10 年程度の時間を要する場合もございます。

その間に、不測の事態、例えば平成 30 年 7 月豪雨のような大規模災害などの緊急事態が発生した際には、当然十分な財源が確保できない。対応に遅れが生じる、そういったリスクもございます。緊急時に備えてできるだけまずは基金残高を確保していくということが重要であると考えております。

それと、単に公債費の削減が進むからと言いましても財政改革を先延ばしすることはできないと考えております。先ほども申し上げましたけれども、第 2 次総合計画の策定時点 10 年以上前から、行財政改革に取り組むべきであるということはどうたわれてきたところでございますが、それから以降におきましても、先ほど申し上げました平成 30 年 7 月豪雨の復旧・復興、またコロナ対策、そういったところで、次第に財政改革に対する意識が薄れてきたということが実際にあったかと思っております。

今後につきましては、そういったことを十分踏まえながら、収支バランスがとれるような体質改善に取り組む必要がございます。現在実質単年度収支の慢性的な赤字が続いております。この状況が続きますと、たとえ公債費が減ったといたしま

しても、歳入不足によりますます財政悪化が続き、将来にさらに厳しい状況に直面する可能性もございます。公債費の削減だけに頼るのではなくて、歳出全体の見直しや行財政改革を早急に進めまして、財政構造そのものを抜本的に見直す必要がございます。そうしなければ、将来にわたる持続可能な財政運営は果たせません。

財政力の低い本市におきましては、改革をすることは、一朝一夕でなし得るものではございません。長期的な視点と迅速な行動が求められるところでございます。財政調整基金という貯金が40億円前後あった10年以上前から、改革の必要は叫ばれておりました。

結果、現在、こういう危機的な状況になっておりますけれども、時間的な余裕がないということ踏まえまして、できるだけ早く、先ほど申し上げましたが財政構造そのものの見直しと転換に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

合併後、西予市発展のために、5町の住民の暮らしの要望を聞いてこられたことについては、私は評価をしているところです。

しかし、西予市の財政規模に見合った公共施設の計画建設であったのか、そこは問われるところだと思います。検証し、それを今後の財政再建に活かしていくという市の姿勢は伝わってきますが、基金の減少を理由とした住民サービスの低下は、市長が言われる「住む人が暮らして安心を体感できるふるさと」に逆行するのではないのでしょうか。

市民、職員に過度の負担となることがないように、市民、職員の声をよく聞いていただき、市民の声が反映された財政再建となるよう取り組んでいってもらいたいと切にお願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時12分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前11時30分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程3）

○宇都宮議長

日程第3、議案第96号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」から議案第108号「令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの13件を一括議題といたします。

これより、本件13件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」についての第2表債務負担行為についてですが、限度額を3億円とされた算定根拠を教えてください。

もう1つ、議案第107号「令和7年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について短期貸付金4億円、この金額の理由をお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それではまず、議案第99号「令和7年度一般会計補正予算（第3号）」についての御質問に御答弁申し上げます。

債務負担行為の設定根拠はという御質問でございますけれども、この債務負担行為につきまして、公共施設の照明をLED化するに当たりまして、ESCO事業という手法を用いて実施することにより債務負担行為を設定するものでございます。

このESCO事業でございますけれども、県内におきましては導入実績が少なく、また、電気工事に関する専門的な知識が必要となります。そういうことを踏まえまして、これまでに公共施設に対するESCO事業の実績のある複数の民間事業者と協力しまして、調査研究を進めてまいったところでございます。

今回の債務負担行為限度額の設定に当たりまし

ては、照明のＬＥＤ化で削減される電気料金の範囲内で設備更新を行うというこのＥＳＣＯ事業の仕組みを踏まえまして、電気料金の削減効果が大きいと見込まれる市として本庁舎、支所庁舎、地域づくり活動センターなどの施設を選定し、令和６年度の電気料料金の実績からＬＥＤ化による料金の減額分について、各社の調査結果に基づき、同一施設に対する見積額の平均値を算出したしまして、これを平準化し限度額を決定したものでございます。

なお、この限度額につきましては、ＬＥＤ化の更新の費用とともに、今後の設備管理経費も含むものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

続きまして、議案第 107 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」についてのこの短期貸付金 4 億円の根拠について御説明いたします。

診療報酬と介護報酬は、制度上、請求から約 2 カ月後に実際に入金がされる仕組みとなっております。そのため、指定管理へ移行した当初の 4 月及び 5 月の 2 カ月につきましては、収入がない状況でございました。

指定管理 3 施設においては、月当たり約 2 億円程度の診療報酬及び介護報酬の収入があり、2 カ月分では約 4 億円となることから、運転資金を一時的に補う必要があるため、短期貸付金として計上したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

再質問をそれぞれさせてもらおうと思います。

議案第 99 号のＥＳＣＯ事業の御説明ですが、あくまでも予定は 47 施設と聞いていますが、その費用についてはあくまでも見込みの平均見込みであって、1 つの施設の出された平均値の平準化ということで、47 施設一つひとつ省エネ診断は実施していない状態での債務負担行為の議案という

ふうに考えてよろしいかをお聞きます。

もう 1 つ、議案第 107 号の短期貸付金については、基本協定書に書かれている第 22 条の運転資金と考えて間違いがないのかお聞きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほど申し上げましたが、この先ほど議員から 47 施設ということでございましたが、今のところ 47 施設予定をいたしておりますけれども、今後、この件につきましてはプロポーザルによる入札を行うことといたしております。それまでにおきまして、その施設については最終的に判断をしたいと思います。

その対象となる施設につきましては、それぞれ今までの民間事業者との調査研究の中で、いわゆる削減額、省エネ効果額については示していただいておりますが、当然、業者によってその差が生じております。その辺りを入札に当たりましては平均値を採用して平準化をして実施をするものでございます。

基本的には対象となる施設については、省エネに対する効果は事前に調査した上での入札の執行ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

先ほど御質問の貸付金は協定書の第 22 条に基づく運転資金のことでよろしいかという御質問でございますけれども、議員お見込みのとおり、第 22 条に基づく運転資金のことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 107 号のほうをもう一度再質問します。

基本協定書には、第 22 条に貸し付ける条件については年度協定書に定めるというふうにあります。今年度の協定書にどのように定めているか、もし言えるのであれば教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの御質問にお答えします。

年度協定書では貸し付ける金額の上限を4億円以内というふうに定めてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

ただいま議題となっております議案第99号は関係常任委員会へ、議案第96号及び議案第100号の2件は総務常任委員会へ、議案第101号から議案第103号及び議案第107号、議案第108号の5件は厚生常任委員会へ、議案第97号、議案第98号及び議案第104号から議案第106号の5件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程4）

○宇都宮議長

次に、日程第4、認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第11号「令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

これより本案11件に対する一括質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結といたします。

○宇都宮議長

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までの11件については、決算審査特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号までの11件は決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、各常任委員会については9月17日の本会議において、特別委員会については、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求める

ことといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月17日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて…

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時40分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前11時41分）

訂正させていただきます。

先ほどの議案の質疑の終結を報告していなかったものでここで訂正させていただきます。

議案13件に対する質疑をここで終結といたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月17日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 井関 陽一

同 議員 二宮 一郎

第 5 日

9 月 17 日（水曜日）

令和7年第3回西予市議会定例会会議録（第5号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年 9月17日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年 9月17日

午前10時00分

1. 散 会 令和7年 9月17日

午前10時46分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(16番兵頭学、17番森川一義)
- 2 議案第96号 西予市駐車場条例の一部を
改正する条例制定について
議案第97号 西予市公共物管理条例の一
部を改正する条例制定につ
いて
議案第98号 市道路線の認定について
議案第99号 令和7年度西予市一般会計
補正予算(第3号)
議案第100号 令和7年度西予市育英会奨
学資金貸付特別会計補正予
算(第1号)
議案第101号 令和7年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
1号)
議案第102号 令和7年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第1号)
議案第103号 令和7年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第2号)
議案第104号 令和7年度西予市水道事業
会計補正予算(第2号)
議案第105号 令和7年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第1号)
議案第106号 令和7年度西予市下水道事
業会計補正予算(第2号)
議案第107号 令和7年度西予市病院事業
会計補正予算(第1号)
議案第108号 令和7年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第96号 西予市駐車場条例の一部を
改正する条例制定について
- 議案第97号 西予市公共物管理条例の一部を
改正する条例制定について
- 議案第98号 市道路線の認定について
- 議案第99号 令和7年度西予市一般会計
補正予算(第3号)
- 議案第100号 令和7年度西予市育英会奨
学資金貸付特別会計補正予
算(第1号)
- 議案第101号 令和7年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
1号)
- 議案第102号 令和7年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第103号 令和7年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第2号)
- 議案第104号 令和7年度西予市水道事業
会計補正予算(第2号)
- 議案第105号 令和7年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第1号)
- 議案第106号 令和7年度西予市下水道事
業会計補正予算(第2号)
- 議案第107号 令和7年度西予市病院事業
会計補正予算(第1号)
- 議案第108号 令和7年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第1号)

開会 午前10時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に16番兵頭学議員、17番森川一義議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

次に、日程第2、議案第96号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」から議案第108号「令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの13件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長山本英明議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

〔山本総務常任委員会委員長登壇〕

○山本総務常任委員会委員長

それでは、ただいまより総務常任委員会の審査報告を行います。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会へ付託されました議案3件につきまして、11日に委員会を開催して審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりでありまして、議案3件は原案のとおり可決決定をいたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して御報告を申し上げます。

議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)」につきまして、危機管理課所管

分では、防災行政無線・情報システム整備事業におきまして、り災証明書の発行や被災者台帳の作成業務を効率的かつ適正に行うことを目的として、令和元年度に愛媛県と19市町が共同して構築し、令和2年度から運用を開始している被災者支援連携システムの更新に係る費用を計上している。今回の更新により、タブレットやモバイル端末を活用することで、現地調査のスピードと精度が向上し、調査業務の効率化が図られ、災害時でも安定したシステム運営が可能となり、業務の持続性が大きく向上する。また、マイナポータルを活用したりり災証明の電子申請が可能となることで、住民の利便性が高まり、窓口業務の負担軽減にもつながってくるため、災害対応体制が一層強化され、迅速かつ的確な被災者支援が可能となってくるとの説明がありました。

委員からは、費用についての質疑がありまして、愛媛県が業者を決定し、その後、西予市と業者が契約を締結し805万2000円の費用を支払うことになっているとの答弁がありました。

財政課所管分では、令和6年度決算が確定し、財政調整基金として10億2469万7000円を積み立て、補正後の財政調整基金残高は、予算ベースで12億9937万3000円となる見込みである。しかしながら、今後の補正予算において、人事院勧告による給与改定のほか取崩しが想定されており、年度末残高は減少する見込みである。さらに、例年当初予算では、8億円程度の取崩しを行っており、今回の財政危機脱却プランの行財政改革を行わなければ、令和8年4月には再び2億円から3億円程度の残高に落ち込んでしまうため、行財政改革が必要不可欠と考えているとの説明がありました。

委員からは、公債費についての質疑があり、公債費は今後上昇し、令和10年度頃にピークを迎える。上昇分については、減債基金ほか基金を活用していくとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分では、卯之町はちのじまちづくり推進事業における進捗状況について質疑があり、令和4年5月に駅前周辺の施設整備が終わり、現在、事業者による維持管理、運営事業を進めている。事業者が、イベントなど様々な工夫を凝らして運営しており、この事業エリアのにぎわいが創出できるように活動していただい

るとの答弁でありました。

また、卯之町はちのじまちづくり整備事業は、JR卯之町駅舎を拠点として、商店街や町並みエリアを中心に、地域全体の交流の拡大やにぎわいづくり、これを目的としているため、実際に施設やイベント等の企画運営をしている事業者に対し西予市としてバックアップ体制を築いてほしいとの意見がありました。

教育総務課所管分では、市内中学校の再編計画を検討するための検討委員会の設置及び開催に係る経費を計上している。検討委員会は、関係者25名程度で構成し、年度内に6回の開催を予定しており、市内中学校の適正な規模、配置に向けた具体的な方策などを検討いただくこととしているとの説明がありました。

委員からは、委員会で検討されている項目について質疑があり、再編の必要性、中学校の生徒数や学級数の推移、施設状況、そして再編を検討するに当たり大規模校・小規模校のメリット・デメリット、地域に与える影響などを説明した上で、西予市における望ましい教育環境、学校再編によって地域へ与える影響などの意見をいただき、西予市内での生徒数の将来推計を考慮した上で、具体的な学校の規模や配置について検討いただきたいとの答弁でありました。また、最終的に校舎の建て替えとなった場合、建設にかかる専門的な知識を持った方が検討委員会の委員として入る予定はあるのかとの質疑があり、検討委員会において、再編の合意形成が得られた場合は、再編後の学校建設に係る別の検討委員会を立ち上げ基本構想から検討していただくことを考えている。その際には、改めて委員構成を検討していきたいとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和7年9月17日、総務常任委員会委員長山本英明。

○宇都宮議長

次に、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

〔酒井厚生常任委員会委員長登壇〕

○酒井厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る9月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案6件について、9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

議案6件については、お手元に配信のとおり、原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋いたしまして報告をいたします。

議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」について、福祉課所管分では、平成30年7月の豪雨災害により、被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行い、令和3年度より貸付金の償還が始まっており、今年度1件の繰上償還申請があったため、予算を増額するとの説明がありました。

委員からは、現在の貸付残高について質疑があり、今回の繰上償還を除いて、2人が償還中であり、利子を含めて204万8030円であるとの答弁でありました。

長寿介護課所管分では、介護施設等の大規模改修に合わせて、介護ロボット、ICT導入を支援する事業に対して補助金の増額補正について、ICT機器を導入することにより介護職員の身体的な負担を軽減し、業務効率を向上させるだけではなく、利用者のプライバシーを守りながら、よりきめ細やかなケアを可能にするとの説明がありました。

委員からは、補助金交付基準についての質疑があり、愛媛県介護施設開設準備経費助成金実施要綱に基づいた基準があり、県補助金の上限額は6500万円となっており、不足分については事業実施事業者の持ち出しがあるとの答弁でありました。

また、関係機関への周知方法について質疑があり、関係機関にはしかるべき時期に補助の申請についての周知を行っているとの答弁でありました。

敬老会活動支援事業の増額補正について、委員からはどのくらい増えたのか、また、参加者を増やす工夫について質疑があり、令和6年度と比べ令和7年度は敬老会開催が2地区増加し63地区、記念品配布が2地区増加し67地区の見込みであ

り、今後も参加者が増えるよう周知を行っていくとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分では、医療介護推進室の看護師等奨学資金貸付制度事業において、看護師等奨学資金貸付金の返還免除期間内に2人の職員が退職し、奨学金の返済義務が発生したことに伴い、予算を増額するものとの説明がありました。

委員からは、今現在、この奨学金を受けた人は何人在籍しているのかとの質疑があり、平成28年度から今年度までに12人の奨学金の貸与を行っており、うち4人は現役の学生で、学校を卒業した8人のうち7人が西予市立病院に就職をしました。今年度当初までに5人が在職しておりましたが、今回2人が退職したため、現時点では、3人の看護師が市民病院に在職しているとの答弁でありました。

議案第108号「令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」では、介護老人保健施設つくし苑に、介護テクノロジー機器導入のための購入費及びそれに伴う県補助金の増額補正を行うとの説明がありました。

委員からは、購入する機器についての質疑があり、マットレス、敷布団の下にセンサーを敷き、寝返りや呼吸・心拍等を検出しリアルタイムに表示できる機器を導入することにより、夜勤勤務の巡視を必要とときに実施でき、現在5回実施している巡視の回数を減らすような効果もあるとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和7年9月17日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

○宇都宮議長

次に、産業建設常任委員会委員長信宮徹也議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

信宮徹也議員。

〔信宮産業建設常任委員会委員長登壇〕

○信宮産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る9月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案6件について9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案6件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第97号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」では、市が管理する法定外公共物の使用について、現行では毎年度初めに使用料を徴収しているが、使用料の7割程度が1件当たり300円以下と少額であり、請求事務の費用対効果が少ないことから、効果的で適正な維持管理を行うため、占有許可期間内の使用料を一括で支払うことができるよう本条例の一部を改正するとの説明がありました。

委員より、使用料を一括で納めたのちに、許可期間内に撤去した場合に使用料は返還されるのかとの質疑があり、使用料の返還は基本的に行わないが、道路法第71条第2項に基づき、公益上の理由によりその占有許可が取り消された場合、もしくは既に納付された使用料が占有許可日から取消しまでの期間に対応する占有料を超過している場合のみ返還の対象になるとの答弁でありました。

議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第3号）」について、農業水産課所管分では、県が創設した畜産生産基盤維持強化支援事業において、畜産施設等の整備改修等並びに、地域と調和した経営のための堆肥製造施設に係る作業機械の取得に対する支援のため、今回の補正で1756万7000円を計上している。また、この事業に対して市内の4つのクラスター協議会から8経営体、14件の要望が出ており、内容としては牛舎、豚舎及び堆肥舎の補修・改修や、除ふん用機械の導入、牛舎・堆肥舎へのLED改修などであるとの説明がありました。

議案第105号「令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第1号）」では、水道水の水質基準を新たに設定した法改正に伴い、有機フッ素化合物であるPFOS・PFOAの臨時水質検査を実施するとの説明がありました。

委員より国から出された水質検査に係る方針の詳細について質疑があり、これまで年間51項目の水質検査が義務づけられていたが、来年度からは有機フッ素化合物のPFOS・PFOAの検査項目が1つ追加され、52項目の検査が必要にな

るとの答弁でありました。

議案第 106 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」では、上下水道課で使用している下水道工事積算システム賃借料の計上に伴う事務費の調整について説明がありました。

委員より下水道工事積算システムを借り上げなければならない根拠について質疑があり、下水道工事設計に使用する下水道工事積算システムは現在 5 カ年の契約を結んでいる。その中で、単価・歩掛り更新の契約期間が令和 6 年度までとなっており、令和 7 年度も継続して使用する必要があるため賃借料の予算を計上しているとの答弁でありました。

以上、審査報告をいたします。

令和 7 年 9 月 17 日、産業建設常任委員会委員長信宮徹也。

○宇都宮議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

議案第 107 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」について、原案に反対者の討論を許可いたします。

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

インクルせいよのまつもとみきです。

議案第 107 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、指定管理者に病院事業会計の資本的支出から 4 億円を短期貸付し、その利息分と返還分を追加補正するものと理解しています。事業をしていたら現金が必要なことも、借入れが必要なこともあることは分かります。今回の貸付自体を否定するつもりはありません。利息も入ってくるし、返ってくるんだから構わないだろうという判断をされる方が多いのではないかと思います、

この議案を賛成するに足る説明がなされたとは判断できず反対いたします。

病院と施設の指定管理については、地方自治法第 244 条第 6 項に基づいて、私たち議会が最終的にこの指定管理者の指定を議決しました。決めたからには決めただけの責任が伴います。私は 12 月議会での債務負担行為の賛成討論でも、3 月議会での病院事業会計予算の反対討論でも、繰り返し指定管理者から議会へ直接経営・収支・事業計画についての説明がなされるべき。議会への情報提供が必要だと述べてきましたが、その機会はありませんでした。指定管理者と議会が直接やりとりする場ができないのであれば、市にしっかりと確認してもらい、その内容を議会へ説明してもらうことが求められます。

今回の補正予算について、本会議での質疑では 4 億円となった理由は 4 月、5 月の診療報酬介護報酬が 2 カ月遅れて入ってくるため運転資金不足が生じる。1 カ月の診療報酬と介護報酬の合計が 2 億円程度であるため、その 2 カ月分の 4 億円と答弁されました。厚生常任委員会では、委員から今後の見込みについて質疑があり、始まったばかりで実績が出そろっていない。経営状況や資金繰りについて一定の検証が必要。様々な要素によって、資金状態は左右される。現時点ではその要素が未定であるため、今後の推移を見守りたいという答弁がありました。

私は自治体の健全な運営のためには、事業評価が必要だと再三述べてきていますが、今回の場合ですと、私たち議会は事業計画を知らされていませんから市には計画と現状を比較して、通過点の今の評価を示していただく必要があります。しかし、指定管理者から出されているであろう今年度の事業計画を西予市が現時点でどのように評価しているのかそこが全く見えてきません。診療報酬と介護報酬が 2 カ月遅れで入ってくることは、初めから双方とも認識されていることです。

であるならば、この短期貸付も予算編成時点で想定されていて、指定管理者の収支予算、事業計画に織り込み済みの内容なのではないでしょうか。当初より、時期としては 9 月の第 3 回定例会で議案を上程することを見込まれていたのでしょうか。4 月、5 月、6 月分の診療報酬、介護報酬は、現在は納入されていますがその 4 月、5 月分は 4 億円だっ

たのでしょうか。6月はまた7月、8月の請求分は幾らなのでしょう。それらの材料によって、資金不足額を見極め、貸付金の額が適当か市は細かく査定されたのでしょうか。当初の収支予算、事業計画との差がどれくらいあるのかまたはないのか、返済計画はどうなっているのか。それらを全て示せと言っているのではなく、それらをどのように検討し、評価されたのかを説明する責務が市にあると考えます。説明ではその痕跡が見えず、私には年度協定書に定められているという上限額いっぱいを単純に貸し付けているように見えます。4月から運営が始まったばかりという理由が現時点での評価の説明が必要ない理由にはならないと考えます。委員会答弁では一定の検証と述べられましたが、それが何を指し、いつどのように行うのかも説明はありませんでした。

これらの事業への評価、適切な判断、必要なマネジメント、それらをないがしろにしてきた結果が今の西予市の姿だと考える。これは私の意見ですが、私にとってはどうしてそのまままた進もうとするのか不思議に思ってしまう。議会にはこれくらいの説明でいいだろうと思われているのでしょうか。短期貸付4億円をこの時期に行う合理的な理由が適切かつ明確に説明されたとは言えないと判断し、第107号議案の反対討論といたします。

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

○18 番酒井宇之吉議員

賛成討論をやらせていただきます。

○宇都宮議長

戻ります。酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

そもそも指定管理と理事者、市は信頼関係というものがあって、いろんなフォローの部分とか、そして予算とか、そういうものをやっていくのであって、細々細々その中での指定管理と理事者が、議会に対して、そのようなことをすべからず説明する義務はなく、必要があれば秘密にやらなければならないところもあります。

ただし、それはお互いが信頼関係を持って遂行していくと。その中によって、指定管理者と西予市がすばらしいものになっていくと思っております。

す。あくまでも仲間で、すべからず知るような議会にそれを示すべきではないと思います。中には、個人に関わる問題もありましょうし、そして金額につきましても、フォローの分、ストックの分、全てあるわけございまして、指定管理者と理事者はいつまでも信頼関係を持って、うまくいくような形の応援をして西予市民のためになるような活動をすべきと私は思っておりますので、この件につきましても単年度フォローの分でございますので賛成をいたします。

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は原則、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○宇都宮議長

暫時休憩します。（休憩 午前10時36分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前10時36分）

全員の入室を確認いたしました。

また、本日の採決について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

まず、議案第96号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第96号は原案のとおり決定することに賛成、または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第96号「西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第97号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第97号は原案のとおり決定することに賛

成、または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 97 号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 98 号「市道路線の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 98 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 98 号「市道路線の認定について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 99 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 99 号は原案のとおり決定することに、賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 99 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 100 号「令和 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 100 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 100 号「令和 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 101 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 101 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 101 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 102 号「令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 102 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 102 号「令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 103 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 103 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 103 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 104 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 104 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 104 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 105 号「令和 7 年度西予市簡易水

道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 105 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 105 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 106 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 106 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 106 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 107 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 107 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 107 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）」は、賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 108 号「令和 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 108 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 108 号「令和 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」は、賛成

全員によって可決となりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

10 月 10 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

散会 10 時 46 分

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議 員 兵頭 学

同 議 員 森川 一義

第 6 日

10 月 10 日（金曜日）

令和7年第3回西予市議会定例会会議録（第6号）

- | | | | |
|------------------|--------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和7年10月10日 | 教 育 部 長 | 谷 川 和 久 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 明 浜 支 所 長 | 竹 内 克 之 |
| 1. 開 | 議 令和7年10月10日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 文 人 |
| | 午後 2時00分 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 閉 | 会 令和7年10月10日 | 三 瓶 支 所 長 | 浅 野 幸 彦 |
| | 午後 3時10分 | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 沖 野 貴 洋 |
| 1 番 | まつもと みき | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 事 務 局 長 | 池 田 いずみ |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 議 事 係 長 | 瀧 川 健 二 |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | | |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 会議録署名議員 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1 番 | まつもと みき | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 宇都宮 明 彦 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生活福祉部長 | 麓 寿 春 | | |
| 福祉事務所長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 安 岡 克 敏 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(18番酒井宇之吉、1番まつもとみき)
- 2 認定第 1 号 令和 6 年度西予市一般会計
歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 令和 6 年度西予市育英会奨
学資金貸付特別会計歳入歳
出決算の認定について

認定第 3 号 令和 6 年度西予市国民健康
保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

認定第 4 号 令和 6 年度西予市後期高齢
者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について

認定第 5 号 令和 6 年度西予市介護保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について

認定第 6 号 令和 6 年度西予市水道事業
会計決算の認定について

認定第 7 号 令和 6 年度西予市簡易水道
事業会計決算の認定につい
て

認定第 8 号 令和 6 年度西予市下水道事
業会計決算の認定について

認定第 9 号 令和 6 年度西予市病院事業
会計決算の認定について

認定第 10 号 令和 6 年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計決算
の認定について

認定第 11 号 令和 6 年度野村町貝吹地区
財産区会計歳入歳出決算の
認定について
- 3 行政報告について
- 4 議会報告第 3 号 西予市の財政に関する特
別委員会の中間報告につ
いて

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 認定第 1 号 令和 6 年度西予市一般会計
歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 令和 6 年度西予市育英会奨
学資金貸付特別会計歳入歳
出決算の認定について
認定第 3 号 令和 6 年度西予市国民健康
保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
認定第 4 号 令和 6 年度西予市後期高齢
者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について
認定第 5 号 令和 6 年度西予市介護保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について
認定第 6 号 令和 6 年度西予市水道事業
会計決算の認定について
認定第 7 号 令和 6 年度西予市簡易水道
事業会計決算の認定につい
て
認定第 8 号 令和 6 年度西予市下水道事
業会計決算の認定について
認定第 9 号 令和 6 年度西予市病院事業
会計決算の認定について
認定第 10 号 令和 6 年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計決算
の認定について
認定第 11 号 令和 6 年度野村町貝吹地区
財産区会計歳入歳出決算の
認定について
- 3 行政報告について
- 4 議会報告第 3 号 西予市の財政に関する特
別委員会の中間報告につ
いて

開会 午後2時00分

○宇都宮議長

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番酒井宇之吉議員、1番まつもとみき議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

日程第2、認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第11号「令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長兵頭学議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

〔兵頭決算審査特別委員会委員長登壇〕

○兵頭決算審査特別委員会委員長

西予市決算審査特別委員会審査報告。

令和7年9月9日の本会議において当特別委員会に付託されました認定11件について、9月22日、24日、26日に分科会を10月3日に特別委員会を開催し、慎重に決算審査を行い、審査の結果、全て認定することに決しました。

これより決算審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁をお手元の報告書より抜粋して報告いたします。

認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」危機管理課所管分の防災対策啓発活動事業では、令和5年度に開発したみんなの防災アプリが、産官学が連携して取り組んだ新たな防災モデルとして高く評価され、地域に根差した実践的な取組であることから、一般社団

法人デジタルメディア協会が主催する第30回AMDアワードにおいて、リージョナル賞を受賞することができた。今後は、より多くの市民の方に御利用いただけるよう周知、啓発活動を強化するとともに、説明会の開催などを通じ、利用促進に努めたいとの説明に対し、委員からは、みんなの防災アプリの利用率についての質疑があり、現在1,296名の方に利用していただいているとの答弁でありました。

学校教育課所管分の中学校教育活動補助事業では、各種大会の出場に係る補助についての質疑があり、原則全額補助しているが、宿泊費については、大会の規模に応じて上限を設けている。しかし、全国大会の宿泊費については、大会主催者から宿泊先の指定があるため全額支給をしているとの答弁でありました。

また、令和6年度事業費が増加した要因についての質疑があり、自然教室の参加人数や、各種大会の出場人数は減少しているが、宇和中学校の剣道部女子やバスケットボール部男子の活躍により、各種大会の出場費の補助金が増加したとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分のがん検診等事業では、がん検診の受診率が低く見える現状について、実際には市のがん検診以外に職場健診や人間ドックで検診を受けている人が多いと考えられるが、市としてはこれらの検診情報を一体的に把握できるような取組を昨年度実施したかとの質疑があり、現時点では、検診情報の一体的な把握はできていないとの答弁でありました。委員からは、がん検診の受診率が低く見えるのは、分母が市全体の人口になっているためだと考えられ、正確な受診状況を把握するためには、受診案内の送付先ごとに実際の受診者数を把握したり、職場健診や人間ドックの受診者も多いことを考慮し、全数調査ではなく統計的な手法で概数を把握するなど、より実態に即して調査方法を検討するよう意見がありました。

長寿介護課所管分の敬老会活動支援事業では、敬老会の本来の目的は、単に記念品を贈り宴会を開催することではなく、健康寿命の延伸や健康づくりに意識を持たせることにあるのではないかと考えるが、敬老会の活動実態や敬老会開催の協力団体について把握しているのかとの質疑があり、

補助金交付の際に実績報告書に基づき、食事やお祝い品贈呈などの活動内容は把握しているが、記念品の選定や日程、協力団体など敬老会の内容は各地区に任せており、地域団体の協力度合いは明確に把握できていないとの答弁でありました。

また、補助金額について、物価高騰を考慮した増額の検討はできないのか、対象年齢も 75 歳から 80 歳などに引き上げるべきではないかとの質疑があり、近隣市町の状況も参考にしつつ、対象年齢変更については、前向きに検討していくとの答弁でありました。

委員からは、老人福祉やフレイル予防の観点から、参加を嫌がる高齢者を減らし、敬老会を健康づくりや老人クラブの復活につながる活動の場とし、「西予市の老人は元気だぞ」というまちづくりも考えていただきたいとの意見がありました。

経済振興課所管分の市観光PR事業では、昨年の質疑では何でもあることをよさと捉え、それをジオパークと結びつけてブランディングしていくとのことであったが、ブランディングの素地を醸成するために今年度取り組んだことはあるかとの質疑があり、西予市には多様な魅力があることを端的にあらわすキャッチコピー「セイ、いっぱい！西予」を作成し、それをポスターやポロシャツ、市の書類等にロゴとして使用することで目に触れる機会を増やし、西予市の認知度を上げる取組を行っているとの答弁でありました。

また、西予市の4大イベント実施に係る費用対効果や人員配置等に関する市の考え方について質疑があり、宇和町のイベントについては、今までの人員配置や駐車場の必要性を一から見直し、なるべく人員配置が必要ない形で実施できる方法を模索している。各イベントに対する補助金についても各観光協会と協議しながら、なるべく少ない予算で実施できるような運営を検討しているとの答弁でありました。

ふるさと納税推進事業では、様々なふるさと納税ポータルサイトがあるが、西予市のふるさと納税特設ポータルサイトを利用して納税した場合の手数料について質疑があり、他のふるさと納税ポータルサイトから納税すると 10%前後の手数料がかかるが、西予市のふるさと納税特設ポータルサイトから納税すれば手数料はかからない。今年度より利用しやすいサイトになるよう見直しを行

っているとの答弁でありました。

ふるさと納税PRについて、令和6年度はどのような会議や集まりで何件くらいPR活動を行ったのかとの質疑があり、昨年度は、西予市近畿野村高校同窓会に参加し、じゃこ天やちりめんなどの返礼品につながる地元産品を持参して試食を提供するなどのPR活動をした。関東圏にある西予市ゆかりの企業7社を訪問し、企業版ふるさと納税や個人のふるさと納税について直接周知を行った結果、企業版ふるさと納税の実績が生まれ、訪問先の企業ではベーコンなどの地元産品がピザの材料として採用されるなど、具体的な成果も上がっているとの答弁でありました。

認定第9号「令和6年度西予市病院事業会計決算の認定について」では、令和7年2月から野村病院の閉鎖した病床分が市民病院へそのまま移行し、市民病院の病床利用率は上がったのかとの質疑があり、野村病院の閉鎖した病床の患者を市民病院で受けた部分もあるが、他の病院等に行かれた方もある。要因の一つとしては、3月は医師の異動時期に重なり、入院を増やすことができなかったこともあり、利用率が大幅に上がっているという現状はなかったとの答弁でありました。

その他、各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、令和6年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和7年10月10日西予市決算審査特別委員会委員長兵頭学。

○宇都宮議長

以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」について原案に反対者の討論を許可いたします。

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場で意見を申し述べます。

西予市議会決算審査特別委員会では、所属常任委員会にかかわらず、希望すれば全ての分科会に委員として参加することができます。この運用を築かれていることにまず敬意と感謝を申し上げます。

インクルセイよでは、令和6年度決算に当たり、2つの視点を軸として事業執行の審査と提案を行いました。

1つは、地方自治法第2条第14項に定められているように、最小の経費で最大の効果を上げるよう意識して事務事業が行われたか。もう1つは、実施した事業の評価を適切な指標を用いて行い、改善の道筋を分析しているか。要するに、PDCAサイクルのCとAが機能しているかに着目しました。結果として、この2点が不十分であると判断したため、認定に反対するに至りました。

原因として、事業評価が形骸化していることが大きな要因であると判断いたします。評価が適正で的を得たものでないことは、次の改善に効果を示すことができません。毎年毎年同じことを同じように繰り返す原因の一つになります。地方自治体は営利企業ではありませんから、同じことをして効果が一定、もしくは下がっていることにはそれ相応の理由があり、全ては数値的な効果としては測れません。それでも事業に応じた適切な評価が必要です。

そして、理由の中に経営的な観点からその余地があると判断できるものに対しては見直しが必要ですが、質疑、それからできる限り過去の決算と見比べてみた中で、改善を軸に置き、事業を実行されている形跡が見えないものがありました。

特に昨年度、令和5年度決算時に指摘した点が受け止められていないと感じるものが幾つかあったことは大変残念に思います。また、大きな問題だと感じたのは、政策として掲げて実行してきた事業の適切な評価、検証、振り返りができていない点です。過去の成果報告書に今後取り組んでいくとしていた内容を履行せず、事業評価を低下、

停滞とすることは、決算審査及び事業そのものが形骸化していると言わざるを得ません。政策としてやるということは本来、立案の時点で評価指標を設けた検証のタスク設定がなされるべきです。

時代とともにその政策が合わなくなってきたとしても、いつの時点でその論点が上がったか、どのような方向性にシフトするか。振り返り作業の中で議論されることであり、そのタイミングを間違えたとお金も労力も大きな損失です。

政策として掲げたもの、もしくはその政策を引き継いでいるものは現場の職員だけに任せるのではなく、執行部が主体となって事業評価に取り組むことを求めます。補助金交付事業についても同じく、決定プロセスの形骸化を指摘しておきます。内容に不正はなくてもそのプロセスが形骸化しており、恣意的に受け取られかねない運用をされていることは、事業の正当な評価を落としてしまうことになるため、見直しと改善を求めます。

令和6年度決算は経常収支比率が100%を超えたことで、財政危機感が市民にも大きく広がったことと思います。ですが、この経常収支の経常の部分、これを事業評価が的確にできていなければ、本質的な行財政改革の第一歩にはなりません。

また、現在は、人口減少が起こっている中で、多様な社会課題の解決が求められています。小さく区切った中ではなく、包括的な枠組みの中で物事をとらえ、行政運営を実践する時期にいることは、どなたもの共通理解かと思います。

それをDXでと西予市は力を入れてきたのかもしれませんが、もっと根本的なところ、行政においてはこれまでの縦割りを乗り越えること。また、市民、行政、民間が柔軟につながり、それぞれの主体的な活動と交わりが見える化し、結果として反映されていく有機的な体制の構築を求めます。

結びに、人口減少の中でも、市税の一定の水準を担ってくださっている市民の皆様の担税力に感謝するとともに、決算審査にあたり、膨大な資料作成に御尽力いただきました職員の皆様、委員会運営に関わっていただいた全ての皆様に感謝申し上げます。認定第1号の反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2 番大森揚子議員

認定第 1 号「令和 6 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で発言をいたします。

令和 6 年度西予市一般会計歳入歳出決算では、一般会計 4 款衛生費、3 項病院費、1 目病院費から西予市市民病院事業会計繰出事業として 10 億 3613 万 3451 円が西予市病院事業会計へ繰り出されています。この中には、9669 万 5000 円の公設民営に向けての準備資金が含まれています。公設民営化にすべきでなかったという立場からこれを認定することはできません。

よって、令和 6 年度西予市一般会計歳入歳出決算に反対をいたします。

○宇都宮議長

次に、認定第 3 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」について原案に反対者の討論を許可いたします。

2 番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2 番大森揚子議員

認定第 3 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で発言をいたします。

当初予算での反対を踏まえ、反対の立場で発言いたします。

国民健康保険については、保険料が令和 6 年度も全国で 39%に当たる 677 自治体で値上げとなっており、物価高騰で苦しむ家計に大きな打撃になるだけでなく、保険料が払えず、医療にアクセスできない患者を増やしていることが国会では報告されています。

この大きな要因として考えられることが、1984 年（昭和 54 年）の国保法改悪を皮切りに、国が次々と国庫負担を引下げてきたことです。市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の 4 割が年金生活者などの無職、3 割が非正規労働者で低所得が多く加入する医療保険です。全国知事会や全国市長会は、加入者の所得が低い国保が他

の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するため公費投入、国庫負担を増やし、国保税を引き下げること国に要望し続けています。国の政治を変えていく方向でなければ、国保財政は維持できないのではないのでしょうか。

ぜひ西予市としましても、近隣市町と連携して、国に強く財政支援を求めるとともに、財政が逼迫してきておりますが、市民の負担を軽減すること、環境を整えることが市民の命と健康を守ることになり、それが国保財政を守ることにつながるということを訴えまして、反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に、認定第 9 号「令和 6 年度西予市病院事業会計決算の認定について」について、原案に反対者の討論を許可いたします。

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

認定第 9 号「令和 6 年度西予市病院事業会計決算の認定」に反対の立場で意見を申し述べます。

地方公営企業法第 3 条には、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する運営が求められると定めてあります。

その指標に加えて先ほど、認定第 1 号の反対討論でも申し述べました大きな 2 つの軸、経費と効果、事業評価の適正性を基準にして決算審査に臨みました。令和 6 年度には病院の指定管理者の指定の議案が可決し、令和 7 年度から経営主体が変わることもあり、令和 6 年度の事業結果は、大変重要な意味を持つものです。

さらには、令和 6 年度は令和 5 年度にコンサルタントを変更して、公立病院医療体制確保支援事業の中で、今の指定管理者である地域医療振興協会が、その作成に携わった病院経営強化プランの初年度でもありました。このプラン実行の効果も含めて質疑を通して決算書を見ましたが、認定できないと判断するに至りました。

理由は次の 2 点です。1 つ目は、医業収益の低下の分析の足りなさです。令和 6 年度決算では、

営業利益の成長率はマイナス 19%となり、病院事業の営業による損失が大きくなりました。1日当たりの平均入院患者数は 98.8 人と 100 人を切り、令和 5 年度には 71.44%まで回復していた医業収支比率は 65.75%に落ち込み、修正医業収支比率は何と 51.55%と 50%台まで落ちました。

もちろん、全国的に病院経営が厳しい状況にあり、物価高騰と人件費の上昇が診療報酬に価格転嫁されていない現実がありますが、患者数が減ったことで、医業費用である材料費の医業収益割合は 18.9%前年度同率で推移しており、不用額も発生しています。職員給与費の医業収支割合が 92.4%と 9 割以上を占めていることを見ると、医業によって出せる収益と人件費のバランスがあまりにも悪いことが分かります。

病床 100 床当たりの事務部門は、平成 30 年度と比べると 9.3 人の増加であり、より経営面に力を入れる体制構築ができたと評価したいですが、結果は真逆です。医師、看護師数は減少し、現場の効率は上げたとしても上がらない状況のあらわれなのではないでしょうか。

人口減少で全てを片づけたいとしても、1 人当たりの入院収益は 4 万 1315 円と、平成 30 年と比べると 1 万円以上増加しています。1 人当たりの収益は増加傾向であることから、患者数を増やして経費を抑えていくことが求められると思いますが、もし人口減少によって、この患者数減が妥当だというのなら、経費のかかり続ける病院の規模がもはや見合っていないことになり、小手先の経営改革では成り立たないということになります。

これまで野村病院が 7 割以上を維持してきたおかげで保っていた病床利用率も、入院機能の集約により 46.2%と 5 割を切ってしまいました。市民病院の利用率の低さ、野村の病床がなくなった分の市民病院の稼働を上げることができなかった理由、それらについての答弁は明確な回答と私は評価できませんでした。原因を探り、そのときの現状を適切につかみ、一定の見解を持つことなしでは対策も方向性も立てられません。述べられた回答では、どのような対策が立てられるのでしょうか。対策や方向性を立てる作業が経営には不可欠と考えます。

経営の観点から、現場と情報を共有して、双方からよりよい営業を目指す。はじめに述べた地方

公営企業法第 3 条が十分になされたとは言えないと判断しました。

気になっているのは、4 月に改定された経営強化プランには、各目標の数値が出されていますが、経営の効率化として出された数値は、どれも大変消極的なものになっており、指定管理者制度導入による民間のノウハウと活力による経営がどう発揮されるのかは見えません。プランにはその達成状況、実施状況を年に 1 回評価し公表するとしていますが、決算に合わせてこれの公表がないことは、計画が計画だけに終わる一つの要因であると苦言を呈します。

プランには、住民理解のために病院の取組を市民講座等で直接、市民・利用者と意見交換をするとの記載もあります。情報提供の必要性を強く認識してください。

もう 1 つは、一般会計繰入金の多さです。令和 6 年度の一般会計からの繰入金は 14 億、そのうち、いわゆる真水部分は 7 億円と御説明いただきました。人件費に充てられた部分は致し方ないと思いますが、経営努力が十分になされたと判断しなかった以上、この繰入れが妥当であるとは評価できません。

決算書の事業報告には、繰入金によって 7884 万 6000 円の純利益を計上することとなりましたと書かれていることも、数字の動きだけ見れば確かに事実はそうですが、指定管理者への移行の要因の一つとなった繰入金の増加を挙げていた西予市のこの書き方に対して大変違和感があります。

補正予算で投じた協会への開業準備資金 9669 万 5000 円は予算時にも反対しましたが、その内訳は大まかな内容しかお答えがなく、十分な説明があるとは言えません。結果として最小の経費で最大の効果を上げたとは判断はできません。経営という観点でのマネジメント機能が果たされていないことが、今年度の決算を見れば明らかかと思えます。

これは手を尽くしたができなかったのではなく、残念ですができていないと評価するものです。指定管理者に移行することが決まったとしても、経営努力を重ね続けてもらわないと前年度比較が正確に行うことができません。それは市にとって大きな損害です。今回の決算を認定できないという

ことは本当に残念だと思っております。

以上でインクルセイよの反対討論を終わります。

○宇都宮議長

次に、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

認定第9号「令和6年度西予市病院事業会計決算の認定について」反対の立場で発言いたします。

令和6年度は公立の西予市民病院、野村病院、つくし苑が指定管理者制度導入により公設民営化になるという、西予市にとって大きな慎重な判断が求められる年となりました。

指定管理先は、相談先であった地域医療振興協会。野村・城川地区を中心とした住民の反対の声が上がる中、野村病院は外来診療のみの野村診療所となることが決まりました。そして、医療従事者たちは分限免職となりました。8月1日には開設準備室が設けられ、協会から3名の職員が常駐し、12月からは4人体制となりました。

令和5年度西予市公営企業会計決算書の西予市病院事業キャッシュ・フロー計算書を見ると、西予市民病院には資金期末残高として1億4025万6091円、野村病院には11億8201万2634円となっています。野村病院の職員からは、病院経営についてはどうしたら加算がとれるか、備品の整理をこまめになど職員一同、経営改善に頑張っただけだということを聞いています。

公設民営化が決まった令和6年度には、市民病院の資金期末残高は9879万6346円増えて2億3905万2437円となり、一方、野村病院は6億9725万5046円減って、4億8475万7588円となっています。

令和6年度12月の第4回定例会では、地域医療振興協会が運営を始める準備資金として、一般会計から経費として9669万5000円が補正予算に上げられ議会で承認されました。

その準備資金の内訳は、概算で人件費3000万円、採用経費1500万円、機器購入経費2500万円、旅費交通費1000万円、被服費1000万円、その他1000万円、10年間で48億円、年4.8億円となるかどうか分かりませんが、指定管理料を支払

うことも議会で議決されました。

地域医療のスペシャリストのドクターを中心に、社協、福祉施設ともに連携をしながら築いてこられた野村・城川地域の医療体制、地域住民からも頼りにされてきた野村病院、地域医療とは広大な面積を誇る西予市であるからこそ、公立でしか行き届かない医療体制がとれたはずだと市の選択にそして、議員の判断に対して残念でなりません。

令和6年度の西予市病院事業会計に関して、市民本位の会計となっていたかについては、反対せざるを得ません。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は原則、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを御確認ください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時37分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後2時38分）

全員の入室を確認いたしました。

また、本日の採決について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

まず、認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。お諮りいたします。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は賛成多数によって認定となりました。

次に、認定第2号「令和6年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第2号「令和6年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」は賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第3号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第3号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第3号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成多数によって認定となりました。

次に、認定第4号「令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第4号「令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第5号「令和6年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第5号「令和6年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成全員に

よって認定となりました。

次に、認定第6号「令和6年度西予市水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第6号「令和6年度西予市水道事業会計決算の認定について」は、賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第7号「令和6年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第7号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第7号「令和6年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について」は、賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第8号「令和6年度西予市下水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第8号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第8号「令和6年度西予市下水道事業会計決算の認定について」は、賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第9号「令和6年度西予市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第9号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第9号「令和6年度西予市病院事業会計決算の認定について」は賛成多数によって認定とな

りました。

次に、認定第 10 号「令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 10 号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第 10 号「令和 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」は、賛成全員によって認定となりました。

次に、認定第 11 号「令和 6 年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 11 号は原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

認定第 11 号「令和 6 年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成全員によって認定となりました。

（日程 3）

○宇都宮議長

日程第 3、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

それでは、議長の許可を得ましたので、財政危機脱却に向けた取組について行政報告を申し上げます。

西予市が誕生して 20 年あまり。それぞれの地域の魅力を引き出しながら、バランスのとれた発展と市民の一体感を育むまちづくりに取り組んでまいりました。そのような中、現在、本市は財政運営において重大な岐路に立たされています。過去 7 年間のうち 6 回が赤字決算となり、その期間

の赤字額の合計は 30 億円を超えています。

これは一過性の問題ではなく、慢性的な赤字体質が定着していることを示しており、財政の健全性は著しく損なわれています。

このまま赤字体質の改善が進まなければ、大規模災害への備えや行政サービスの維持が困難となり、市政の持続可能性そのものが危ぶまれる状況であります。まさに、本市の財政は危機的な段階に突入していると言わざるを得ません。今こそ赤字からの脱却に向けた変革が求められています。

財政悪化の主な要因としては、第 1 に、収入の減少に対する危機意識の欠如が挙げられます。

市は合併後、普通交付税の優遇措置を受けてきましたが、平成 27 年度からその優遇が段階的に終了し、年間で 15 億円以上の収入減少が生じました。改革の必要性は認識されていたものの、当時は市の貯金に余裕があったため、将来の財政危機に対する意識が希薄でした。

さらに、平成 30 年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応に追われることで、改革は停滞してしまいました。この停滞を乗り越える変革が待ったなしであります。

第 2 の要因として、借金を計画的に管理する調整機能の欠如が挙げられます。

本市は財政力が弱いため、公共施設や道路などの整備を進めるには、どうしても借金に頼らざるを得ない状況にあります。しかし、これまでの借金管理が十分でなく、返済能力を超える借入が続いた結果、返済額が増加し、財政を圧迫する事態となりました。

令和 5 年度からは、借入額に上限を設けるなど、借金を徹底管理する仕組みを整えています。

ただし、その効果があらわれるのは数年後になる見込みです。持続可能な財政運営への変革を確実に積み重ねていく必要があります。

これらの要因により、市の一般会計は収支バランスが大きく崩れており、ここ数年は、毎年 8 億円もの貯金を取崩して財源不足を補いながら、当初予算を編成する状態が続いています。

その結果、かつて 48 億円あった財政調整基金は、今年 4 月時点で僅か 2.8 億円まで減少しました。現在は、決算剰余金によって一時的に回復していますが、今後抜本的な改革を行わなければ、来年 4 月には再び底をつく見通しです。貯金のや

りくりには、もはや限界であり、赤字体質からの脱却に向け、根本的な変革を避けて通れません。

さらに、財政の厳しさに拍車をかけているのが、人口減少という深刻かつ長期的な課題です。これは、地域の持続可能性そのものを揺るがす問題でもあります。

20 年前に約 4 万 7000 人だった人口が、今年 4 月には約 3 万 3000 人に減少しています。何の対策も講じなければ、15 年後の 2040 年には約 2 万 3000 人、さらに 2060 年には約 1 万 3000 人にまで減ると予想されています。

特に出生者数も深刻で、昨年度の出生者数は、10 年前からおよそ半減し 120 人となりました。特に、宇和町を除く 4 つの町では、いずれも出生者数が 10 人以下と地域の将来を担う世代の減少が顕著であります。

このような人口減少は、行財政基盤のあらゆる側面に影響を及ぼす構造的な問題であります。今後の改革を進めるに当たって、人口減少への対応は避けて通れない課題であり、人口減少を前提とした持続可能なまちづくりへの変革が求められています。

平成の大合併の目的を覚えていらっしゃるでしょうか。平成 15 年 9 月、東宇和・三瓶町合併協議会で策定された西予市まちづくり計画の中で、合併の必要性の 1 つについて、次のような記述があります。「本地域の 5 町においても、昨今の厳しい財政状況の中で、多様化し拡大する行政課題に対し、住民の期待に応え、行政サービスのレベルを向上させるためには、合併によって行財政の効率化・合理化を進めるとともに、行財政能力を安定・強化することが望まれる」と記載されています。また、「少子・高齢化を見据えた健全な地域社会の構築」も重要な課題として取上げられています。やはり私たちは、合併の原点に戻り、合併の効果を発揮する改革に取り組まなければなりません。

その上で、私が目指すのは暮らして安心が体感できるまちづくりです。医療や福祉の支えに安心ができ、災害にも強く、いざというときに安心ができ、若い世代が安心して子育てができる。そんな西予市を未来に残したいと願っています。そのためには、これまでの行政あってこそその財政から、財政あってこそその行政への考え方を転換する必要

があります。

何よりも、市民の皆さんに正しく現状をお伝えし、将来への危機感を共有しながら、一人ひとりが意識を変革していくことが大切であります。

このまま何も手を打たず、赤字を放置すれば、私たちの町は将来、財政破綻し、国の管理下に置かれるかもしれません。そうならないためにもまだ余力のある今こそが、変革に向けた最後のチャンスです。

そこで、財政危機を一刻も早く乗り越えるために、本日、財政危機脱却に向けたせいよ変革宣言を発表します。あわせて、この改革を着実に進めるため、3 年間の集中改革期間を設けた財政危機脱却プラン 2025 も策定しました。

せいよ変革の「変革」とは、「このままでは生き残れない」という危機感のもと、既存の仕組みや考え方を根本から見直す姿勢を指します。本市の慢性的な赤字体質を黒字へと転換するための改革には、市民の皆様にも御負担をお願いすることになりますが、私たちも覚悟を持って臨みます。これまでの市政運営を見直すとともに、改革への決意と将来への責任を果たすべく、私、市長をはじめ、副市長、教育長の給与、そして職員組合との合意を得た中で、市職員の給与を、今後 2 年間削減し、変革に揺るぎない覚悟で取り組みます。

また、そのような厳しい財政状況ではありますが、人口減少対策の中でも、子どもたちが西予に誇りと愛着を持てるような取組は、今後も大切にしていきたいと考えています。今月の広報配布日には、プランの概要版を全戸にお届けいたします。

さらに、月末からは、各町で市政懇談会を開催し、市民の皆様にご説明させていただく予定です。ぜひお近くの会場に足をお運びいただき、御意見や御質問をお聞かせいただければと思います。

この変革は、急速に人口が減る中でも、ふるさと西予を守り抜くための挑戦であります。市民の皆様には大変御負担をおかけいたしますが、どうか御理解と御協力をお願い申し上げます。

議員各位におかれましても、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○宇都宮議長

以上で報告は終わりました。

(日程 4)

○宇都宮議長

次に日程第4、議会報告第3号「西予市の財政に関する特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

○宇都宮議長

お諮りいたします。

会議規則第45条第1項の規定により、同委員会の中間報告を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、西予市の財政に関する特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

西予市の財政に関する特別委員会委員長源正樹議員よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○源西予市の財政に関する特別委員会委員長

西予市の財政に関する特別委員会では、去る9月5日の本会議において、西予市財政危機脱却プラン2025原案に関する中間報告を行いました。

本日は、議員報酬を主とする議会費に関する中間報告を行います。

西予市の財政に関する特別委員会中間報告。

令和7年9月17日開催の第7回特別委員会において、西予市財政危機脱却プラン2025の策定に向け協議が進み、特別職の報酬削減や職員人件費抑制などが検討される中、また、大変厳しい市の財政状況の中、議員報酬、議会費、議会だより等のあり方について、どのように進めていくか協議を行い、各議員に対し意向確認のため、9月30日締切りでアンケート調査を行うこととしました。

令和7年10月3日開催の第8回特別委員会において、アンケート調査結果について協議を行いました。議員報酬については、今任期は議員全員が削減すべきとの回答でありました。

この結果に基づき、当特別委員会は、議員報酬の削減割合に関する意見の集約と取りまとめに向けて、早急に検討・協議を進めることとします。

以上、本特別委員会の中間報告とします。

令和7年10月10日、西予市の財政に関する特別委員会委員長源正樹。

○宇都宮議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結とし、中間報告を終わります。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月1日から本日まで40日間にわたる会期中で6名の議員さんから一般質問をはじめ、上程いたしました条例改正、補正予算、決算認定などの重要な案件をいずれも原案どおり可決または御認定いただきました。議員の皆様におかれましては熱心な御審議をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

9月26日に政府の地震調査委員会が、南海トラフ地震の発生確率を発表しましたが、異なる計算方法によって60から90%程度以上、または、20から50%が併記されるものでありました。異なる数値が出たことで、戸惑いや混乱も感じたところではありますが、マグニチュード8から9の巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況であることに変わりはありません。近年、震度6以上の大きな地震が頻発しております。

巨大地震という災害を正しく恐れることが重要であり、日頃から避難経路や避難場所の確認、備蓄品などの事前の備えとともに自助、共助の取組をお願いいたします。

自民党の総裁選挙により、高市早苗新総裁が就任されました。高市総裁は総務大臣を長く務められており、地方の実情にも詳しく、地方に向けた不足大型の積極的な経済対策にも期待するところであります。

また、大きな社会問題である病院、介護施設への診療報酬、介護報酬の早期引き上げも重要な施策として挙げられており、地方の課題解決に向け

た政策の推進に尽力をいただきたいと思います。

今年の夏も記録的な暑さとなりました。まさに、危険な暑さが連続した夏であったと思います。ようやく朝晩は秋の訪れを感じられるようになりましたが、日中はまだまだ厳しい残暑が続いております。寒暖差が激しく、体調管理が難しい時期でもありますので、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、市政運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

○宇都宮議長

これをもって、令和7年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 午後3時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 酒井 宇之吉

同 議員 まつもと みき

付 録

令和7年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月1日（月）～10月10日（金）

（会期40日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
9月1日	月	本会議（開会） 特別委員会	・ 全員協議会（午前9時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 決算審査特別委員会
9月2日	火	休 会	
9月3日	水	休 会	
9月4日	木	休 会	・ 質疑通告〳切
9月5日	金	休 会	
9月6日	土	休 会	
9月7日	日	休 会	
9月8日	月	本 会 議 特別委員会	・ 一般質問 ・ 決算審査特別委員会
9月9日	火	本 会 議	・ 行政報告会 ・ 全員協議会 ・ 一般質問
9月10日	水	常任委員会	
9月11日	木	常任委員会	
9月12日	金	休 会	・ 討論通告〳切
9月13日	土	休 会	
9月14日	日	休 会	
9月15日	月	休 会	
9月16日	火	休 会	
9月17日	水	本 会 議	・ 行政報告会 ・ 一般質問 ・ 質疑・委員会付託 ・ 追加議案理事者提案理由説明
9月18日	木	休 会	
9月19日	金	本 会 議	・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決
9月20日	土	休 会	
9月21日	日	休 会	
9月22日	月	特別委員会	・ 決算審査特別委員会（厚生分科会）
9月23日	火	休 会	
9月24日	水	特別委員会	・ 決算審査特別委員会（産業建設分科会）
9月25日	木	休 会	

月 日	曜日	日 程	備 考
9月26日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会（総務分科会）
9月27日	土	休 会	
9月28日	日	特別委員会	・行政報告会 ・決算審査特別委員会
9月29日	月	休 会	
9月30日	火	休 会	
10月1日	水	休 会	
10月2日	木	休 会	
10月3日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会
10月4日	土	休 会	
10月5日	日	休 会	
10月6日	月	休 会	
10月7日	火	休 会	
10月8日	水	休 会	・討論通告〆切
10月9日	木	休 会	
10月10日	金	本会議（閉会）	・全員協議会（午前11時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決

令和 7 年第 3 回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 5 号	専決処分第 5 号の承認を求めることについて(令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号))	07. 9. 1	原案承認
諮問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	07. 9. 1	原案同意
諮問第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について	07. 9. 1	原案同意
議案第 96号	西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	07. 9. 17	原案可決
議案第 97号	西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について	07. 9. 17	原案可決
議案第 98号	市道路線の認定について	07. 9. 17	原案可決
議案第 99号	令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 100号	令和 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 101号	令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 102号	令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 103号	令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 104号	令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算(第 2 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 105号	令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 106号	令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 107号	令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)	07. 9. 17	原案可決
議案第 108号	令和 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)	07. 9. 17	原案可決
認定第 1 号	令和 6 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	07. 10. 10	認 定
認定第 2 号	令和 6 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	07. 10. 10	認 定
認定第 3 号	令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	07. 10. 10	認 定
認定第 4 号	令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	07. 10. 10	認 定
認定第 5 号	令和 6 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	07. 10. 10	認 定
認定第 6 号	令和 6 年度西予市水道事業会計決算の認定について	07. 10. 10	認 定
認定第 7 号	令和 6 年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	07. 10. 10	認 定
認定第 8 号	令和 6 年度西予市下水道事業会計決算の認定について	07. 10. 10	認 定
認定第 9 号	令和 6 年度西予市病院事業会計決算の認定について	07. 10. 10	認 定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 10号	令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	07.10.10	認 定
認定第 11号	令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について	07.10.10	認 定
報告第 12号	令和6年度西予市一般会計継続費精算報告について	07.9.1	報 告
報告第 13号	令和6年度健全化判断比率の報告について	07.9.1	報 告
報告第 14号	令和6年度資金不足比率の報告について	07.9.1	報 告
報告第 15号	株式会社エフシーの経営状況について	07.9.1	報 告
報告第 16号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	07.9.1	報 告
報告第 17号	株式会社どんぶり館の経営状況について	07.9.1	報 告
報告第 18号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	07.9.1	報 告
報告第 19号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	07.9.1	報 告
報告第 20号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	07.9.1	報 告
報告第 21号	西予CATV株式会社の経営状況について	07.9.1	報 告
発議第 5号	西予市決算審査特別委員会の設置について	07.9.1	原案可決
選任第 5号	西予市決算審査特別委員会委員の選任	07.9.1	議長指名
議会報告2号	西予市の財政に関する特別委員会の中間報告について	07.9.5	報 告
議会報告3号	西予市の財政に関する特別委員会の中間報告について	07.10.10	報 告

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
6 月 16 日	全 議 員	令和 7 年第 2 回定例会 一般質問
6 月 17 日	全 議 員	令和 7 年第 2 回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	関 係 議 員	西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会
	議長・関係議員	議会運営委員会
6 月 19 日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
6 月 20 日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
6 月 21 日	議 長	東宇和農協第28回通常総代会
6 月 23 日	議 長	令和 7 年度四国西予ジオパーク推進協議会総会・ジオパーク講演会
6 月 24 日	議 長	西予市老人クラブ連合会総会
6 月 25 日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
6 月 27 日	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会実行委員会
	議長・関係議員	議会運営委員会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和 7 年度第 2 回定例会 閉会
	全 議 員	行政報告会
6 月 28 日	議 長	無人ヘリ防除30周年記念式典
7 月 2 日	議 長	四国西南サミット
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7 月 4 日	議 長	令和 7 年度西予地区防犯協会定期総会
7 月 7 日	議 長	平成30年 7 月豪雨災害に係る追悼献花
7 月 8 日	議 長	肱川流域総合整備推進協議会要望活動
7 月 10 日	議 長	第 1 6 7 回地方財政委員会
7 月 16 日	議 長	法華津・野福峠観光開発促進協議会監査
7 月 18 日	全 議 員	行政報告会
7 月 19 日	議 長	第30回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
7 月 23 日	議長・関係議員	西予市道路格付専門委員会
	議長・産建委員長	西予農業改良普及事業推進協議会総会
7 月 24 日	議長・副議長	うわじま牛鬼まつり
7 月 30 日	議 長	西予市遺族会代議員総会
	議 長	風賢央関後援会設立総会、化粧まわし贈呈式及び激励会
7 月 31 日	議 長	島根県雲南市議会視察受入
8 月 1 日	議 長	愛媛県市町村職員年金者連盟西予支部総会
8 月 3 日	議長・関係議員	かつばMATURIサマーin明浜2025
8 月 6 日	議 長	長野県駒ケ根市議会視察受入

月 日	出 席 者	行 事 名
	関 係 議 員	産業建設常任委員会行政視察(～8日)
8月15日	議 長	愛媛県戦没者追悼式
8月21日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
8月22日	議長・関係議員	議会運営委員会
8月27日	議長・副議長	全国市議会議長会研究フォーラムin札幌
	議長・関係議員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
8月31日	議 長	南予少年剣道錬成大会
9月1日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和7年第3回定例会開会

令和7年9月11日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

総務常任委員会

委員長 山本 英明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第96号	西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第99号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第100号	令和7年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	原案可決

令和 7 年 9 月 10 日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

厚生常任委員会

委員長 酒井 宇之吉

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第99号	令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)	原案可決
議案第101号	令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	原案可決
議案第102号	令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	原案可決
議案第103号	令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	原案可決
議案第107号	令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)	原案可決
議案第108号	令和 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)	原案可決

令和 7 年 9 月 10 日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

産業建設常任委員会

委員長 信宮 徹也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第97号	西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第98号	市道路線の認定について	原案可決
議案第99号	令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)	原案可決
議案第104号	令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算(第 2 号)	原案可決
議案第105号	令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)	原案可決
議案第106号	令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	原案可決

令和7年10月3日

西予市議会議長

宇都宮 俊文 様

西予市決算審査特別委員会

委員長 兵頭 学

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
認定第1号	令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第2号	令和6年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第3号	令和6年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第4号	令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第5号	令和6年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第6号	令和6年度西予市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第7号	令和6年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第8号	令和6年度西予市下水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第9号	令和6年度西予市病院事業会計決算の認定について	認 定
認定第10号	令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認 定
認定第11号	令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について	認 定

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第 96 号 西予市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

議案第 99 号 令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）

（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

議案第 100 号 令和 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）

以上、3 議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第99号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」について、危機管理課所管分では、防災行政無線・情報システム整備事業において、罹災証明書の発行や被災者台帳の作成業務を効率的かつ適正に行うことを目的として、令和元年度に愛媛県と19市町が共同で構築し、令和 2 年度から運用を開始している被災者支援連携システムの更新に係る費用を計上している。今回の更新により、タブレットやモバイル端末を活用することで、現地調査のスピードと精度が向上し、調査業務の効率化が図られ、災害時でも安定したシステム運営が可能となり、業務の継続性が大きく向上する。また、マイナポータルを活用した罹災証明の電子申請が可能となることで、住民の利便性が高まり、窓口業務の負担軽減にも繋がってくるため、災害対応体制が一層強化され、迅速かつ的確な被災者支援が可能となってくるとの説明があった。

委員からは、費用についての質疑があり、愛媛県が業者を決定し、その後、西予市と業者が契約を締結し、805万2000円の費用を支払うことになっているとの答弁であった。

財政課所管分では、令和 6 年度決算が確定し、財政調整基金として10億2469万7000円を積み立て、補正後の財政調整基金残高は、予算ベースで12億9937万3000円となる見込みである。しかし、今後の補正予算において、人事院勧告による給与改定のほか取崩しが想定されており、年度末残高は減少する見込みである。さらに、例年当初予算では、8 億円程度の取崩しを行っており、今回の財政危機脱却プランの行財政改革を行わなければ、令和 8 年 4 月には再び 2 億円から 3 億円程度の残高に落ち込んでしまうため、行財政改革が必要不可欠と考えているとの説明があった。

委員からは、公債費についての質疑があり、公債費は今後上昇し、令和10年度頃にピークを迎える。上昇分については、減債基金ほか基金を活用していくとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分では、卯之町はちのじまちづくり推進事業における進捗状況について質疑があり、令和 4 年 5 月に駅前周辺の施設整備が終わり、現在、事業者による維持管理、運営事業を進めている。事業者が、イベントなど様々な工夫を凝らして運営しており、この事業エリアのにぎわいが創出できるように活動していただいているとの答弁であった。

また、卯之町はちのじまちづくり整備事業は、卯之町駅舎を拠点として、商店街や町並みエリアを中心に、地域全体の交流の拡大や賑わいづくりを目的としているため、実際に施設やイベント等の企画運営をしている事業者に対し西予市としてバックアップ体制を築いてほしいとの意見があった。

教育総務課所管分では、市内中学校の再編計画を検討するため検討委員会の設置及び開催に係る経費を計上している。検討委員会は、関係者25名程度で構成し、年度内に 6 回の開催を予定しており、市内中学校の適正な規模、配置に向けた具体的な方策などを検討いただくこととしているとの説

明があった。

委員からは、委員会で検討される項目についての質疑があり、再編の必要性、中学校の生徒数や学級数の推移、施設状況、そして、再編を検討するにあたり大規模校・小規模校のメリット・デメリット、地域に与える影響などを説明した上で、西予市における望ましい教育環境、学校再編によって地域へ与える影響などの意見をいただき、西予市内での生徒数の将来推計を考慮した上で、具体的な学校の規模や配置について検討いただきたいとの答弁であった。

また、最終的に校舎の建て替えとなった場合、建設に係る専門的な知識をもった方が検討委員会の委員として入る予定はあるのかとの質疑があり、検討委員会において再編の合意形成が得られた場合は、再編後の学校建設にかかる別の検討委員会を立ち上げ基本構想から検討いただくことを考えている。その際には、改めて委員構成を検討していきたいとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和7年9月 17 日

総務常任委員会
委員長 山本 英明

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第99号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)
(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)
- 議案第101号 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第102号 令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第103号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第107号 令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第108号 令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)

以上、6議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)」について、福祉課所管分では、平成30年7月豪雨災害により被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行い、令和3年度より貸付金の償還が始まっており、今年度1件の繰上償還申請があったため、予算を増額するとの説明があった。

委員からは、現在の貸付残額について質疑があり、今回の繰上償還を除いて2人が償還中であり、利子を含めて204万8030円であるとの答弁であった。

長寿介護課所管分では、介護施設等の大規模改修にあわせて、介護ロボット、ICT導入を支援する事業に対する補助金の増額補正について、ICT機器を導入することにより介護職員の身体的な負担を軽減し、業務効率を向上させるだけでなく、利用者のプライバシーを守りながら、よりきめ細やかなケアを可能にするとの説明があった。

委員からは、補助金交付基準について質疑があり、愛媛県介護施設開設準備経費助成金実施要綱に基づいた基準があり、県補助金の上限額は6500万円となっており、不足分は事業実施事業者の持ち出しがあるとの答弁であった。

また、関係機関への周知方法について質疑があり、関係機関へはしかるべき時期に補助の申請についての周知を行っているとの答弁であった。

敬老会活動支援事業の増額補正について、委員からはどのくらい増えたのか、また参加者を増やす工夫について質疑があり、令和6年度と比べ、令和7年度は敬老会開催が2地区増加し63地区、記念品配布が2地区増加し67地区の見込みであり、今後も参加者が増えるよう周知を行っていくとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分では、医療介護推進室の看護師等奨学資金貸与制度事業において、看護師等奨学資金貸付金の返還免除期間内に2人の職員が退職し、奨学金の返済義務が発生したことに伴い、予算を増額するものとの説明があった。

委員からは、今現在、この奨学金を受けた人は何人在籍しているのかとの質疑があり、平成28年度から今年度までに12人に奨学金の貸与を行っており、内4人は現役の学生で、学校を卒業した8人のうち7人が西予市立病院に就職をした。今年度当初までに5人が在職していたが、今回2人が退職

したため、現時点では３人の看護師が市民病院に在職しているとの答弁であった。

議案第108号令和７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）では、介護老人保健施設つくし苑に、介護テクノロジー機器導入のための購入費及びそれに伴う県補助金の増額補正を行うと説明があった。

委員からは、購入する機器について質疑があり、マットレスや敷布団の下にセンサーを敷き、寝返りや呼吸、心拍等を検出しリアルタイムに表示ができる。機器を導入することにより、夜勤職員の巡視を必要な時に実施でき、現在５回実施している巡視の回数を減らすような効果もあるとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和７年９月17日

厚生常任委員会

委員長 酒井 宇之吉

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第97号 西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第98号 市道路線の認定について

議案第99号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)

(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)

議案第104号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第105号 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)

議案第106号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)

以上、6議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第97号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」では、市が管理する法定外公共物の使用料について、現行では毎年度初めに使用料を徴収しているが、使用料の7割程度が1件当たり300円以下と少額であり、請求事務の費用対効果が少ないことから、効果的で適正な維持管理を行うため、占有許可期間内の使用料を一括で支払うことができるよう本条例の一部を改正するとの説明があった。

委員より、使用料を一括で納めたのちに、許可期間内に撤去した場合に使用料は返還されるのかとの質疑があり、使用料の返還は基本的に行わないが、道路法第71条第2項に基づき、公益上の理由によりその占有許可が取り消された場合もしくは、既に納付された使用料が占有許可日から取消しまでの期間に対応する占有料を超過している場合のみ返還の対象になるとの答弁であった。

議案第99号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第3号)」について、農業水産課所管分では、県が創設した畜産生産基盤維持強化支援事業において、畜産施設等の整備改修等並びに、地域と調和した経営のための堆肥製造施設に係る作業機械の取得に対する支援のため、今回の補正予算で1756万7000円を計上している。また、この事業に対して市内の4つのクラスター協議会から8経営体、14件の要望が出ており、内容としては、牛舎、豚舎及び堆肥舎の補修、改修や除ふん用機械の導入、牛舎、堆肥舎へのLED改修などであるとの説明があった。

議案第105号「令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)」では、水道水の水質基準を新たに設定した法改正に伴い、有機フッ素化合物であるPFOS、PFOAの臨時水質検査を実施するとの説明があった。

委員より国から出された水質検査に係る方針の詳細について質疑があり、これまで年間51項目の水質検査が義務付けられていたが、来年度からは有機フッ素化合物のPFOS、PFOAの検査項目が1つ追加され、52項目の検査が必要になるとの答弁であった。

議案第106号「令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)」では、上下水道課で使用している下水道工事積算システム賃借料の計上に伴う事務費の調整について説明があった。

委員より下水道工事積算システムを借り上げなければならない根拠について質疑があり、下水道工事設計に使用する下水道工事積算システムは現在5カ年の契約を結んでいる。その中で、単価・歩掛り更新の契約期間が令和6年度までとなっており、令和7年度も継続して使用する必要があるため

借上料の予算を計上しているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和7年9月17日

産業建設常任委員会
委員長 信宮 徹也

西予市決算審査特別委員会審査報告書

【審査した議案】

認定第1号 令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和6年度西予市水道事業会計決算の認定について

認定第7号 令和6年度西予市簡易水道事業会計決算の認定について

認定第8号 令和6年度西予市下水道事業会計決算の認定について

認定第9号 令和6年度西予市病院事業会計決算の認定について

認定第10号 令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

認定第11号 令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について

以上、11件について、認定と決した。

【審査経過及び意見等】

認定第1号「令和6年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、総務課所管分の『職員採用試験事業』では、技師が不足している中で、技術系高校への訪問も必要ではないかとの質疑があり、技術職も足りない状況となっているため、今後近隣の高校訪問も検討していきたいとの答弁であった。

また、応募者を増やす取組として、市長が直接メッセージを発信することは考えていないかとの質疑があり、本市の魅力や将来像、応募者へのアピールも含めて、市長の気持ちと期待を載せたメッセージについては、広報やホームページ、SNS等への掲載を考えていきたい。メッセージの伝え方については、動画などの事例もあるので検討したいとの答弁であった。

危機管理課所管分の『防災対策啓発活動事業』では、令和5年度に開発した「みんなの防災アプリ」が、産官学が連携して取り組んだ新たな防災モデルとして高く評価され、地域に根差した実践的な取組であることから、一般社団法人デジタルメディア協会が主催する第30回AMDアワードにおいて、リージョナル賞を受賞することができた。今後は、より多くの市民の方に御利用いただけるよう周知、啓発活動を強化するとともに、説明会の開催などを通じ、利用促進に努めたいとの説明に対し、委員からは、「みんなの防災アプリ」の利用率についての質疑があり、現在1,296名の方に利用していただいているとの答弁であった。

税務課所管分の『債権整理事業』では、債権所管課への研修会やヒアリング等を実施し、意識、知識、技術の向上を図るとともに、徴収困難な強制徴収公債権を41件引受けし、31件が完納となった。債権全体では令和5年度比で3312万9000円の減額となっており、引き続き、債権所管課において、債権の適正な管理を行えるよう取り組みたいとの説明があった。

委員からは、債権整理室の設置による効果について質疑があり、債権所管課に対する研修と指導等を行った結果、保険料等において給料、年金の差押え等の単独執行が行われるようになってきた。また、債権所管課において滞納に対する意識向上が図れているとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分の『移住交流促進事業』では、空き家における家財道具搬出支援の対象を地域づくり組織まで広げて活用することはできないかとの質疑があり、移住者住宅改修支援事業については、愛媛県の補助金を活用しており、県の要綱では、県外からの移住者と定められているため、すぐに対応するのは難しいとの答弁であった。

『地域おこし協力隊事業』では、協力隊を受け入れていない地域に対し、アドバイザーを積極的に派遣してはどうかとの質疑があり、今後も協力隊を受け入れていない地域への支援を充実させるため、アドバイザー制度を積極的に活用できるよう、引き続き総務省へ申請を行うとの答弁であった。

『地域づくり活動センター推進事業』では、地域のリーダーづくりについて質疑があり、アドバイザー派遣事業以外にも、地域づくり組織を対象とした研修会を引き続き開催し、リーダーづくりに努めていきたいとの答弁であった。

『結婚推進委員会補助事業』では、農業や地域課題の解決を出会いの場とするような、田舎ならではの結婚を意識させない出会いの場づくりを行政が企画してみてもどうかとの質疑があり、現在、市内事業所の若手職員同士の異業種交流スキルアップ事業において、イベントを企画しながら交流を深めていく、結婚を意識させない中での出会いの場の創出を実施しており、そこから結婚に繋がることができると期待しているとの答弁であった。

また、結婚相談件数が減少したことについて質疑があり、結婚推進委員からは、相談時間が昼間ということや、相談場所が行政機関であることから利用しづらいといったことが考えられると聞いており、SNSを使った予約方式や、出向いて相談を行うことなど、結婚推進委員会で前向きに検討していきたいとの答弁であった。

デジタル推進課所管分の『情報システム管理運用事業』では、庁内事務手続のオンライン化、市民向けの行政手続のオンライン化に向けて、キントーンアプリを全職員に導入している。令和7年3月時点で197個のキントーンアプリが稼働しており、導入効果として、業務の生産性向上と事務処理時間の削減が図られているとの説明に対し、委員からはキントーンの使用料についての質疑があり、年間使用料が437万5558円との答弁であった。

教育総務課所管分の『小学校施設整備事業』では、施設の整備、改修における財源について質疑があり、国庫支出金である学校施設環境改善交付金については、基本的に学校の再編等、統合校に優先的に配分される傾向にあるようで、現在採択されることが難しくなっているため、国の交付金の動向を注視しながら進めていきたいとの答弁であった。

学校教育課所管分の『中学校教育活動補助事業』では、各種大会の出場に係る補助について質疑があり、原則全額補助としているが、宿泊費については、大会の規模に応じて上限を設けている。しかし、全国大会の宿泊費については、大会主催者から宿泊先の指定があるため全額支給しているとの答弁であった。

また、令和6年度事業費が増加した要因についての質疑があり、自然教室の参加人数や、各種大会の出場人数は減少しているが、宇和中学校の剣道部女子やバスケットボール部男子の活躍により、各種大会等の出場費の補助金が増加したとの答弁であった。

まなび推進課所管分の『地域学校協働活動推進事業』では、学童保育との関りについて質疑があり、教育委員会が持つこれらの事業は、地域住民の参画によって、いろんな体験の学習を提供するという事業であり、行政が施策的に実施するのではなく、住民参画のもと多様な学びの場を提供しているとの答弁であった。

人権啓発課所管分の『宇和小森会館管理運営事業』では、現在の小森会館が耐震性等の問題により将来的に使用できなくなり、次の活動場所は地域づくり活動センター等と聞いているが、これまでと同様の形で講座等を開催するののかとの質疑があり、小森会館は老朽化しており耐震性もなく、現時点では建替えができないため、機能を全て宇和ふれあいセンターに集約する計画であるとの答弁であった。

また、これまで小森会館が担ってきた、きめ細やかな相談事業について、受付は宇和ふれあいセンターのみになるのか、地域づくり活動センターでも可能になるのかと質疑があり、現在の考えとしては、宇和ふれあいセンターが主な相談場所になるが、今後地域づくり活動センターとも協議し、どのように相談事業を行うのか検討していきたいとの答弁であった。

環境衛生課所管分の『犬（ねこ）愛護事業』では、猫の被害を防ごうと多くの方が活動されているため、財政逼迫の折ではあるが、将来を見据えて対策を考えて欲しいとの意見があった。

また、市民からこの事業についての要望があったかとの質疑があり、要望は多く受けており、今後のことははっきりと決まっていないが、検討していきたいとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分の『西予市立病院看護師等奨学資金貸与制度事業』では、看護師不足は深刻な問題であるため、現在の学生向けの制度をUターンで西予市に戻ってくる方向けの制度に拡充する考えはないかとの質疑があり、現在の制度は奨学金を利用する看護学生が対象であり、Uターン者等に適用することは難しい。今後、学生以外の人材を対象とした看護師確保については、改めて検討するとの答弁であった。

また、制度の募集期間は適当であるのかとの質疑があり、看護学校等へ訪問やメールで制度説明やチラシを送付しており、広報せいよや市ホームページ、行政情報番組でも周知を行っているが、今後はより早い時期から情報発信に努めることで、多くの学生に制度を知ってもらい、広く募集をかけることを目指していきたいとの答弁であった。

『がん検診等事業』では、がん検診の受診率が低く見える現状について、実際には、市のがん検診以外に職場健診や人間ドックで検診を受けている人が多いと考えられるが、市としてこれらの検診情報を一体的に把握できるような取組を昨年度実施したかとの質疑があり、現時点では、検診情報の一体的な把握はできていないとの答弁であった。

委員からは、がん検診の受診率が低く見えるのは、分母が市全体の人口になっているためだと考えられ、正確な受診状況を把握するためには、受診案内の送付先ごとに実際の受診者数を把握したり、職場健診や人間ドックの受診者も多いことを考慮し、全数調査ではなく、統計的な手法で概数を把握するなど、より実態に即して調査方法を検討するよう意見があった。

福祉課所管分の『生活保護扶助事業（法定受託事務）』では、令和6年度の保護開始件数は30件、令和5年度に比べ6件減少し、扶助費が令和5年度から8.7%減少した理由として、主に高齢化に伴う自然減や施設入所による廃止が要因であるとの説明があった。

委員からは、今後の高齢化率の見込みについて質疑があり、令和6年度開始分の高齢者世帯は23件であり、全体の高齢化率は令和6年度と同様の60%前後で推移すると見込んでいるとの答弁であった。

子育て支援課所管分の『子ども医療費助成事業』では、高校生までの医療費無償化について、高校生の通院費を1800万円ほど支出している。軽微な怪我でも安易に病院を受診し、通院費が増加しているという懸念があり、制度の趣旨に反する不必要な受診を防ぐために、高校生に対して適切な受診行動を促すための啓発、宣伝活動を行っているかとの質疑があり、現状では、子ども医療費助成制度と日本スポーツ振興センターの災害給付金の重複受給防止について、近隣高等学校長へ通知をおこなってはいるが、今後は、適切な受診行動を促すための啓発活動を改めて行う必要があると認識しているとの答弁であった。

『結婚新生活支援事業』では、令和3年度に国の事業として開始され、令和5年度からは「えひめ人口減少対策総合交付金」の対象となったことで、所得要件の緩和や対象経費の拡大が図られ、それに伴い申請件数が増加していると説明があった。

委員からは、申請の要件に夫婦共にとあるが、夫婦どちらかにとは改正できないのかとの質疑があり、この事業は県の交付金を活用しており、市が住民からの要望や意見を取りまとめ、県へ提出することで、要件の緩和や事業内容の拡大につながる可能性がある。現時点では「夫婦どちらか」を要件とする考えはなかったが、今後の意見として県に上げていくことは可能であるとの答弁であった。

長寿介護課所管分の『敬老会活動支援事業』では、敬老会の本来の目的は、単に記念品を贈り宴会を開催することではなく、健康寿命の延伸や健康づくりに意識を持たせることにあるのではないかと考えるが、敬老会の活動実態や敬老会開催の協力団体について把握しているのかとの質疑があり、補助金交付の際に実績報告書に基づき、食事やお祝い品贈呈などの活動内容は把握しているが、記念品の選定や日程、協力団体など、敬老会の内容は各地区に任せており、地域団体の協力度合いは明確に把握できていないとの答弁であった。

また、補助金額について、物価高騰を考慮した増額の検討はできないのか、対象年齢も75歳から80歳などに引き上げるべきではないかとの質疑があり、近隣市町の状況も参考にしつつ、対象年齢変更については、前向きに検討していくとの答弁であった。

委員からは、老人福祉やフレイル予防の観点から、参加を嫌がる高齢者を減らし、敬老会を健康づくりや老人クラブの復活につながる活動の場とし、「西予市の老人は元気だぞ」というまちづくりも考えていただきたいとの意見があった。

『養護老人ホーム三楽園建設事業』では、高齢者にとって非常に良い条件の場所に移転しているが、施設の主な特色について質疑があり、居室は全室個室であること、また最新の監視システム等が導入されており、ICTツールを活用したケアが可能で、職員の負担軽減と効率的な管理を実現できている。加えて、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の対象となっており、要介護認定を受けておられる方に対し、介護、機能訓練、療養上のサービスなどを一体的に提供できることが、他の施設との大きな違いとなっているとの答弁であった。

経済振興課所管分の『商工業振興事業』では、店舗リニューアル補助金の申請において、対象外となった業種はあるか、またその理由について質疑があり、今年度の申請で業種によってお断りした事例はないが、門や塀の外装・外壁など店舗に直接関係ない部分の補修に係る申請については、問い合わせがあった時点で、当補助金の対象外であるためお断りしたとの答弁であった。

また、対象となる業種の見直しについて質疑があり、令和4年度の改正の際に対象となる業種について見直しを行っているが、対象外の業種の方からも問い合わせ等を受けていることもあり、それらの意見も踏まえて、今後、商工会と協議、検討していくとの答弁であった。

『市観光PR事業』では、昨年の質疑では何でもあることを良さと捉え、それをジオパークと結び付けてブランディングしていくとのことであったが、ブランディングの素地を醸成するために今年度取り組んだことはあるかとの質疑があり、西予市には多様な魅力があることを端的に表すキャッチコピー「セイ、いっぱい！西予」を作成し、それをポスターやポロシャツ、市の書類等にロゴとして使用することで目に触れる機会を増やし、西予市の認知度を上げる取組を行っているとの答弁であった。

また、西予市の4大イベント実施にかかる費用対効果や人員配置等に関する市の考え方について質疑があり、宇和町のイベントについては、今までの人員配置や駐車場の必要性を一から見直し、なるべく人員配置が必要ない形で実施できる方法を模索している。各イベントに対する補助金についても各観光協会と協議しながら、なるべく少ない予算で実施できるような運営を検討しているとの答弁であった。

『ジオブランド推進事業』では、「ジオの至宝」の認定数と認定基準について質疑があり、令和4年度と令和5年度、令和7年度に各1件の申請があり、いずれもジオブランドの認定には至らなかったが、その後の対応として改善点を丁寧に伝えるなど事業者に寄り添った伴走型の支援を行い、認定される産品が増えるよう努めているとの答弁であった。

『ふるさと納税推進事業』では、様々なふるさと納税ポータルサイトがあるが、西予市のふるさと納税特設ポータルサイトを利用して納税した場合の手数料について質疑があり、他のふるさと納税ポータルサイトから納税すると10%前後の手数料がかかるが、西予市のふるさと納税特設ポータルサイトから納税すれば手数料はかからない。今年度より利用しやすいサイトになるよう見直しを行っているとの答弁であった。

ふるさと納税PRについて、令和6年度はどのような会議や集まりで何件ぐらいPR活動を行ったのかとの質疑があり、昨年度は、西予市近畿野村高校同窓会に参加し、じゃこ天やちりめんなどの返礼品につながる地元産品を持参して試食を提供するなどのPR活動をした。関東圏にある西予市ゆかりの企業7社を訪問し、企業版ふるさと納税や個人のふるさと納税について直接周知を行った結果、企業版ふるさと納税の実績が生まれ、訪問先の企業ではベーコンなどの地元産品がピザの材料として採用されるなど、具体的な成果も上がっているとの答弁であった。

農業水産課所管分の『農業後継者育成事業』では、西予市外から新規就農を希望する方への支援について質疑があり、現在明浜地区で行われている柑橘農家就農支援事業では、Iターン・Jターン希望者への農業体験等開催に要する、受入れ協力農家や研修受講者に対する助成を行うことで、新規就農者の定着促進を図っているとの答弁であった。

『田んぼダム推進事業』では、田んぼダム事業の地域への広がりについて質疑があり、予算の範囲内で順次進めており、少しずつではあるが対象地区を広げているとの答弁であった。

林業課所管分の『有害鳥獣捕獲対策事業』では、令和5年度から令和6年度にかけての事業費増額に伴い、一般財源からの持ち出しも増えているが、森林環境譲与税を充当することはできないかとの質疑があり、令和7年度は、鳥獣の中でシカとイノシシについて、合わせて1000万円を上限に森林環境譲与税を充当しているとの答弁であった。

『林道網整備事業』では、新しく林道を舗装する場合の側溝の工事について質疑があり、未舗装の林道を舗装する場合は、側溝等の改良工事を行った後、舗装を行うとの答弁であった。

建設課所管分の『流域治水実践支援プログラム事業』では、雨水タンク・透水性舗装等への費用補助の申請者は川沿いの住民以外でも可能かとの質疑があり、補助金の対象エリアは西予市全域となっているとの答弁であった。

また、浸透枳や浸透側溝の安全性について質疑があり、浸透枳や浸透側溝を設置する際は、下層に特別な処理を行ったうえで構造物を設置するため、現在問題となっている下水道管の空洞化による大きな事故等にはつながらないとの答弁であった。

『空家対策計画策定管理事業』では、子育て世帯等空き家活用定住支援補助金は令和6年度において10件交付決定があったとのことだが、各町別の件数内訳はどのようになっているかとの質疑があり、10件全て宇和地区の申請であるとの答弁であった。

上下水道課所管分の『三瓶地区雨水公共下水道事業』では、令和6年度における事業の進捗について質疑があり、発進立坑のある旧宇和高等学校三瓶分校から港までの下流部分の工事は完了している。令和7年度においては、発進立坑から上流部のミニシールド（トンネル）工事が年度内に終了する予定となっている。その後、令和8年度には港側の掃き出しポンプ工事と最上流部の開削工事を実施し、安土地区の工事が完了する計画となっているとの答弁であった。

認定第3号「令和6年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」では、愛媛県の国民健康保険制度が平成30年度に統一され、県の運営に移行してからかなりの年数がたったが、国民健康保険の今後の在り方や財政への影響について質疑があり、令和11年度を目途に国民健康保険税（料）の賦課方式が県下統一される予定であり、令和15年度を目途に保険税（料）率についても統一予定であるが、市財政への影響はないものと考えているとの答弁であった。

認定第5号「令和6年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」では、地域支援事業における要支援者の減少は、人口の自然減だけでなく、全国的な訪問系サービスに対する介護報酬改定や、それによる事業所の倒産や休廃止の影響があるのではないかとの質疑があり、要支援者減少の背景には、確かに人口減少があるが、給付費の減少は、訪問系サービスの事業所が減少していることによる影響が、少なからずあると認識しているとの答弁であった。

認定第6号「令和6年度西予市水道事業会計決算の認定について」では、有収率が3%ほど上がっているが、令和7年度も同様に約3%の上昇を見込んでいるのかとの質疑があり、突発的な管路の漏水修繕や、漏水調査を委託して地表から見えない箇所への漏水も修繕を行っていることが今回の有収率が向上した大きな要因ではないかと考えているとの答弁であった。

認定第9号「令和6年度西予市病院事業会計決算の認定について」では、令和7年2月から野村病院の閉鎖した病床分が市民病院へそのまま移行し、市民病院の病床利用率は上がったのかとの質疑があり、野村病院の閉鎖した病床の患者を市民病院で受けた部分もあるが、他の病院等に行かれた方もある。要因の一つとしては、3月は医師の異動時期に重なり、入院を増やすことができなかったこともあり、利用率が大幅に上がっているという現状はなかったとの答弁であった。

認定第11号「令和6年度野村町貝吹地区財産区会計歳入歳出決算の認定について」では、貝吹地区財産区の財産を貝吹地区むらおこし推進会議に譲与することとのことだが、むらおこし推進会議の規約で山林や土地を持つことについて謳っているのかとの質疑があり、貝吹地区むらおこし推進会議は認可地縁団体であり、要件を満たしているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和7年 10 月 10 日

西予市決算審査特別委員会
委員長 兵 頭 学

西予市の財政に関する特別委員会中間報告

【経過概要】

西予市議会では、市の財政の健全化にむけた取組について調査研究することを目的に、令和7年6月27日に8人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、調査研究を行ってきた。

以下、本特別委員会で行われた調査研究内容について中間報告する。

【調査の概要】

令和7年6月27日開催の第1回特別委員会では、正副委員長の選任を行った。

令和7年7月10日開催の第2回特別委員会では、第1回西予市行財政改革有識者会議の概要について説明を受け、今後の取組について協議を行った。

令和7年8月5日に開催した第3回特別委員会では、冒頭に財政危機の自治体事例について、及び人口の推移と公共施設の現状について説明があった。

続いて、財政危機脱却プラン2025（原案）基本方針1持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメントの内、実施項目①施設保有量の最適化について、以下のような質疑、答弁があった。

体育館の廃止について、毎晩レクバレー等で利用されているが調整はできるのかとの質疑があった。プラン決定後、地元で随時説明に入り廃止の方向を伝えるという流れになる。人口減少が進んでいく中で、これだけある施設を残し続けるということは、不可能であると考えており、丁寧に説明をし、御理解をいただきたい。体育施設だけではなく様々な施設関係で、市民の皆様の御理解をいただかないといけない。職員一同で説明をし、御理解を得たいと考えているとの答弁であった。

公共施設除却について、費用の試算、その場合財源として市債は使えるのかとの質疑があった。公共施設の個別計画で除却計画を作る形になるので、市の財政のできる中で除却を順次進めていくという考え方も一つ必要となる。財源について、従来から建物を壊す際は、同じ場所にある施設を建て直す場合は、起債できた。令和7年度から国の新たな制度ができ、施設の再編・集約に取り組むのであれば、交付税措置率50%で起債が使えるよう制度改正をされた。集中改革期間に入るの、そこを見据えながら計画のほうは立てていきたいとの答弁であった。

利用団体等への周知について質疑があり、既に取組を進めているものについては、地元や関係団体等との調整に入っているところもあるが、基本的には、プラン公表を10月上旬に予定しており、具体的な動きとしてはそれ以降に、それぞれの施設を利用されている団体、また地域の住民の方々への説明をするような運びになるとの答弁であった。

公共施設の再編における削減効果の金額、記載の方法について質疑があり、表記の仕方について、分かりやすい形に記載の方法を改めるとの答弁であった。

次に、実施項目②管理運営の最適化について、以下のような質疑、答弁があった。

公共施設の空きスペース活用促進について、業務改革で各支所等にも空きスペースがあるが検討はされているのか。また、収入見込みについて、質疑があった。モデル事業の教育保健センター以外にも、今後になるが未利用部分等を調査し、可能なものは貸付けの方向で行っていくという考えである。収入見込みについては、金額も含め貸付け基準等が未定の部分があり、今後明確に設定していきたいと考えているとの答弁があった。

次に、実施項目③利用者負担の適正化について、以下のような質疑、答弁があった。

職員通勤用自動車の駐車料金徴収について、今回全地区対象で3,000円にするという案だが、宇和町の場合は適正と考えるが、他地区では高いのではないかと質疑があった。現在、職員組合とこの件について協議を行っている。地域によって大きな差があることは十分認識している。現在考えているのは基本的に公共施設、通勤のために公共施設を利用する場合においては、その行為については基本的には同じような考え方に立つべきであろうということで、本庁において3,000円という金額を出した以上、通勤用の駐車に対しては、同一の料金で設定をするということで、今回提案しているとの答弁があった。

火葬料金の改定について、近隣市町等の料金について質疑があり、令和6年8月19日現在の火葬料金は大人で宇和島市8,000円、八幡浜市1万円、大洲市8,000円であり、上島町が町内の方が3万円、内子町が2万円であるとの答弁であった。

第4回特別委員会では、冒頭に第2回西予市行財政改革有識者会議の内容について説明があった。人件費の抑制について、どのような意見があったかとの質疑があり、様々な懸念材料について意見等があったが、実施そのものについて、絶対駄目であるとか、そういったことまで踏み込んだような発言はなかったとの答弁であった。

続いて、財政危機脱却プラン2025（原案）基本方針2持続可能な行政運営に向けた財政改革についての内、実施項目①事務事業の再編及び事業規模の最適化について、以下のような質疑、答弁があった。

行政連絡委託業務の見直しについて、プラン決定から市民説明会までの流れについて質疑があり、代表区長会理事会において原案について説明する予定である。各種業務についても、集約、見直しを行い少しでも負担を軽減したい。合わせて職員の業務合理化・簡素化を進めていくとの答弁であった。

移住・定住対策事業の見直しに関して、地域おこし協力隊の削減について質疑があった。財源は、特別交付税であるが、特殊財政事情分がある程度減額され、交付額は毎年変わらない実情がある。県内他自治体よりも配置人数が多く、市の状況に応じての調整が必要であると認識している。また、協力隊の配置について偏りがあり、地域づくり組織での管理や地域任用職員の業務も負担が大きくなっており、その辺も踏まえて適正化に努めていきたいとの答弁であった。

人口減少対策事業も対象となっているが政策の大きな柱であるため、事業削減だけでなく、維持、拡充など様々な方向性が考えられるが、どのように取り組むのかとの質疑があり、人口減少対策は、令和5年度から県交付金等も活用し積極的に15事業を展開している。事業実績等を精査しある程度集約をしていきたい。短期間で効果がでるものではないが、人口減少対策は、積極的に進めていきたいとの答弁であった。

事業削減・縮小が中心で、全部減らすような印象である。市民説明会のときには、事業費をかけなくてもこの部分には力を入れるというような説明が必要ではないかと質疑があった。予算が少ない中でも、例えば、婚活事業など必要とされる事業には予算措置を行うべきとの協議を行っているとの答弁であった。

行政連絡委託業務の合理化の中で、区長要望取扱い変更について質疑があった。計画では、区長要望の取扱いについて、3年以上続けて要望があっても実現出来なければ一覧から削除をする。緊急性が高いものはその都度対応する。それがないものは新規要望の扱いとして、次年度の予算措置の対象とする。業務に要望のある内容について、一度全部内容を確認した上で次年度の取扱いを決めてい

く。今回のプラン全体を通して、地元要望全てに対応していくことが非常に難しくなっていることを、区長を初めとする地域住民の方に理解をして頂きたいとの答弁であった。

ジオパーク再認定について質疑があり、今回は、再認定を目指して申請している。ただ、その認定を受けた後、ジオパーク推進事業の状況を判断した上で、令和12年度に次回再申請となるが、それより前の段階で、次手を上げるかどうかの判断をするとの答弁であった。

次に、実施項目②イベント・行事等の見直し、実施項目③補助金・給付事業の適正化について説明があった。

次に、実施項目④新たな財源確保等について、以下のような質疑、答弁があった。

市保有の美術品について質疑があり、主にギャラリーしろかわで所蔵しているが、動産扱いとして西予市文化振興基金に含まれている。金額は約2億円で数十件あると認識しているとの答弁であった。

カーボンオフセット推進事業について質疑があり、所管の経済振興課で調査研究を進めるとの答弁であった。

消防車両等を官公庁オークションで売却できないかと質疑があった。消防本部で具体的に検討している。早速、令和8年度に官公庁オークションに取り組んでみたいと考えている。現在、税務課で差押物品を売却するために官公庁オークションを運用しているが、性質が異なっており、体制整備等について今後調査研究を進めるとの答弁であった。

公共施設について、売却等を進めるべきではとの質疑があり、民間等の金融機関で企業誘致も含めた形で遊休施設についての売却を進める取組があるため、調査研究を行い、積極的に売却する手法があればチャレンジをしていきたいとの答弁であった。

基金廃止について質疑があり、基金の利用実績がない場合、廃止を検討することが必要であり、担当課で整理していく。廃止した基金は、公共施設整備基金や地域振興基金への集約というのを先行して、重点化して進めているとの答弁であった。

総括質疑を行い、以下のような質疑、答弁があった。

行政区の役員のなり手が減少しているが、その行政区の調整を市ができないかとの質疑があった。人口減少が進む中で課題であるが、自治会は住民が自らやっていくことであるというスタンスは基本的に変わらない。ただし、地元からの要望等があれば、行政として必要に応じて対応する必要がある。そういったことに対応できる具体的なスキームを考えていく必要があり、今後の研究課題としたいとの答弁であった。

第5回特別委員会では、冒頭に令和8年度当初予算の概算要求結果について以下のような、質疑、答弁があった。

令和8年度予算には、この財政危機脱却プラン2025（原案）が反映されているが、この通りに進むのかとの質疑があり、今回の概算要求は、プランを実行した場合の効果も含めて、各担当課から要求を取りまとめた。今後いろんな調整が進む中で実現困難になってくる案件も出てくる可能性はあり、削減幅が少なくなる可能性はある。それも含めてこの3年の間に改革を進めていかなければならないとの答弁であった。

次に、財政調整基金の推移見通し及び補填要因について説明があった。

続いて、財政危機脱却プラン 2025（原案）基本方針 3 持続可能な行政運営に向けた組織・業務改革の内、実施項目①組織・人員体制の適正化について、以下のような質疑、答弁があった。

人件費の抑制の検討、人事院勧告への対応について質疑があった。給料表については、国の給料表と県の給料表があり、西予市は愛媛県に準拠している。給料表は毎年変更されており、一度見送ると次回改定の際に、調整が難しいという実態がある。勧告を反映し、何%か削減するという整理のほうで、将来使っていくやすいという面があると捉えているとの答弁であった。

早期退職者勧奨制度の再開について質疑があった。合併当初平成 17 年から数年間退職の勧奨を実施した。その当時は、職員数が非常に多く、適正な職員数の実施という国の指針の中で、職員数の適正化を図ってきた。今回、取り組む内容については、できるだけ職員の年齢階層ごとのバランスをとっていく必要があるということで、比較的高年齢の職員の層が今厚いというところを踏まえて、そのバランスをなるべく平準化するための方法としてこの勧奨制度を実施する。その他については今後の課題としてどのあたりから適用させるのかということは、制度設計の中で議論をし、固めていきたいとの答弁であった。

人件費の抑制について、業務の整理を行わなければ職員の負担が増え、結果的に人件費や残業手当を減らすのは難しいのではないかと質疑があった。業務の整理、省力化・合理化が必要である。様々な要望に今までは比較的対応してきたが、見直す時期に来ており、今回業務改革も並行して行う。職員の減少をカバーするのが D X であり、合理化、効率化を進める。仕事をしやすい環境を作り、働き方改革を実現し、職員の負担を減らし、要望についても、可能な範囲で答えていきたいとの答弁であった。

実施項目②生産性の向上に向けた業務改革について、以下のような質疑、答弁があった。

口座振替通知書廃止に関して、通知方法について質疑があり、税務課関係から口座振替した内容について確定申告用に年 1 回送付しているが、通帳で確認できる。申告が必要な場合証明書を交付するとの答弁であった。

次に、実施項目③行政サービスの D X 化について、以下のような質疑、答弁があった。

財政危機脱却プランにおいて、D X 化による効果について質疑があった。近年の情報システム電算費用は、年間 3 億円以上一般財源が生じて、物価高騰や為替の影響があり、年々増加傾向にある。今年度、今までの業務デジタル化の理解を得ながら検証と分析を行い、身の丈に合った規模で、デジタル化もやっていく必要があるとの答弁であった。

公金のキャッシュレス化により手数料が発生し、費用が増加するのではないかと質疑があり、今後、納付書での支払いについても金融機関で手数料が発生するとの話がある。キャッシュレス化を進めたほうが、利便性の向上や事務手続きの簡素化などで有利ということもあり、進めていくとの答弁であった。人件費抑制について、以下のような質疑、答弁があった。

入庁 5 年ぐらいの職員は、削減の対象にするべきではないとの意見があると聞いたが、との質疑があった。役職等に応じた形でのパーセントを変えていく中で、若手職員を適用除外にするという考え方もある。ただし、今回の財政改革は職員全員が取り組む必要があり、職員全員がこれに取り組んでいく、将来に向けて改革に取り組んでいくという意識改革を持つためには、基本的には全員があるべきではないか。その辺りについて、組合との交渉の中で、取扱いについては決定されるものと考えているとの答弁であった。

給与抑制による退職金への影響について質疑があり、退職金については給料月額表に基づいた金額になり影響はほぼない。一方年金については、報酬月額が算定基準であり若干は影響があるが、大きな影響はないと考えているとの答弁であった。

次に、法人市民税の改正について、以下のような質疑、答弁があった。

法人市民税の改正を行った場合に、歳入額の増加見込みについて質疑があり、令和7年度の予算ベースで約4000万円強の増収見込みとの答弁であった。

市内企業数について質疑があり、令和7年度の予算ベースで適用される法人数は全社で781社であり、税率の低い1号法人が781社中543社であるとの答弁であった。

総括質疑を行い、以下のような質疑、答弁があった。

人件費抑制について、プランは3年間であるが、財政が改善しない場合に延長するののかとの質疑があり、このプランの目標は当初予算の財政調整基金繰入金を3億円以内で、集中改革期間終了後においても、年間を通じて常に10億円以上の財政調整基金残高を確保できていることを達成するのが第1段階の目標である。それを達成するための一助として、意識改革が必要ということで職員にも一部負担をお願いをすることにしている。そのときの状況によっては、継続、もしくは、継続はしないけれどそれ以外のところでの改革をさらに推進することは考えられるとの答弁であった。

また、抑制は1年毎を期限とし最長3年とするなど、職員のモチベーションを考慮すべきではないかとの質疑があり、場合によっては、段階的な縮減や廃止することも可能だが、現状ではそこまで一気に好転することは難しい印象である。職員のモチベーションを十分に配慮しながら今後の取組を進めていき、組合との交渉の中で、組合側、職員側においても、やはりともに頑張っていかなければならないという、そういった意識に向けるように努めていきたいとの答弁であった。

人件費抑制について、まずは財政改革を1年間やってみて、給与カットもやむを得ませんよというふうにしたほうが、職員はモチベーションが上がって何とか業務改革も進むのではないかと質疑があった。今回改革プランを反映した令和8年度当初予算概算要求額は、8億円の財源不足である。これを3億円よりは小さくしたいが、ここからの絞り込みは例年のように恐らく進まないだろうという見通しを立てている。やはり財政としては早く貯金ができる体質に行きたいので、職員の力が借りられないかと職員説明会の中で説明しているとの答弁であった。

人件費抑制について、市民の意見をどの様に捉えているのかとの質疑があった。現在は、内部的な取組であるため意見を取っていない。今回のプランにより、どうしても負担、不便をかけるような内容も含まれている。市民、団体、事業者、全員に影響することであれば、等しく職員も共に、取り組まなければならないのではないかと。一丸となるための意識等を醸成するためにはこういったことで取り組んでいきたいということに着眼がある。市民に理解してもらうためにも必要であると考えているとの答弁であった。

質疑終了後、委員から人件費抑制について以下のような意見があった。

現時点では反対である。

3%という数字は納得しないが、減額は必要である。

賛成。1%でも2%でもカットしたほうが、職員が仕事をしやすいと考える。

まだ分からない。市民説明会後に人件費抑制がなかった時の反応があって、後出しになるのが一番最悪と思う。

行政の決意、覚悟には気持ち的に賛同したい。ただ市民の方の反応や、プラン実行後の成果を見てから行うことに、趣旨として賛同したい。

若手職員への影響を鑑みる限り、一律という部分に関しては非常に疑問を感じる。職員組合との団体交渉が9月上旬から始まるということでその辺りも加味して判断する。

第6回特別委員会では、冒頭に令和7年8月29日に西予市行財政改革有識者会議から提出された答申書について説明があった。

特別委員会で行った調査研究について協議を行い、令和7年9月5日の本会議において中間報告を行うこととし、報告案について協議検討を行った。

【今後の方向性について】

今後、プランを決定、進めるに当たっては、以下の点に十分留意されたい。

① 財政危機の要因について

令和元年度に合併算定替え制度が終了し、優遇措置の前後で比較すると年間15億円以上の実質的な普通地方交付税が減少した。これに対応するため行財政改革を行う必要があったが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対応、近年の物価高騰や人件費上昇などの影響があり進んでいない。

平成28年に策定された第2次西予市総合計画の中で行財政に関して以下の記述がある。「現状のまま歳出が推移し続けたとして、人口減少に伴う歳入減を考慮して推計すれば、楽観的に見ても、遠くない将来に、市の貯金に当たる基金の全てが枯渇する可能性がある。」その当時、既に財政危機に陥る可能性があることを認識していたのに、改革が進まなかった。財政危機脱却プランを策定・実行するにあたり、執行機関である行政、議決機関である議会双方が、これまで必要な改革を実行出来なかった事に真摯に向き合い、猛省しなくてはならない。

② 市民、職員の協力を得る取組について

西予市の財政規模に応じた適切な行政運営の実現には、市民、職員へ負担をお願いしなくてはならない施策が多くある。このプランの実行が、持続可能なまちづくりに繋がる前向きな取組であると将来ビジョンを示し、市民、行政、議会が一体となって取り組む必要がある。

現在の財政状況について理解頂き、危機的状況であり早急な改革が必要であることを納得頂き、協力頂くことが不可欠である。プラン策定後、旧町単位で市政懇談会を開催する予定との事だが、可能な限り丁寧に説明をされたい。

③ 人件費抑制について

人件費抑制は、最終手段である。

背景や趣旨については一定の理解はできる。しかしながら、給与カットは労働条件の不利益変更にあたるため、職員組合と誠実に協議を行い、合意形成に努めること。その際、実施期間、階層別の区分、適用範囲など、総合的な検討の上で、慎重に判断されたい。

以上、本特別委員会の中間報告とする。

令和7年9月5日

西予市の財政に関する特別委員会

委員長 源 正樹

参 考

特別委員会開催等の状況と主な内容

回数	開催日	開催内容
1	令和7年6月27日（金）	特別委員会正副委員長の選任について
2	令和7年7月10日（木）	第1回西予市行財政改革有識者会議の概要について 特別委員会の取り組みについて
3	令和7年8月5日（火）	財政危機の自治体事例について 人口の推移と公共施設の現状について西予市財政危機脱却プラン2025(原案) 基本方針1「持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメント」について
4	令和7年8月19日（火）	第2回西予市行財政改革有識者会議の意見について 西予市財政危機脱却プラン2025(原案) 基本方針2「持続可能な行政運営に向けた財政改革」について
5	令和7年8月21日（木）	令和8年度当初予算の概算要求結果について 財政調整基金の推移見通し及び補填要因について 西予市財政危機脱却プラン2025(原案) 基本方針3「持続可能な行政運営に向けた組織・業務改革」について 人件費抑制について 法人市民税の改正について
6	令和7年9月1日（月）	第3回西予市行財政改革有識者会議の意見及び答申について 特別委員会中間報告について

西予市の財政に関する特別委員会中間報告

【調査の概要】

令和7年9月17日開催の第7回特別委員会において、「西予市財政危機脱却プラン2025」の策定に向け協議が進み、特別職の報酬削減や職員人件費抑制などが検討される中、また、大変厳しい市の財政状況の中、議員報酬、議会費、議会だより等のあり方について、どのように進めていくか協議を行い、各議員に対し意向確認のため、9月30日締切でアンケート調査を行うこととした。

令和7年10月3日開催の第8回特別委員会において、アンケート調査結果について協議を行なった。議員報酬については、今任期は議員全員が削減すべきとの回答であった。

この結果に基づき、当委員会は議員報酬の削減割合に関する意見の集約と取りまとめに向けて、早急に検討、協議を進めることとする。

以上、本特別委員会の中間報告とする。

令和7年10月10日

西予市の財政に関する特別委員会
委員長 源 正樹

参 考

特別委員会開催等の状況と主な内容

回数	開催日	開催内容
1	令和7年6月27日（金）	特別委員会正副委員長の選任について
2	令和7年7月10日（木）	第1回西予市行財政改革有識者会議の概要について 特別委員会の取り組みについて
3	令和7年8月5日（火）	財政危機の自治体事例について 人口の推移と公共施設の現状について 西予市財政危機脱却プラン2025(原案) 基本方針1「持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメント」について
4	令和7年8月19日（火）	第2回西予市行財政改革有識者会議の意見について 西予市財政危機脱却プラン2025(原案) 基本方針2「持続可能な行政運営に向けた財政改革」について
5	令和7年8月21日（木）	令和8年度当初予算の概要要求結果について 財政調整基金の推移見通し及び補填要因について 基本方針3「持続可能な行政運営に向けた組織・業務改革」について 人件費抑制について 法人市民税の改正について
6	令和7年9月1日（月）	第3回西予市行財政改革有識者会議の意見及び答申について 特別委員会中間報告について
7	令和7年9月17日（水）	議員報酬、議会費、議会だよりについて
8	令和7年10月3日（金）	議員報酬等に関するアンケート結果に伴う中間報告について